

第百二十回国会 衆議院 商工委員会 議 録 第十三号

(二六〇)

平成三年四月十七日(水曜日)

午前九時三十二分開議

出席委員

委員長 奥田 幹生君

理事 達沢 一郎君

理事 高村 正彦君

理事 額賀福志郎君

理事 和田 貞夫君

理事 尾身 幸次君

理事 木村 義雄君

理事 齊藤斗志二君

理事 田原 隆君

理事 中谷 元君

理事 山本 拓君

理事 大島 章宏君

理事 小岩井 清君

理事 鈴木 久君

理事 安田 範君

理事 二見 伸明君

理事 小沢 和秋君

出席國務大臣

通商産業大臣 中尾 栄一君

出席政府委員

内閣法制局第四部長 越智 正英君

通商産業政務次官 自見庄三郎君

通商産業大臣官房総務審議官 高島 章君

通商産業大臣官房商務流通審議官 坂本 吉弘君

通商産業省通商政策局長 麻生 渡君

通商産業省産業政策局長 棚橋 祐治君

中小企業庁長官 高橋 達直君

委員外の出席者

中小企業庁小規模企業部長 江崎 格君

建設大臣官房審議官 内藤 勲君

農林水産省食品流通局市場課長 本田 浩次君

運輸省地域交通運輸局技術安全部長 山田 隆二君

自治大臣官房審議官 松本 英昭君

参 考 人 田島 義博君

参 考 人 高丘 季昭君

参 考 人 長 山本 勝一君

参 考 人 川井 芳男君

参 考 人 中村 紀伊君

参 考 人 松尾 恒生君

参 考 人 松尾 恒生君

参 考 人 松尾 恒生君

参 考 人 松尾 恒生君

参 考 人 松尾 恒生君

参 考 人 松尾 恒生君

参 考 人 松尾 恒生君

参 考 人 松尾 恒生君

参 考 人 松尾 恒生君

参 考 人 松尾 恒生君

参 考 人 松尾 恒生君

参 考 人 松尾 恒生君

参 考 人 松尾 恒生君

参 考 人 松尾 恒生君

参 考 人 松尾 恒生君

参 考 人 松尾 恒生君

参 考 人 松尾 恒生君

参 考 人 松尾 恒生君

参 考 人 松尾 恒生君

参 考 人 松尾 恒生君

参 考 人 松尾 恒生君

参 考 人 松尾 恒生君

参 考 人 松尾 恒生君

参 考 人 松尾 恒生君

参 考 人 松尾 恒生君

○奥田委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律の一部を改正する法律案、輸入品専門売場の設置に関する大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律の特例に関する法律案、特定商業集積の整備の促進に関する特別措置法案、民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法案の一部を改正する法律案、中小小売商業振興法の一部を改正する法律案及び和田貞夫君外十名提出、大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律の一部を改正する法律案の各案を一括して議題といたします。

本日は、参考人として学習院大学経済学部教授田島義博君、日本チェーンストア協会会長高丘季昭君、全国商店街振興組合連合会理事長山本勝一君、全国小売市場連合会会長長川井芳男君、主婦連合会副会長中村紀伊君、以上五名の方々の御出席をいただいております。

この際、参考人各位に一言ごあいさつを申し上げます。

本日は、御多用のところを御出席いただきまして、まことにありがとうございます。参考人各位におかれましては、ただいま議題となっており、各案につきましても、それぞれのお立場から、忌憚のない御意見を述べたいと存じます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

次に、議事の順序について申し上げます。

まず、参考人から御意見をそれぞれ十分程度お述べいただき、次に委員の質疑に対してお答えいただきます。

それでは、まず田島参考人をお願いいたします。

○田島参考人 田島でございますが、私の方から最初にかなり一般的な問題について意見を申し上げます。

げたいと思います。

申し上げたいテーマとしては三つござい
ます。一つは、これからの流通政策の考え方という
問題でございます。もう一つは、中小企業の役割
というところでございます。それから三番目に都市
計画と申しましうか、そういう商業政策の新しい
視点という問題、おおむねこの三つにつきまし
て意見を述べさせていただきます。

まず、これからの流通政策の考え方ござい
ますが、基本といたしましては、グローバル化の中
での国際的な常識というものを基礎に据えるべき
だと思っております。日本ではいろいろな流通政
策が形成されてまいりますのは、昭和三十年代
でございますが、その当時、日本の経済というの
はまだ中進国の域を出なかった時代でございま
して、今日では日本が非常に大きな経済力を有す
るに至ったということと同時に、世界がだんだんと
一つの経済システムに結びついてきておる、そう
いうグローバル化が進展をしております。例えばソ連
でありますとか、東欧でありますとか、中国でござ
いますとか、こういった社会主義の国々におき
ましても市場経済システムの導入を図っております。
そういう形でグローバル化が進展をしております
ので、流通政策の立案に当たりましては、国内
市場に関する問題だから国内の論理でという考え
方はもう通用しないのではないかと、こんなふう
に考えるわけであります。そういう意味で、今後
の流通政策の立案に当たりましては、国際的な常
識と申しましうか、ユニバーサルコンセンサス
というものがベースになるべきだ、こんなふう
に考えるわけであります。

ところで、国際的な常識とは何ぞや、という
問題になります。一つは、やはり競争メカニズム
を最大限に活用することだろうと思っております。
まず、それからもう一つは、消費者の視点を大事
にするということだろう、こんなふうな考えのわ
けであります。そのように競争メカニズムを消
費者の視点から最大限に活用させるということに
なりますと、これは、国内的にも国際的にも議論

されておりますように、流通にかかると規制を緩和
していく、そういう流通規制緩和、これは大店法
に限らないわけでございまして、これも、そういう
規制緩和というのが基調になるべきだ、こんな
ふうな考えのわけであります。

そういうわけで、従来大企業と中小企業の関係
を調整いたしておりました大店法に新しい競争促
進的な視点からの政策の変更が行われるというの
は、ある意味で当然であろうし、歴史の流れであ
る、こんなふうな考えのわけであります。

続きまして、中小企業の役割ということござ
います。そういう国際的な常識と申し上げまし
たけれども、国際的な常識というのは、日本の流
通システムというのが必ずしもすべてアメリカ
あるいはヨーロッパ型になるということではない
と申しますのは、望ましい流通のあり方というも
のを考えますときに、従来望ましさや判断する尺
度、物差しといたしましては、効率ということが
非常に優先されてまいりました。典型的には例え
ばドイツ、特に旧西ドイツの場合には、非常に競
争政策が貫徹されております関係で、非常に競争
的、効率的な流通の仕組みをつくり上げて
いくという点では一面望ましいわけでございま
すけれども、例えば中小の小売店というのがかなり
淘汰されてまいりますと、そのことが消費者の買
い物の利便性を阻害してまいります。そういうある
意味で行き過ぎた集中ということにつきましては、
消費者の利便その他、効率とは異なる視点から修
正が求められていくべきである、こんなふう
に考えるわけであります。

そういう意味では、日本の場合には小売業の非
常に大きな部分を中小企業が占めておりまして、
それは効率の点ではやや問題がありますけれども、
消費者の利便という点ではこれは先進国の中
では随一である、こんなふうな思っております。

したがって、今後は中小企業の役割を重視しな
がら、中小企業が消費者に与えている利便と

いったものと同時に雇用に果たしている役割等も
重視しながら、競争メカニズムの中で中小企業が
生き残っていく政策を、政策的な支援を考
えていくべきだ。そういうことで競争メカニズムの促
進ということと中小小売業の存立というものを両
立させる、こういう姿勢が必要であろう、こんな
ふうな考えのわけであります。そういう意味で、
中小商業政策のポイントといたしましては、だ
んと調整から助成あるいは強化といった方向へ
と転換をしていくことになるだろう、こんな
ふうな思っております。

最後に、従来、商業あるいは流通というものを
考えますときに、やはり都市政策的な視点という
ものは必ずしも十分でなかったように思っている場
りまして、そういう意味で人間が生活している場
所としての都市、これを商業の問題と組み合わせ
てどのように街づくりをやっていくか、この街づく
りに当たりましては、従来、都市の文化あるいは
買い物の利便とかといったことについては議論さ
れておりますが、我々としては、環境保護と申し
ましようか、生活環境の保護、この中には自然環
境も含みますけれども、そういった環境的な視点
というものが今後もっとつけ加えられるべきであ
ろう、こんなふうな考えております。

以上、意見を申し上げさせていただきます。あ
りがとうございました。(拍手)

○奥田委員長 ありがとうございます。

次に、高丘参考人にお願いたします。

○高丘参考人 日本チェーンストア協会の会長を
務めさせていただきます。高丘でございます。

本日は、内閣御提出の五法案及び和田貞夫先生
外十名の議員の皆様方御提出になつております
大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整
に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、
業界からの意見を述べる機会を与えていた
きましてまことにありがとうございます。
まず、内閣御提出の関係五法案全体について意

見を述べさせていただきます。ありがとうございます。

大店法は、御承知のとおり、消費者の利益に配
慮しつつ、中小小売業の事業活動の機会を適正に
確保することを目的として昭和四十八年に制定さ
れたわけでございますが、その後、石油ショック
等を原因とする経済的な困難もございまして、五
十三年の改正によりまして、法の運用が我々大型
店側から見ますと大変規制が強化されるという方
向に進んでまいりました。

申すまでもないことでございますが、小売商業
は国民全体の、消費者の皆様方のニーズに対応
いたしまして、良質の商品、サービスをできるだけ
安く提供することを責務といたしております。そ
の責務を貫徹するためには、本来、自由で活力
のある事業活動が必要であると考えております。
そして、その線に沿って、かねがね規制の緩和に
ついてお願いを申し上げてまいりました。昭和五
十年代後半になりました、我が国経済社会の構造
的な変革を背景として前川リポートが発表にな
り、新行革審におきます規制緩和に関する答申が
行われる等のことが行われ、通産省におかれま
しても「九〇年代流通ビジョン」あるいは日米構造
協議等を経て今日の改正案につながったものと
理解をいたしております。

小売商業界は、この間、業態的に見ましても、
百貨店、チェーンストア等の大型店のほか、専門
店、コンビニエンスストア、ポランタリーチェ
ーンストア、訪問販売、通信販売等大きく成長し
ております。一方、戦後、小売業に参入された
中小小売店の店主の方々につきましては、高齢
化とか後継者難等の要因も重なつておりまして、
今、小売商業問題は大型店と中小小売店との対立、
その調整という構図だけでは全体を的確にとらえ
られなくなつてきております。
消費者の側から見ましても、多様な選択が可能
である豊かでゆとりのある生活を実現するため
に、大型店に対するニーズも増大をいたしてお
りますけれども、中小小売店、専門店に対する要
望が極めて大きくなつておりまして、ショッピン

グセセンター等におきます大型店と専門店が相互補完の関係で出店することが必要となつてきております。また、消費者は単に物やサービスを買うという段階から、楽しい雰囲気の中で買物をしていただく、ショッピングと同時に家族の団らんや教養娯楽をお求めになる等、消費のパターンも変化してきておりまして、今後の出店に当たりましては街づくりの観点から極めて重要になってきております。

最近における経済の国際化の中で、輸入の拡大は極めて重要な我々の課題でございますが、これとともに経済の諸制度を国際的に普遍的なものにしていくことが極めて重要であると考えております。先般の日米構造協議におきましても、流通問題、とりわけ大店法問題が大きな議題の一つに上つたと承知しておりますけれども、輸入品専門売り場の特例を含めまして、大型店の出店調整制度の改善は諸外国からも強く望まれてきたところでございます。このような流通構造の変化、消費者ニーズへの対応、経済の国際化の進展等の要因から今回の関係五法案の御提案があったものと理解しております。我々はその内容につきまして、全体として見ますと、まことに時宜にかなつた妥当な改正であると考え、高く評価いたしておるところでございます。

次に、各法案の個別のポイントについて申し上げます。

大店法の改正案についてでございますが、このたびの改正案の出店調整制度につきましては、従来、出店の調整が法文上明記されていなかった。その結果、いわゆる商調協において行われてきたわけでございますが、これを清算し、大規模小売店舗審議会により直接調整が行われることになっております。このことは、出店調整の公平性、透明性、迅速性の確保の上で格段の改善であるといふふうに存じます。我々がかねてから要望してまいりました大店法の規制の緩和の方向に沿つたものでございますし、消費者の利益や国際協調の観点からも望ましいものであるといふふうに存じます。

す。

またこれから先のことでございますけれども、改正案が成立し、施行されるに当たりましては、大店審の審査体制の強化、改正法に基づき明快な運用等、商業調整がおおむね一年の間に円滑に行われ、小売商業が消費者利益の増進と地域経済の発展に寄与できますよう適切な御配慮をお願い申し上げます。

また、国と地方自治体の種別境界面積の改正につきましても、最近における一般的な店舗の大型化の傾向にかんがみましても妥当なものといふふうに考えます。さらに地方公共団体によるいわゆる上乗せ、横出し規制の是正につきましても、今回の改正により行き過ぎた規制が適正化されるものと強く期待しております。

次に、輸入品専門売場の特例法につきまして申し上げます。

我々チェーンストアは、国際化の進展に対応して製品輸入の拡大に努力するとともに、消費者に豊富な品ぞろえをしてお求めやすくして輸入商品の提供に努力をしております。今回の特例法は、これらの努力を助長するものでありまして、本法を活用して一層の製品輸入に努力をしております。次いで、特定商業集積法につきまして申し上げます。

我々は大規模なショッピングセンター等を建設する際に、関係する中央、地方の行政機関が極めて多くございまして、いろいろな不便を感じてまいりました。今回、街づくりの観点に立ちまして、通産省、建設省、自治省等関係省庁が一体となつて高度商業集積の促進をされること、と同時に、高度商業集積づくり等の総合対策のために通産省におかれましては千六百二十一億円に上る支援措置が用意をされ、また建設、自治両省におかれましては所要の支援措置を講じていただきますことは、今後の小売商業の発展と消費者の利益に寄与するものであるといふふうに思います。本施策につきましても、当業界としても積極的な参画

をしてまいりたいと思っておりますので、活用しやすい制度になりますように御配慮を賜りたいと思います。

さきに述べましたように、今後の消費者ニーズを考えますと、小売商業界は大型店と中小小売商の対立ということではなく、有機的に一体となつて店づくり、街づくりを行うことによりまして、消費者の豊かな消費生活に奉仕できるというふうな考えをしております。その意味におきまして、今回の商業集積づくりのための法案は、中小小売商業振興法改正案及び民生活法の改正法案を含めて極めて適切なものと考えております。

次に、和田先生外の御提案の大店法改正法案について一言意見を申し上げます。大店法の出店調整に関する我々の考え方は、内閣御提出の関係五法案について申し上げたとおりでございまして、省略をさせていただきますが、本改正案の提案理由説明を拝見いたしますと、全体として、政府案に見られるごとき規制緩和や自治体の独自規制の抑制に反対のお考えに立つての改正案のように拝察をいたしております。まことに恐縮でございますが、この改正案には賛成いたしかねます。

何とぞ十分御審議の上、一日も早く内閣御提出の五法案が成立し、小売商業の振興と消費者ニーズにこたえらるるとともに、国際的にも高い評価を勝ち得るよう強く希望いたしまして、意見の陳述を終わらせていただきます。

どうもありがとうございました。(拍手)

○奥田委員長 ありがとうございます。

次に、山本参考人にお願いたしました。山本参考人 ただいま御紹介賜りました全国商店街振興組合連合会理事長の山本でございます。先生方には大変私ども商店街、中小小売業者のために格別な御配慮、御支援を賜りまして、厚く御礼を申し上げます。また、本年度予算につきましても、魅力ある商店街・商業集積づくりのための総合的対策につきましては格別の御配慮を賜りまして、ここに改めて厚く御礼を申し上げます。

次第でございます。

ただいまから私の大店法関連法案につきましての意見を述べさせていただきます。

御承知のとおり、商店街を取り巻く環境は、消費生活様式の高級化、多様化、生活者の価値観の変化、交通体系、都市構造の変化、さらには昨年五月の運用の適正化措置により、滞留案件が二千五百件と言われる大型店のハイペースな出店申請によりまして、ますますその厳しさを加えておるわけでございます。

このような状況のもと、大店法関連五法案が提出されたわけでありまして、この中で大店法の改正につきましては、残念ではあります。関係審議会での審議、格段の振興策の拡充等、諸般の情勢を考慮しつつ、さらには、中小小売業者の事業活動の機会を適切に確保を図るといふ大店法の目的に則して厳格で慎重な調整が行われるというものを要請し、やむを得ないと判断しておるわけでございます。

また、魅力ある商店街・商業集積づくりのための中小小売商業振興法の改正、商業集積整備法の制定等につきましては強く支持するものでありまして、この施策を活用し、商店街の活性化に積極的に取り組んでまいり所存でありますので、その早期成立、施行を望むものでございます。

個別案件につきましては、まず大店法改正案の実施等に際しましては、次の点について格段の御配慮をお願いしたいと存じます。

一つには、中小小売業者の意見が大店審の審査の過程で的確に反映されるよう、関係者の十分な話し合いの場の確保と大店審の審査体制、機能の充実を図っていただきたいと存じます。具体的には、一つとして、大店審の地方部会の組織体制を拡充するとともに、その事務局体制の強化を図っていただきたい。二つ目としたしましては、大店審の地方部会委員の選定については、地域の実情や商業事情に精通している者であることはもちろん、商業問題の専門家の立場から中小小売業者を入れることも

に、都市計画等の専門家も入れていただきたいと思ひます。

三つ目としたしましては、大店審の意見聴取対象者の小売業者の選定に当たっては、商店街団体の推薦を尊重していただくとともに、学識経験者の選定については、都市計画等の専門家を入れていただきたいと思ひます。

四つ目としたしましては、交通体系、都市構造の変化等により大型店の商圏が近時著しく拡大しておりまして、市町村の域を超えた広域的な観点から調整を行っていただきたい。

五つ目には、大店審の審査の過程で、出店大型店と地元中小小売商の当事者間の話し合いの場をぜひともセッティングしていただきたい。

六つ目としたしましては、審査要領の見直しに当たっては、従来の経済性指標に加え、街づくりの観点の比重を高めていただきたい。

次に、二つ目としたしましては、街づくりの視点が、大店審の審議に強く反映されますよう、大店審における市町村長の意見の表明の機会をぜひとも確保していただきたい。

三つ目は、改正大店法施行後二年以内に同法の見直し、検討を行うこととしておりますが、一部の特定地域であっても、規制の撤廃は大店法の調整制度そのものをなし崩しにするため、撤廃は絶対に行わないでいただきたい。

次に、中小小売商業振興法の改正及び商業集積整備法の制定等につきましては、中小小売業者が新しい商業環境に的確に対応し得るよう、商店街の近代化、高度化、さらには良好な都市環境づくりを通産省、建設省、自治省の緊密な連携のもとに強く推進していただく必要があり、税制上の特例措置、債務保証等とあわせて一刻も早く成立、施行させていただきたいと存じますので、よろしくお願ひを申し上げます。

ただ、商業集積整備法の実施等に際しましては、あくまでも商店街中心の街づくりを推進していただくとともに、高度商業集積の整備に当たりましては、既存の商店街への影響に運用上十分配

慮されるよう特にお願ひしたいと思います。また、市町村の作成する特定商業集積整備の基本構想は、大店審における審査の過程で街づくりの観点から最大限の配慮が払われるように措置されるようお願ひを申し上げます。

私ども商店街は、豊かな消費生活の提供者として、また都市の顔として、その重責を果たすべく日夜商店街の活性化に取り組んでいくところでありますが、先生方におかれましては、中小小売商の置かれた苦しい立場を御理解いただきまして、大店法の関連法案の善処方とあわせて、魅力ある商店街・商業集積づくりのための総合的な対策を平成四年度以降におきまして相当長期間にわたってこれが維持拡充されますよう、特段の御配慮を賜りますよう特にお願ひを申し上げます。私の発言を終わらせていただきます。

ありがとうございました。(拍手)

○奥田委員長 ありがとうございます。

次に、川井参考人にお願ひいたします。

○川井参考人 本日、このような立派な商工委員会の議場において私が参考人として意見を述べさせていただきます。本場にありがとうございます。

ただいまから全国小売市場総連合会会長としての意見を申し上げたいと思ひます。どうぞよろしくお願ひいたします。

明治末期から東京、大阪等の都市化の流れが急速に進展するに伴い、市民の食生活をいかに確保するかは国家にとって極めて重大な政策課題であったと思われまふ。各都市においては、日用品供給の施設が早急の対策として取り上げられ、それが公設市場の始まりと考えられております。

大正三年、第一次世界大戦勃発後、諸物価の高騰により生活難を訴える者が続出、大正七年、いわゆる米騒動を誘発しました。各所に白米販売所を設け、価格率制機関として救済に当たったと言われております。また、第二次世界大戦時の食料品の安定供給のため、統制経済のもとに公設市場の果たした役割は非常に大きいものであったと言

えるでしょう。こうした多難な時代を経ながら、都市市民生活に不可欠の施設としての歴史は重要な意義を持つものと思われまふ。

戦後、経済の復興は、経済構造が整備充実され、流通機構や商業施設、また交通手段の進歩とともに消費志向に大きな変化をもたらした。従来の単なる生活用品の調達の場合に質的転換を求められるに至ったと言えるでしょう。

さらに、国際自由貿易を基調とする我が国の経済は、消費経済が世界的経済レベルとしての役割を余儀なくされております。平成二年、日米構造協議による大規模小売店舗法の改正は、国際経済社会の一員として、我が国が早晩避けて通れない過程であると思われまふ。

しかしながら、今回答申された大店法案が実施されることにより、大型店の出店は一段と自由競争に拍車がかかり、流通業界の地図は一変する可能性が予見されます。それによる商店街や中小小売業者などへの衝撃や不安感が相当に高まっております。いわゆる、我が国経済を支えてきた、将来も大きな役割を果たすべき中小小売業者への圧迫や犠牲を伴うものであれば、将来に大きな禍根を残すものと思われまふ。

こうした意味から、私は、大店法改正に基本的に反対の立場をとるものであります。しかしながら、先刻申し上げたとおり、自由貿易国家の一員であり、国家経済の観点からすれば、今回の改正もまたやむを得ない立法措置であろうかと考えております。願わくば、制定並びに適用の面において、何とぞ適正かつ明確な処置を心からお願ひするものでございませう。

最後に、最小限、具体的な希望を申し上げます。

一、出店調整期間について。調整期間を一年に短縮することについては、制度の面、また委員の構成について、さらに検討をお願いしたいと思います。

二、地方公共団体の独自性について。独自規制は廃止の方向で検討されているが、街づくりの視

点から地域の独自性を最大限に尊重していただきたいと思ひます。

三、大規模小売店舗審議会について。責務の重大性にかんがみ、地方の意見が十分に反映されるようお願ひしたいと思います。

四、輸入品売り場の特例措置について。輸入品売り場から他の売り場への不正の転用がないように厳格な防止措置を講じていただきたいと思ひます。

私たち全国小売市場総連合会では、皆さんが今、小売商人としての責務重大ということでも一生懸命これに取り組んでおりますので、今後ともひとつよろしくお願ひ申し上げます。

これをもちまして終わりたいと思ひます。どうもありがとうございます。(拍手)

○奥田委員長 ありがとうございます。

次に、中村参考人にお願ひいたします。

○中村参考人 主婦連合会の中村でございます。大店法改正法関連五法案について意見を申し上げます。

最初、大店法が法律としての適正な運用に戻ることによって、実態として規制緩和に向けて改正されるという基本的な点については賛成でございます。このことによつて、小売市場において公正で自由な競争が行われ、ますます多種多様化していく消費者のニーズにこたえてその利益が守られることを期待しております。

これまでの大店法をめぐる問題の焦点は、現在の我が国には二つの大店法があるということだと思ひます。一つは、法律としての大店法でございます。そしてもう一つは、事前説明、地元商業者との利害調整、商業活動調整協議会の審議など、これには、事前商調協、正式商調協、事々前というのもあるところがございまして、行政庁の指導による大店法の運用という大店法でございます。

この商調協が法律に根拠がないものでありながら、出店調整について決定的な判断をするという現在の運用は極めておかしいと考えます。合理性、客観性を欠いたものであり、ある時点の地域

の利害関係の調整ということになると考えております。

私も主婦連合会は、大店法に明記してある規定のみで手続を行い、それ以外の法律にない運用部分をすべて廃止せよと主張してまいりました。法律に基づかない大店法の運用の部分を修正することによって、今提起されております問題の多くは解決することになると思います。

ここにございます商工委員会調査室でおつくりになった資料の三ページに、その前段は法律改正のことが書いてございますけれども、「備考」というところに、「法律改正事項ではないが、出店調整処理手続の迅速性、明確性、透明性を確保するため、①商調協を廃止する、②出店調整処理期間を一年以内とする、」などが書かれておりますが、こういうものがきちんと実行され、法の運用を適正化することが一番重要なことではないかと考えております。

そして、その場合、法の運用をきちんとするということが判断基準をきちんとしなければならぬと思います。相対で話し合いて調整がされるということではなく、大店法は届け出た大規模店舗の事業活動がその周辺における中小小売業の事業活動に相当程度の影響を及ぼすおそれがあると認めるときに調整が行われるとしております。現在、五十九年三月決定の審査要領の見直し、検討が行われていると伺っておりますが、この際、今日の状況、今の流通業界、そして地域的な問題、交通問題、いろいろな状況が大きく変化しておりますときに、地域の小売市場において公正で自由な競争秩序を維持することを目的とした判断基準をきちんとすることが大事だと思っております。

そして、それを厳格に適用することが手続の明確化、透明化につながるというふうに考えております。そしてまた、その判断基準を公表することによって、出店者はそれを予測して、その範囲内の申請ができるのではないかと考えます。そして、通産大臣や都道府県知事の責任で行う勧告等の措置を中心に据えて、それに対して大店審による

公正な審議とその答申を組み合わせる仕組みを確立することが大事だと考えております。

そういう意味では、大店審、そしてこれからは地方府県大店審もできてくると思いますが、その人員増を図り、委員構成は消費者代表を含めて広い視野に立ち公正な審議を行える人を選ぶ。大店審の審議について、審議内容の公開等、一層の透明性の向上に努める。大店審が直接地元関係者から意見聴取する場合は、消費者、住民からの意見聴取を十分に行うこと、この場合、消費者団体、消費者の選定が行政の恣意的な運用とならぬよう配慮してほしい。また、公示というものが一番最初にございですが、これは広く一般住民に周知するという意味で、例えば区報とか市報とか町内の掲示板とか、一般住民がわかるような形で広くそういうことが行われるのだということを公示して、そして一般住民の意見を希望者は発言できる意見反映の場の確保をするということが大切だと思っております。

それからもう一つは、商調協の復活を許さないということが大切だと思っております。法的裏づけがないにもかかわらず、行政指導により出店調整の事実上のかねめとなって長年運営してまいりました商調協が廃止されるということになったわけですが、地方の商工行政が手不足である、実態として非常に大変だということのような理由にしたりその他のことで実質的に大店審の審議を代行するような事態が予測されております。法的性格がないままに従来と同じ弊害を生じないよう厳重に運用を改めてほしいと思っております。

次に、特定商業集積の整備の促進に関する特別措置法について申し上げたいと思っております。

大店法改正の場合に、街づくりに配慮した措置をとる希望は、私どもの会員からも一般の主婦たちからもたくさん出されております。多くは交通の問題、駐輪場の問題、駐車場の問題、環境の問題、そして自然環境の緑を残すという問題、それからごみ、廃棄物問題などいろいろなことがたくさん出ておりました。しかし、経済立法である

大店法にそこまで入れるということは疑問があるということ、都市計画などのかかわりの中で取り入れるということを私どもは希望しておりました。

都市計画は、その地域における土地利用についての計画を中心にして、地域住民の生活の場としての都市のあり方とその具体化の仕組みについて地域住民の意思を中心として組み上げることが必要であると考えております。この法案のうたう商店街の整備や中小店と大型店の共存共栄による中小小売商業の振興を考えたハイアメニティー・マートを核とした街づくり構想は、消費者のニーズの多様化、高度化、ライフスタイルの変化に対応する商業集積をつくり上げていくために、通産、建設、自治の三省が連携して施策を進めるとしてあります。公共施設の一体的整備もあり、補助金、出資、融資、債務保証、税制措置など各種の支援措置がそろっておりますが、この構想どおり消費者にとつて快適で魅力的な計画の街づくりに本當に寄与するの、いささか不安を持っております。

この法案で市町村が基本構想を作成することになっておりますが、その場合、「商工会議所又は商工会の意見を聴かなければならない」とあります。しかし、住民についてはその項がありません。街づくり構想は住民の参画なしには成り立たないということを考えております。計画の構想段階から実施段階まで住民意向の反映の仕組みをぜひ組み入れてほしいと思っております。そのためには計画の早期公表も必要ですし、ガラス張りの実施を行うことも大切だと思っております。

最近もいろいろな公園づくりが進められております。ところが、母親たちにとって、今までの雑木林があり、そして小さな山があり、お砂場があるような自然に囲まれた公園の方がよかった、いたずらにきれいな公園、造園業者がもうかるような、木を全部切ってしまう立派な木が植わる、そしていろいろな階段ができて、いろいろな遊具が据えられる、そういうものを果たして望んで

いるのだろうかという声がよく出ます。私たちの声を聞いてくれたら本當に子供が喜ぶ公園をつくるのだがという声がたくさん出ております。

そういう意味で、商店街というのは、商業者の方たちだけがこうすれば消費者が喜ぶだろう、来るだろうということ、こういう集積を多額の税金を使つてつくるのではなく、住民が何を希望しているか、今多様な要求がございますから、いろいろな形の住民の意向を吸収してつくらなければ、一時的な繁栄はあっても、長期的に見てその商店街を本當にみんなが愛し、そしてそこへ出かけていって、そこでいろいろの買い物をするものになるかどうかということは、大変疑問であると思っております。

そういう意味で、非常に大切な街づくりを含めたこの法案に対して十分な御審議をしていただきたい、そして、これの予算が生きて私も国民に返ってくるような、本當に実効あるものになるような御討議をお願いしたいと思っております。

○奥田委員長 ありがとうございます。(拍手)

以上で参考人の意見の開陳は終わりました。

○奥田委員長 これより参考人に対する質疑に入ります。

質疑者にかかじめ申し上げます。

質疑の際は、質疑する参考人のお名前をお示しください。

なお、念のため参考人各位に申し上げますが、発言の際は委員長の許可を得ることになっております。また、参考人は委員に対して質疑をすることはできないことになっておりますので、あらかじめ御承知おきを願います。また、時間の制約がございますので、お答えはなるべく簡潔にお願いいたします。

それでは、質疑の申し出がありますので、順次これを許します。逢沢一郎君。

○逢沢委員 自由民主党の逢沢一郎でございます。

事に調整権限をすべてゆだねるとともに、千五百
平米以下の店舗は市町村の独自規制にゆだねる、
そういう中身になっておるわけですね。そのこと
について、実態的にもそんなことになったらど
うだろうかといったようなことを私どもは大変心
配をいたしておる立場でございますけれども、
チェーンストア様の立場をいたしまして、その部
分についてはどう御意見をもちまして、その部
分をいたしたいと思ひます。

○高丘参事人 お答えを申し上げます。

小売商業の店舗というのは極めて地域性の高い
ものであることは十分に認識をいたしてお
ります。しかしながら、日本全国、消費のレベル
等につきましては均一化をしております。し
たがいまして、その中で私どもの店は、同一企業
の店は同一のレベルのサービスと商品の提供を
できる限りお客様にすることが我々の使命
だといふふうに考えております。そういった
と、ローカリティのあることは前提ございま
すけれども、地域別に規制のあり方が異なる
ということは、お客様に対して一つのブランドの店
舗が提供すべきサービスの質を異にするというこ
とになります。そういう意味におきまして、やは
り大規模小売店舗法は全国を網羅した法律として
運用をしていただきたいというのが私どもの考
え方でございます。

○達沢委員 続いて高丘参事人にお伺いをしたい
わけですが、旧来は本店法の規制もあつて
大規模小売店が出店の意思を持ってもなかなか出
店がでない、ところが、昨年の五月末から規制
も緩和になった、いよいよ法律も改正だといふこ
とで、先ほど山本参事人からもお話がございま
したように、計画は全国数を拾つてみると実は大変
な数になつてきたわけでありませう。

消費者の立場からすると、近所にスーパーがで
きる、あるいはある程度大きなお店ができる、そ
れは結構なことかもしれないけれども、既存の商
店街の立場に立つたとき、あるいは中小の小売店
の立場に立つたとき、一氣にたくさんものが津

波のように押し寄せる、やはりある種の恐怖感の
ようなものもそれは人間でありますから持つのも
やむを得ないかなと思つておられますが、一体
これからの動きがどうなることになるのか。もち
ろん、大型店さんとされても、既存の商店街や中
小の小売店の皆様との共存共栄というのは当然
りながら消費者の皆さんの期待にこたへよう、そ
ういふお立場に立つておられると思つてありま
すが、どういふふうにお店をなさろうとしてお
られるのか、その部分についてお伺いができれば
いふふうに思ひます。

波のように押し寄せる、やはりある種の恐怖感の
ようなものもそれは人間でありますから持つのも
やむを得ないかなと思つておられますが、一体
これからの動きがどうなることになるのか。もち
ろん、大型店さんとされても、既存の商店街や中
小の小売店の皆様との共存共栄というのは当然
りながら消費者の皆さんの期待にこたへよう、そ
ういふお立場に立つておられると思つてありま
すが、どういふふうにお店をなさろうとしてお
られるのか、その部分についてお伺いができれば
いふふうに思ひます。

そこで我々の方の、委員部の方から皆様方
のお手元に届いたと思ひますが、反対であれば反対
で私はやむを得ないと思つておられます。大型店の場合
は多少辛抱してもらわなくてはならぬという点
がありますから、これは立場としてはやむを得ない
と思ひます。しかし、消費者団体の中村参事人か
ら言われたように、法的に定めのない商調協、こ
れはどの立場に立つてもやはり不可思議なこと
であるわけですから、きちつと権限を持った形で調
整すべき部分は調整していくということが好ま
しいのじゃないかということで、政府案は商調協は
廃止して通産省が主体に規制ないしは調整をや
つていく、こういうことですが、我々の方は都道府
県知事にその権限を持たせていく。今自民党の達
沢委員が市町村の独自の権限といふことを言
われましたが、市町村はそうじゃない、権限は都道
府県の知事に与えて、市町村長に一部それをゆ
だねるといふ内容なんです。

波のように押し寄せる、やはりある種の恐怖感の
ようなものもそれは人間でありますから持つのも
やむを得ないかなと思つておられますが、一体
これからの動きがどうなることになるのか。もち
ろん、大型店さんとされても、既存の商店街や中
小の小売店の皆様との共存共栄というのは当然
りながら消費者の皆さんの期待にこたへよう、そ
ういふお立場に立つておられると思つてありま
すが、どういふふうにお店をなさろうとしてお
られるのか、その部分についてお伺いができれば
いふふうに思ひます。

波のように押し寄せる、やはりある種の恐怖感の
ようなものもそれは人間でありますから持つのも
やむを得ないかなと思つておられますが、一体
これからの動きがどうなることになるのか。もち
ろん、大型店さんとされても、既存の商店街や中
小の小売店の皆様との共存共栄というのは当然
りながら消費者の皆さんの期待にこたへよう、そ
ういふお立場に立つておられると思つてありま
すが、どういふふうにお店をなさろうとしてお
られるのか、その部分についてお伺いができれば
いふふうに思ひます。

そこで我々の方の、委員部の方から皆様方
のお手元に届いたと思ひますが、反対であれば反対
で私はやむを得ないと思つておられます。大型店の場合
は多少辛抱してもらわなくてはならぬという点
がありますから、これは立場としてはやむを得ない
と思ひます。しかし、消費者団体の中村参事人か
ら言われたように、法的に定めのない商調協、こ
れはどの立場に立つてもやはり不可思議なこと
であるわけですから、きちつと権限を持った形で調
整すべき部分は調整していくということが好ま
しいのじゃないかということで、政府案は商調協は
廃止して通産省が主体に規制ないしは調整をや
つていく、こういうことですが、我々の方は都道府
県知事にその権限を持たせていく。今自民党の達
沢委員が市町村の独自の権限といふことを言
われましたが、市町村はそうじゃない、権限は都道
府県の知事に与えて、市町村長に一部それをゆ
だねるといふ内容なんです。

波のように押し寄せる、やはりある種の恐怖感の
ようなものもそれは人間でありますから持つのも
やむを得ないかなと思つておられますが、一体
これからの動きがどうなることになるのか。もち
ろん、大型店さんとされても、既存の商店街や中
小の小売店の皆様との共存共栄というのは当然
りながら消費者の皆さんの期待にこたへよう、そ
ういふお立場に立つておられると思つてありま
すが、どういふふうにお店をなさろうとしてお
られるのか、その部分についてお伺いができれば
いふふうに思ひます。

波のように押し寄せる、やはりある種の恐怖感の
ようなものもそれは人間でありますから持つのも
やむを得ないかなと思つておられますが、一体
これからの動きがどうなることになるのか。もち
ろん、大型店さんとされても、既存の商店街や中
小の小売店の皆様との共存共栄というのは当然
りながら消費者の皆さんの期待にこたへよう、そ
ういふお立場に立つておられると思つてありま
すが、どういふふうにお店をなさろうとしてお
られるのか、その部分についてお伺いができれば
いふふうに思ひます。

そこで我々の方の、委員部の方から皆様方
のお手元に届いたと思ひますが、反対であれば反対
で私はやむを得ないと思つておられます。大型店の場合
は多少辛抱してもらわなくてはならぬという点
がありますから、これは立場としてはやむを得ない
と思ひます。しかし、消費者団体の中村参事人か
ら言われたように、法的に定めのない商調協、こ
れはどの立場に立つてもやはり不可思議なこと
であるわけですから、きちつと権限を持った形で調
整すべき部分は調整していくということが好ま
しいのじゃないかということで、政府案は商調協は
廃止して通産省が主体に規制ないしは調整をや
つていく、こういうことですが、我々の方は都道府
県知事にその権限を持たせていく。今自民党の達
沢委員が市町村の独自の権限といふことを言
われましたが、市町村はそうじゃない、権限は都道
府県の知事に与えて、市町村長に一部それをゆ
だねるといふ内容なんです。

波のように押し寄せる、やはりある種の恐怖感の
ようなものもそれは人間でありますから持つのも
やむを得ないかなと思つておられますが、一体
これからの動きがどうなることになるのか。もち
ろん、大型店さんとされても、既存の商店街や中
小の小売店の皆様との共存共栄というのは当然
りながら消費者の皆さんの期待にこたへよう、そ
ういふお立場に立つておられると思つてありま
すが、どういふふうにお店をなさろうとしてお
られるのか、その部分についてお伺いができれば
いふふうに思ひます。

波のように押し寄せる、やはりある種の恐怖感の
ようなものもそれは人間でありますから持つのも
やむを得ないかなと思つておられますが、一体
これからの動きがどうなることになるのか。もち
ろん、大型店さんとされても、既存の商店街や中
小の小売店の皆様との共存共栄というのは当然
りながら消費者の皆さんの期待にこたへよう、そ
ういふお立場に立つておられると思つてありま
すが、どういふふうにお店をなさろうとしてお
られるのか、その部分についてお伺いができれば
いふふうに思ひます。

そこで我々の方の、委員部の方から皆様方
のお手元に届いたと思ひますが、反対であれば反対
で私はやむを得ないと思つておられます。大型店の場合
は多少辛抱してもらわなくてはならぬという点
がありますから、これは立場としてはやむを得ない
と思ひます。しかし、消費者団体の中村参事人か
ら言われたように、法的に定めのない商調協、こ
れはどの立場に立つてもやはり不可思議なこと
であるわけですから、きちつと権限を持った形で調
整すべき部分は調整していくということが好ま
しいのじゃないかということで、政府案は商調協は
廃止して通産省が主体に規制ないしは調整をや
つていく、こういうことですが、我々の方は都道府
県知事にその権限を持たせていく。今自民党の達
沢委員が市町村の独自の権限といふことを言
われましたが、市町村はそうじゃない、権限は都道
府県の知事に与えて、市町村長に一部それをゆ
だねるといふ内容なんです。

波のように押し寄せる、やはりある種の恐怖感の
ようなものもそれは人間でありますから持つのも
やむを得ないかなと思つておられますが、一体
これからの動きがどうなることになるのか。もち
ろん、大型店さんとされても、既存の商店街や中
小の小売店の皆様との共存共栄というのは当然
りながら消費者の皆さんの期待にこたへよう、そ
ういふお立場に立つておられると思つてありま
すが、どういふふうにお店をなさろうとしてお
られるのか、その部分についてお伺いができれば
いふふうに思ひます。

波のように押し寄せる、やはりある種の恐怖感の
ようなものもそれは人間でありますから持つのも
やむを得ないかなと思つておられますが、一体
これからの動きがどうなることになるのか。もち
ろん、大型店さんとされても、既存の商店街や中
小の小売店の皆様との共存共栄というのは当然
りながら消費者の皆さんの期待にこたへよう、そ
ういふお立場に立つておられると思つてありま
すが、どういふふうにお店をなさろうとしてお
られるのか、その部分についてお伺いができれば
いふふうに思ひます。

そこで我々の方の、委員部の方から皆様方
のお手元に届いたと思ひますが、反対であれば反対
で私はやむを得ないと思つておられます。大型店の場合
は多少辛抱してもらわなくてはならぬという点
がありますから、これは立場としてはやむを得ない
と思ひます。しかし、消費者団体の中村参事人か
ら言われたように、法的に定めのない商調協、こ
れはどの立場に立つてもやはり不可思議なこと
であるわけですから、きちつと権限を持った形で調
整すべき部分は調整していくということが好ま
しいのじゃないかということで、政府案は商調協は
廃止して通産省が主体に規制ないしは調整をや
つていく、こういうことですが、我々の方は都道府
県知事にその権限を持たせていく。今自民党の達
沢委員が市町村の独自の権限といふことを言
われましたが、市町村はそうじゃない、権限は都道
府県の知事に与えて、市町村長に一部それをゆ
だねるといふ内容なんです。

が受ける影響というものがあのかないのか、どのような影響があるというように考えておられるのか、あるいは政府案と我々の案、まことに酷でございしますが、至らぬ点もありますが、しかしこれを比較していただいて、どちらが消費者の視点に立っておるとお感じになっておられるのか、ひとつ簡単に二人からお聞かせいただきたいと思います。

○山本参考人 お答えいたします。

私どもは、大店舗法の調整につきまして、従来の商調協で事を行うか、あるいはこのたびの大店審で調整を行っていただくかということにつきましては、確かに今までの商調協の調整につきましても若干問題があったことは事実でございますけれども、これははつきり申し上げまして結果論ではないかと思うわけでございまして、大店審といえども適正に調整をしていただけるならば、私はこれでいいのではないかと。

ただ、県というお話でございますけれども、今度区分が上がりまして千五百が三千、三千が六千ということで、六千までは県のいわゆる大店審で調整が行われるということでございまして、それ以上は国の大店審ということでございまして、長期的には、高丘さんの方の御意見もありますけれども、ハイマート二〇〇〇というようなかなり大規模な出店が行われるような形勢もあるわけでございまして、したがって、そういう問題を全体的に調整をしていただくということになりますと、県の域を超えたかなり広い影響があるという物件もあるわけでございまして、そういう観点からいけば、国の大店審で全体的な立場に立って御判断をいただくというのも一つの時代のいき方ではないかと思うわけでございまして。

いずれにしましても、この問題は、各都市の現場でございまして、理想からいけば、地域の問題として取り上げていただくのは非常にいいと思うわけでございしますが、しかし、そういうような広域的な見地からの調整も必要だということになりますと、やはり国と県で使い分けをしていただ

くのもいいんではないかというふうに思うわけでございまして、特に地域間競争あるいは都市間競争等々もございまして、地域によりましては極端な地域エゴというものがあつた面もあるわけでございまして、総括的に国の立場で広範囲をながめていただいて、私ども中小事業者と競争的共存の商業環境を確保するような方向で調整をしていただければありがたいと思っております。

いずれにしましても、いわゆる大店舗法の精神にのっとりまして適正な調整が行われるということに私どもは力点を置いておるわけでございまして、今後大店審がもし調整をされるという場合におきましては、そういう面に期待を持っております。

○川井参考人 答弁いたします。

ただいま我々の立場というものは、いろいろと大店舗法に関しては本間に反対の立場をとっておりますけれども、いろいろと、我々小売市場の連合会、今全国で約一千五百、関東と大阪で約一千余りの市場がございまして、うちの方の、私は横浜でございまして、これが非常に、横浜市でも横浜公設市場というものが公用廃止ということで今だんだん迫られておるわけです。その上にもつてきて、このような大店舗法の問題が出てきたわけでございまして、大阪の方も、関東と関西などの約半分の五百余りの市場を持っております。そうすると、どうしても大阪に押されるのが横浜、本間に何十店舗きりないわけですから、京都市、そういうようなあれでいような反発が出るわけでございまして。

私も、実は会長になってから一年にまだなっております。入院期間というのが八カ月です。まだやとこで歩けるようになって、小売市場連合会のことに対しては余りよく研究しておりますけれども、何しろ立法措置というような関連から、一応反対でもあるけれども、一応これはやむを得ないんじゃないかということで、笑わないで

ください、これは本間に私の方も詰まった考えできよう来ているわけでございまして。

私の方も大店舗法に関してはぜひとも、大店舗のあれを国でやる、ただ通産省でやっても、あるいは私の言う都道府県知事の許可をやるということもそう変わりはないけれども、私の方ではやはり先生が言われたとおり、県の知事あるいは地方団体あるいは地方の学識経験者あるいは消費者の代表、これの御意見を伺って、ひとつこれをうまくやわらかく持っていくつもりはないかとというのが、そういう立場でございまして。そういうわけでございまして。どうもありがとうございます。

○和田(貞)委員 高丘参考人にお尋ねしますが、私たちの考え方というのは、地方自治に、都道府県の知事にゆだねるというのは、何もこの大店舗法が皆反対だということじゃないのです。地域によつてはやはり積極的に街おこし、村おこしのために大店が来てほしい、百貨店来てほしい、大型店舗が来てほしいというところもあるわけなんです。だから、画一的に通産のサイドで調整するということより、一番物事をよくわかつた、そして消費者のニーズも地域地域によつて違うわけですから、一番よく熟知をした都道府県知事に権限を与える方が私はよりベターじゃないかというところで権限を都道府県知事にしようということを言っているのですが、その点は、先ほど何かお答えになって、やはり同じ店舗はどこへ行っても一緒や、だから通産でいいんだというような視点じゃなくて、私のような考え方というのはいやうな視点だめですか。

○高丘参考人 お答えを申し上げます。先ほど申し上げましたように、私どもは地域社会に参加をさせていただくわけでございまして、地域社会の御意見、実情を最優先で配慮するのは当然だというふうに思っております。しかし、和田先生を初めとする御提案の社会党案につきましては、一つは、現在五百平米以上というものが第二種ということで対象になっておりますが、これを市町村にゆだねるということを言っている

らっしゃいます。今、ある意味で過渡期でございまして、これまでの相互不信というものがまだ残っているように思いますが、それを今回の改正法案を機会に相互の信頼関係をつくっていくことが大事だというふうに思っております。

今までの大店法の運営あるいは地方公共団体の規制を拝見をいたしておりますが、かなり地方公共団体の規制につきましては大きな、ばらつきという表現はよくないかもしれませんが、また、地方名があることは事実でございますし、また、地方名をとった〇〇方式とか××方式とかいうような調整が行われてまして、それがまた非常に大きな格差が生じていたことも事実でございます。しかしながら、去年の五月三十日の御通達によつて、その後の商調協の運営等を拝見しておりますと、極めてスムーズに審議が進んでおりまして、私は中小小売商団体の皆様方と大店との間の信頼関係が芽生えてきているというふうに思います。

また、私事にわたつて恐縮でございますが、私どもの企業でも、大阪におきましても東京におきましても、例えば小売市場と共同の店舗をつくらしていただいて共同で運営しているというようないきますと、この過渡期を経ている関係、いい小売業の秩序が生まれてくることを私どもは期待しておりますし、私どもの協会でもそういう意見の交換をいたしております。

したがって、今回は一つの大きな転換期として内閣の御提案のような繰で法律の改正が進みまして、その実態をごらんをいただければ、先生方の御心配のことが杞憂になって、いい関係ができてくるものというふうに私は思っております。

○和田(貞)委員 高丘参考人が今お述べになった市場と商店街と大型店と一緒になっているところ、これは私は望みますが、私の方も市役所の真ん前にある。これはダイエーさんと、もともとあつた市場と周辺の店舗と一緒にした。私は知ってい

るのです。私もかかわったのです。これは区画整理法に基づいて堺市がかんているんです。堺市の一部の土地があつて、それがあつたために堺市もそれに加わつて区画整理方式をやつたのです。だから私たちは、この集積法の場合も必ずその地元の自治体がかかわるよう、そういう内容にせぬといふことを言うてゐるんですよ、円満にいくために。

だから、例えば駐輪場をつくつたり、駐車場をつくつたり、あるいはいろいろな施設をつくつたりするの、ただその金を貸しますよ、補助金を出しますよと言つたところで、これから新しくつくるところだつたらまた別ですが、町のと真ん中にある商店街、そこへ駐車場をつくつたり、駐輪場をつくつたり、あるいはコミュニティセンターをつくつたりするというのは大変なことなんです。それを自治体がかんで初めてできるわけなんです。消費者の意見を聞いて、自治体がかんで初めてできる。だから私たちはそれを言うてゐるわけなんです。今御指摘のあつたことを私はよく知つてゐます。

そこで、山本参考人にお尋ねしたいと思ひますが、川井参考人は、先ほど政府機関よりも自治体の方で指導してもらつたらしい、調整してもらつたらしいといふことを言われている。山本参考人は政府でいいと言つてゐますね。あなたの出身が愛知県ですけれど、豊田市は立派に独自の出店調整方式を持つておられるじゃないですか。私はそのこと自体がやはり生かされなければいかぬと思うのです。ちょうどあなたの地元のように、ほか九州にもありますけれども、そういうようなことを生かすように私たちは言つておる。

それでもなおやむを得ないというように言われるのか、あるいはやむを得ないといふことを言ひながら、いや廃止だけはしてほしくない——実質廃止ですよ、今度は。この今度の改正案というのは実質は廃止なんです。だから言つておる。やむを得ない、しかし廃止をしてほしくない。どうも私は矛盾を感じるわけなんです、この点につ

いてもう一度お答えいただきたい。

○山本参考人 お答えいたします。
私どもは、地方の商店街に地方の街づくりの視点とか商業関係の認識を十分持つた先生方を委員に選定していただきまして、また各市からも街づくりの視点等からも意見を十分出していただき、そして調整をお願いしたいというふうに思つておるわけでございまして、特に商業振興の街づくり等々、私ども商店街の振興につきましては今度国からいただきます予算、これは国、県を経由して現場である市ないしは私どもの商店街に予算をつけていただくわけでございまして、したがって現場である市と私どもは一体になつて国の予算を生かして振興策を図つていくという面があるわけでございまして、これと大店舗法の調整をしていただけないかと思つておるわけでござい

そこいらの連携をきちつとしていただければ、地方の大店舗でそういう商業関係を十分熟知してみえる委員の先生方を御選定いただければ、それが十分反映されて適正な調整が行われるのではないかと思つておりますので、現在の時点では地方の大店舗、国の大店舗等々が適正な調整ができるような体制をつくつていただけることを願つておるわけでござい

○和田(貞)委員 それではひとつ、これから地域の商店の皆さんが文句を言わぬように指導してやつてくだされ。私はこれでもやはり文句を言われてきています。地域、あなたの末端の、下部の商店街から言われてきています。これは議事録に載るわけですから、やはり理事長さんがそういうふうに言われてゐるということを言わざるを得ぬわけですね。

それはそれといたしまして、田島参考人と中村参考人にちよつとお尋ねしたいと思ひます。
田島先生の方から先ほど言われておりましたように、消費者の視点からという、まさにそのとおり。そこで二人にお尋ねいたしますが、新しく

提案されております商業集積法は、市町村が基本構想を作成するに当たつて地元の「商工会議所又は商工会の意見を聴かなければならない」。こういうふうに言つてゐるわけですね。私は、それはそれとして、さらに地域住民あるいは消費者団体の代表、そういうような方々の意見も聞くべきじゃないかというところを、この新しい法案に對して修正を要求してゐるのです。その考え方に對して田島参考人と中村参考人の方から、そういう考え方は間違つておるのかどうか、ひとつお答え願ひたいと思ひます。

○田島参考人 私は、街をどんなふうにつくつていくかといつたときに、地域の人たちの意見を幅広く反映させるための仕組みといふのはいろいろつくつていかなうかといふことと、この新しい法案ですが、現時点でどういふ意見吸ひ上げの仕組みが、一番いいかといふような知識を十分持つておりませんので、幅広く意見を吸ひ上げる仕組みを考えたいと思ひます。

○中村参考人 お答え申し上げます。
先ほどこの点については申し上げまして、私も全く同感でございます。
ただ、たしか小売商業審議会でしたか、そういうものをおつくりになるといふ案をお出しになつていらつたと思ひますけれども、審議会の構成その他、私は審議会ではないのかどうかということになるとちよつとはつきりいたしませんので、何らかの形で住民の意向が反映できるように手だてをというふうには先ほど申し上げまして、今もそれと意見は変わつておりません。

○和田(貞)委員 市町村に小売商業審議会を設置する、これは私の考え方では別に義務づけられておるわけですね。都道府県の大店舗、これは我々の考え方としては必ず設置をしなくちゃならないと義務づけられてゐるのです。そこで市町村長の意見を聞かなければならない。市町村長の意見を述べる場合には、商業審議会を設置してゐるところはそこに消費者の代表が出ておるからその意見を聞

く、そのないところは地域の消費者団体の住民代表の意見を聞いて市町村長が都道府県の大店舗に意見を述べる、こういう手順を考えてゐるわけです。

したがひまして、田島先生もより幅広くという御意見を述べていただきましたし、中村参考人からも、先ほど述べたいただきましたし、私が今質問する中でさらに消費者の意見を何らかの形で入れてほしいという強い要望を十分にお聞かせいただいております。

さらに中村参考人にお尋ねしたいと思ひますが、今のはそのとおりですが、消費者というのは、先ほど私が申し上げましたように小売商人の方も消費者です。田島先生も消費者なんです。市場に店舗を出しておられる方も消費者なんです。その消費者の方が、収入があつて消費者ですからね。サラリーマンだけが消費者じゃないのですから、小売をやつておられる方々がつぶれてしまつて、倒産をしてしまつて食ふことができない、生活の道が閉ざされる、こういうふうになつた場合は、もう消費者じゃなくなつてしまふわけなんです。

そこで私たちは、今回の法改正に当たつて、新しく街づくり法としての集積法の作成に当たつても、大店法の改正に当たつても、商店街に並んでおられる中小の小売の業者の皆さん、あるいは市場に出店しておられる小売業者の皆さんが、大店法が無関係にやつてこられた場合に倒れてしまふ立場があるわけです。実際に私のそばにそういう目に遭つておられるところもあるわけですからね。それが、仮に街づくりの法案で、市町村も参加して、そこで一つの集積ができたらいいわけですが、市町村あるいは都道府県がそういうふうな考えてゐるにもかかわらず、ここでは土地が高いくからといふことで、それとかけ離れたところへばこつと大店が行つてしまふということになつたらどうにもこうにもならぬわけですよ。この法律じゃそのことの規制というのは全然ないので

そうすると、消費者の皆さんが今まで行つておられた商店街や市場に行くことができず、自動車に乗っていかねばいけぬ、自動車のない人はどうしたらいいんだ、お年寄りはどうしたらいいんだということになってしまふ可能性も、この法律できちっとできてないわけなんです。そうすると、そんなことを抜きにして大型店舗には別に規制は何もせぬでもいいんだ、調整もせぬでもいいんだということで小売市場や商店街がつぶれてしまふというようなことになると、申し上げましたように、消費者でもなくなるし、そうすることによって大型店だけで小売活動が寡占化してしまふというようなことになったら、結果的には消費者のためにならぬと思うのです。やはり共存共栄の姿にしていかなくちゃならぬというように私たちは思っているのですが、中村参考人から、それらの考え方についてひとつお答えいただきたいと思ひます。

○中村参考人 お答え申し上げます。

私たちは、決して大規模店だけが生き残ればいいということとは消費者は思っていないわけなんです。私も、専門店もあり、小回りのきく身近な商店もあり、特に高齢者の人たちにあっては、車で行くような大きなスーパーではなくて、地元で対面販売しながら少しずつ買えるようなお店が欲しいという声がたくさん出ております。

ですから、大店法を撤廃しろということとは私どもは言っておりませんで、大店法の法の精神に基づいて、さつき田島先生もおっしゃいましたけれども、多様な選択ができるような法律の運用をしてほしいということを申し上げておりますので、いろいろな手だてを講じて、そしてそこで商店街の方のいい品物をいいサービスで安く分けてくだされば、身近なところで、私どもは決してそこへ行かないということはない。だから、そういう商業者の方の努力ということも大事であつて、それを手伝う手だては今度は政府が随分お考えのようでございます。

ですから、私どもは大型店だけが消費者の二-

ズに合っているというようなことは全く考えておりませんので、そこは御認識いただきたいと思ひますし、そういう意味で、いい意味での多様な選択のできる商店街があるように国会の方で十分御審議していい法案をおつくりいただきたいということをお願いするわけでございます。

○和田(員)委員 ありがとうございます。

高丘参考人と山本参考人と川井参考人にお尋ねいたしますが、輸入品専門売り場の設置のこの法律ですが、大型店はお酒の売り場があり、繊維の売り場があり、服地の売り場があり、それぞれまた国内製品も輸入品もありますね。それで、輸入品売り場というように別につくられて、この点について業界として、高丘参考人の方からお聞きしますが、どういふように評価されているのか、ちよつとお聞かせ願つておきたいと思うのです。

それから、川井参考人と山本参考人に、そのことによってあなたの方の立場から事業に影響があるのかないのか、その点、お三人の方々からひとつお聞かせいただいておきたいと思ひます。

○高丘参考人 輸入品の売り場の特例につきましては、これは日米構造協議の中で出てきた問題かとも思ひますが、我が国の状況の中で最終消費財の輸入を拡大していくというのが一つの重要な課題であらうかと思ひますので、私どもそれに御協力を申し上げていきたいと思つておりました。現在、協会の中では既に五十店舗を超える店舗が輸入品の売り場を特設をさせていただいておられます。しかし、この法律自体が「当分の間」ということになっておりますのは、そういう意味で一つの現在置かれてある日本の状況の中で必要な御措置ではないかと思つておりました。その点については、私どもとしてできる限りの御協力を申し上げてやっていきたいという立場でございます。

○山本参考人 お答えさせていただきます。

私も、輸入品売り場につきましては、今の時点で考えますと、輸入品必ずしも売れるとは見ておりません。ごく一部のブランド等々につきま

してはともかくといたしまして、まず今消費者の皆さん方ももうそんなに魅力あるものとは見ておられないわけでございます。私どもの商店街の中でも輸入品を扱っている者がかなりおられるわけでございますので、千平米ということでも輸入品だけの売り場をセツトするということもやればやれないことはないわけでございます。しかし、それだけでは危険が伴うということもございまして、輸入品と国産品と混ぜて売っておるところが各所にあるわけでございます。したがって、この輸入品売り場の設定につきましては、そんなに重大には考えておりません。

○川井参考人 輸入品売り場の特例措置について実情をお話しさせていただきます。というのは、輸入品売り場が一番最初は百平米、ここで今千平米以内になったということは、約三百坪でございますけれども、この輸入品売り場というのは食料品ばかりではないのです。大体外国製品ばかりでございます。非常にこれから先、品物がどんどん広がるわけですね。相当出回つてくると、日本の製品の売り場の方ではみ出す場合が相当あるんじゃないか、これが一番懸念されておられるわけなんです。

そうすると、それに対してのいろいろな変化が起きて大変なことになるんじゃないか、こういうふうには私は思つておるわけです。だから、この措置を他の売り場への不正な転用がなされないようにひとつお願いしたい、かように思つております。そういうわけでございます。

○和田(員)委員 先ほど高丘参考人の方から非常に成功している集積小売店舗、その例を挙げられたわけですが、そうでないところもやはりあるわけですね。そこで高丘、山本、川井参考人にお聞かせいただきたいと思ひますが、大型店と地元中小商店とが共同でショッピング街をつくる、そこでその地元の商店街がそこに専門店に入る、こういうやり方ですね。そこで、どうしても大型店が主体になつてサブ的に専門店がつくられていく。けれども、最初はいいわけなんです、どうして

もテナントとして入る場合にテナント料が非常に高くて、どうも二カ月、三カ月している間に見通しがつかぬということでやめられるというところがある。そういうところに非常に多いわけですよ、これは。

そういうようなことを考えたときに、それぞれお三人の方々は良好な共存共栄関係を将来的にも維持することができるといふようにお思ひになつておられるかどうか、ひとつお三人の方々にお答え願ひたいと思ひます。

○高丘参考人 商業再開案とか新しい大型商業施設をつくる場合に、ある意味で申しますと非常にコストが高つくことは事実でございます。従来は、駐車場設備をつくるにいたしまして、あるいはそこに緑地等の御指定がある場合に公園緑地を中に入れるとかいふような問題をする場合に、個別企業の公共的な部分の負担というのは非常に大きかつたわけでございます。それで、今回の御措置によりまして、それにつきましてかなりの助成をしていただけたということになりましたので、特に中小商業者の皆様方もお入りになるものについてはコストダウンになつていくと思ひます。

しかし、それにしても実はかなりコストが高うございまして、したがって、私どもの方で、私どもは出店しているところもあるわけでございますけれども、いわゆる共益費とか管理費とかいう項目があるわけでございますが、これはある意味でいいますと、その商業施設の中の、例えば駐車場については安全を確保するための整理をする要員が要るとか、それから緑地については植栽にいろいろな費用なんですね。

これは従来の商店街からすれば、それはそれぞれの地方公共団体が負担をされて、それに対しては住民税とか固定資産税とかいふものを負担してきた、こういう関係だと思ふのです。一種の公共負担になつておるわけなんです。そういう意味では、中小商店、専門店がそういう施設にお入りになる場合に、若干の負担に類似するような負担につ

いて、地方公共団体が少し御配慮をいただくというふうなことになるかと、中小商店の方々が十分入っていただけると私は思います。

そしてまた、これは御用地のときもそうだったと思いますけれども、立地の変化というのがあるところでも起るわけでございます。その場合に、現在おられたところをそのままお持ちになって新しい商業施設の中にお入りになるのか、あるいはそこからお店を移動なさるのか、いろいろケース・バイ・ケースであると思うのです。そういうようなことを考えた場合に、どうなさるのが専門店、中小商店の皆様にとって一番合理的で効率的で有利な方法なのかということをお考えいただいて、そういう形で考えていきますと、非常にいい商業施設を共同で長期にわたってつくっていくということが可能になるだろうと私は思います。

以上です。

○山本参考人 お答えいたします。

共存共栄でということ、今まで既存店におきましてはかなりのテナントさんが入っておりますが、今までは大体順調に来ておったわけでございますけれども、今この時点に参りますと、建築費あるいは地価の高騰、それから人手不足という一番大きな問題が出てきておりますので、今後共存共栄で一緒にやるということになります。コスト面で相当障害になってくるのではないかと考えております。

今後の経済情勢にもよりますけれども、現在の時点ではやはり人手不足という面といわゆる保証金、建築費が相当高くなっておりますので、簡単に新店がでけないという事態に立ち至っておりますので、今後共存共栄で一緒にやるということになります。関係御当局の相当の御指導

なり御配慮をいただかないと難しい面が多々あるのではないかと考えております。

〔高村委員長代理退席、委員長着席〕

○川井参考人 共存共栄というお話が出ましたので、お答えいたします。

私たち、先ほども言ったとおり、これは横浜だけのことを言うわけじゃないですけれども、それはお許し願いたいと思いますが、横浜市もいろいろ公用廃止というふうなことで、各市場が活性化に向けて現在やっております。私たちの、若い者たちが、どうかしてスーパー式セルフサービスのものをつくらうじゃないかというので、今役所と話し合って活性化に向かってやっております。それで、今現在、私たちの近所にスーパーがございまして、これは相当でかいスーパーでございますけれども、この人とは、うちの方の組合の会員になつてもいいまして、それで一応うまく共存共栄で一緒に現在に和やかにやっております。うことは、これまた大型店ができて私たちが一緒に仲よくやって、消費者のニーズに合わせるように私たちが、まあ、消費者は我々の本場の神様であるということで、ひとつ消費者とともに小売市場連合会そのものが共存共栄でやっていくければならないことは、こういうふうに思っております。

○和田(貞)委員 参考にして審議させていただきます。参考人の皆さん本当に御苦労までございました。終わります。

○奥田委員長 二見伸明君。

○二見委員 本日は大変貴重な御意見をいただきましてありがとうございます。

私は、商業活動というが、商業というのは本来的には自由であるべきだということに考えております。しかし、田島先生のお話にやありませんけれども、競争のメカニズムだけでいきますとそれは種々問題が起ってくることは当然でございます。すし、最悪の場合には、既存商店街の崩壊ということもこれはないわけじゃありません。私は、商店街というのは長い歴史を経て形成されてきた地

域社会にとつては一つの財産だと思っておりますから、商業活動は本来的には自由であるべきだけれども、そこに何らかの調整というものは必要だろうというふうな考えております。

それで、最初に五人の参考人の方の見解をお聞かせいただきましたのですけれども、実は一九八二年から商店全体がかなり減少してきています。特に一人とか二人とかいう零細な商店がかなり減少してきているわけでありまして、これは私は、結局は確かに大型店が増大した、進出したということもその背景に全く考えられないわけではないけれども、商業、特に消費者のニーズとか商業自体の環境が変わってきたことの方に大きな原因があるのではないかと、後継者難とかいっているわけだけれども、減少した商店、特に小さい商店がつぶれていく、減らしていき、後継者難とかいっていることがありまして減少していく、この事実についてはどういふような御見解をお持ちなのか、まず五人の参考人の方に伺いたいと思います。

○田島参考人 私は幾つか非常に重要な要因がそこに働いておると思うのでありますが、第一は、やはり経営者の高齢化と後継者がいない、これが一つの大きな原因だろう、こういうふうに思います。

それから第二といたしましては、消費者、特に主婦の購買行動というのが変わってきている。これは従来、男が外で働いて主婦は家庭を守るといふふうな習慣が日本に強かったわけでありまして、特に首都圏のような大都市圏では主婦の就業率が高まってきた。そのことによって、例え家庭で調理素材を買って家庭で調理をするというふうな習慣が変わってまいりました。そうしますと、典型的には近隣の生鮮食料品を中心とした小売店舗での買い回りから、スーパーマーケットのような、あるいはコンビニエンスストアのような各種食料品小売業でのワンストップショッピングというものがどうしてもふえていく、そういう形になりながら、業種別に申しますと、鮮魚小売業でありますとか精肉小売業でありますとか、そ

ういう生鮮食料品の小売店の、かつ規模の小さいところからお店の数が減少する。大体、業種別動向もそういう形になっておるかと思うのであります。

したがって私は、主婦の購買行動の変化と店主の高齢化及び後継者難という主たる要因、この二つが非常に大きいというふうに見ております。

○高丘参考人 今、田島先生のおっしゃったこととはほぼ同一でございます。今先生が一九八二年の商業統計のお話をなさいましたけれども、すなわち、昭和五十七年という年は、実は大店法の規制強化が行政指導という形で行われた年でございまして、その最も大きな規制が行われた昭和五十七年が商店数のピークであったというの、どういふふうに解釈したいのかということがあろうかと思ひます。

私は、多くの小売業者の皆様方というのは、戦後外地から引き揚げられた兵隊から復員をされた方々がつかれた職業であり、その後、農業人口の減少というものが、農業から小売商業に人口が移動したのだと思ひます。その方々がまさに世代交代の時期にきている。私は大店法問題が起きた去年にも申し上げたのですけれども、そういう意味では必ずしも恵まれた状況におありにならなかった、そういう中小商店の皆様方が今ここで退出をなさなければならない時期に差しかかった。そういう転換期という問題に対して、私は中小業者の皆様方に対して温かい手が差し伸べられることが必要なのではないだろうか。それが田島先生がおっしゃいましたように世代交代、その中で後継者難というのが最大の問題であろうと思ひます。

○山本参考人 商店が減つておることには、個店の側の責任と商業の立地の変化、あるいは商店街としての車時代への対応のおくれと、いろいろの要因があるわけでございまして、そういう要因をクリアできないということによって、先の展望がきかないということと疎取りが後を継がないというふうなことに至つておるわけでござい

まして、これも非常に悲しいことではございますけれども、一つの自然な変化ではないかなと思っておるわけでございます。

したがって、やめる方もある程度納得してやめておられるようございまして、これが大きく社会問題というふうなことは至っておりません。しかし、私も今度はずけていただきまして、努力をしまいたいと思っております。

○川井参考人 今、私も小売市場連合会は大体店頭販売ということばかりでございまして、セルフサービスというところはほとんどやっていない市場ばかりでございまして。私の方のことを話すと、四十七年のあのオイルショック以後、市場に非常に空き升が多くなった。大体うちの市場だけでも六件の空き升があるわけです。その空き升で売れるところが大体三店舗、二店舗というふうなわけ、今現在埋まっているわけですが、それはどういふわけかと、結局後継者がいない。後継者があっても、おれはもうこんな商売はかばかしくてできるかと、商売がえをして勤めに行っちゃうというところ、非常に寂しいような状態なんです。それで、何しろ先ほども言ったとおり、うちの方では活性化してスーパー方式にしてひとつやろうじゃないか。大体一億八千万ぐらいで中を改造して、やっとなんか現状で、これは横浜とか大阪、名古屋、これは全部同じです。ましてひといのは奈良とか神戸、もう神戸あたりは灘生協とかそういう強いのもありますので、非常に空き升が多くなったということが現在の状況でございまして、私たちもこれに対して皆さんにはもう店頭販売はいけないうの、スーパー方式にして店をきれいにしなければ売れないんだということ、それを今お願いしているようなわけでございまして。どうもありがとうございます。

○中村参考人 お答えいたします。もう田島先生その他の方々からお話が出ておりますような理由が私も考えられますが、やはりう

ちにいる専業主婦が非常に減ってきた。普通の主婦たちもパートに出ていっている状況が非常に多いわけですね。そういう買い手が変わってきたのに、小売の方たちがそれに付れて意識変革がないということもあると思います。

ですから、若手の後継者難ということもございまして、若手の商店の方たちが地域の人のニーズに合わせた、例えば半加工のおかずを焼いたりするに買えるようにする。そうすると、例えばデパートなんかでどこでつくっているのかかわらない、そんなことを言っているわけではないけれども、そんなことを言っているわけではないけれども、品を買ってくるよりは、地元で、わかるお店でつくったものを買って帰れる。それには帰る時間の時間帯に合わせて、例えばフライが揚がっているとか、きょうは幾つと頼めばできるとか、そういうコミュニケーションができていいる地域は非常にうまくいっているんじゃないか。

ところが、私も商店街の方とお話すると、そういうことをしたらどうですか、ほかではとても喜ばれていますよと言った、何を言う、我々は朝何時に市場へ行って買入れてあれているのに、夕方そんな遅くまでやれないじゃないか。やれないじゃないかといつて衰退していくのを放置していてもいけない。そこは何か工夫して、そういうときに消費者のニーズにこたえて、地元で小回りのきくサービスなり活動をする、そういう工夫も足りないんじゃないか。

そういう意味で、いろいろな形で、決してさっき申し上げたように消費者は必ずしもスーパーだけが欲しいと思っているわけじゃない。ただ、若い人たちはそこへ行って楽しむ、子供を連れていって子供はここで遊ばせておいて買い物を一巡にするとか、そういう人たちは非常にふえておりまして、これはいろいろな世代の人たちがいろいろな選択をする。それに合わせて、やはり今日的な消費者のニーズをどう吸い上げていくか。見ていても非常に企業努力が足りない。

昔ながらの品ぞろえで物を売っていたら、やはり私も申しわけないから買わないということはないので、自分の大事なお金を使うわけですから、そこそこは消費者も選んでそのお店から買うということになりますので、やはりこれは売り手としてのいろいろな工夫、努力も必要なのではないかと思っております。

○二見委員 田島先生にお尋ねいたしますが、田島先生は先ほど都市政策の視点が大事だということにお述べになられましたね。実は私も大店法の改正案を前から議論しているときに、必ず意見として出てきたのはいわゆるゾーニングでありまして、これは商業地域だけに店を規制しろとかいう話が出てまいりまして、私はそれは理論としては大変よくわかるのですけれども、日本は、例えばここは商業地域で、ここは工業地域で、ここは住宅地域でという画然としている街というのは日本にはないわけですね。商業も工業も住居も混在となっているのが日本の町であります。その現状を考えると、しかも土地に対する権利意識というのが強いんですね。

だから、土地の利用規制なんということになりますと、総論はともかく各論で反対しますね。そういう日本の現状の中で、都市政策の視点というのはどういふふうにお考えになられるのか。これは土地利用規制とも絡んでくるものですか。これは難しい課題だと思っておりますけれども、先生の御意見はこの点はいかがでございましょうか。

○田島参考人 御指摘のゾーニングにしましては、アメリカの場合でありますとか、あるいは似たような制度をドイツでございまして、そういったところが持っているわけでありまして、アメリカの場合もドイツの場合にも、実態は別といたしまして、建前から申しますと、構造政策的な意図はない。純粹に都市計画的あるいは居住環境保護的な視点、例えば一つの例を申しますと、アメリカではウェットランドといいますか、水がちょろちょろでも流れておるようなところには、これは商業施設と限りませんけれども、建物の建

築は許さない、あるいは何平方メートルか緑を切つてしまつたら建てた後同じ広さの緑を植えろ、こういう意味では非常に自然環境保護的な視点が強い。

それで、私も先ほど申し上げました都市計画の視点と申しますときには、二つの側面があると思うのであります。一つは、既成の市街地をどう再開発していくか、こういう視点でございまして、この点にしましては、御指摘のとおり、日本の都市の発達というのは諸外国に比べて非常に早うございまして。そういう長い歴史で商業、工業あるいは住居というのが混在しておるという形でございますので、ゾーニング的なやり方というのは極めて困難。ただし、そのことは、現在の例えば用途地域の制度がそのままでよろしいということではないと思うのであります。大変欧米的なゾーニングの導入というのは難しいだろう。ただもう一つ、郊外の土地利用にしましては、都市計画的視点に加えてそういう自然環境保護というふうな、いわば地球に優しい都市計画といましようか、そういう視点も要るのじゃないかなという考え方を持っております。

○二見委員 ありがとうございます。山本参考人にお尋ねいたしますが、先ほど田島先生からも、それから中村さんからも、主婦の購買行動が変化したという話がありました。私も地元の商店街を見ておりました、昼間というのはほとんどお客さんはゼロですね。専業主婦はほとんどいまして、みんな働いてますから。朝十時から店をあけておるんだけれども、現実的にはほとんど買いは来ておりません。六時に閉めてしましますから、例えば東京などへ通勤している奥さん方が帰ってきてから何か買おうと思うと、もう店が閉まっています、それが現状だと思います。

そうした主婦の購買行動の変化に対応して、商店街としては今後どういふような考え方をされていくのか。後継者難もあるだろうけれども、例えばもう少し閉店時間を先に、七時とか八時に延ば

すとか、いろいろな対策があるのじゃないかと思うのだけれども、その点についてはどうお考えでしょうか。

○山本参考人 この問題は、私も連合会として強制できる問題ではございませんが、認識は持っております。したがって、その認識に基づきまして各商店、各商店街がどう対応するかということでございます。働く御婦人が非常にふえておる、夜お帰りになるときに物を買ってお帰りになるといふような背景も十分承知しておるわけでありまして、やる気のあるところはこれに対応してやっておるわけでございますが、まだ従来の線上であぐらをかいておるといふところもなきにしもあらずでございますけれども、逐次そういう認識を持って対応をしていくように努力をいたしております。

○二見委員 ありがとうございます。

○奥田委員長 小沢和秋君。

○小沢(和)委員 参考人の皆さんには大変御苦勞さんでございます。

まず、高丘参考人にお尋ねをしたいと思えます。

昨年五月十八日の毎日新聞の「続 財界と政界」という連載記事の中に、日米構造協議の内幕について高丘さんに触れた部分がございます。アマコスト大使からあなたが本店法について意見を求められ、「本店法の改廃を含め、規制緩和のスケジュールを明確にし、それに基づいて着実に改善すべきだ」と述べられたとされております。そして、これがその後のアメリカの段階的改廃要求へとつながっていったというふうに書いてあるわけでありまして、あなたがそのような意見を述べられたことは事実でしょうか。

また、我々もかねてから、大手流通業者や財界が本店法の規制緩和を要求しているということは知っております。だから、私はこの記事の印象として、あなた方が規制緩和を実現するためにアメリカの圧力、当時よく外圧というようにことが言われましたけれども、それを利用したというよう

な印象を受けるわけですが、いかがでしょうか。

○高丘参考人 前提として申し上げますが、私どもは、産褥の流通部会、中政審の流通小委員会との合同会議に参加させていただきまして、中小小売商団体の皆様方との意見の交換の中で、現在の内容が御提出になりました改正の線に沿って本店法の改正を行うべきだということについて意見が一致をしたわけでございます。したがって、現段階においては、調整を目的とする本店法というものの存続については是認をする立場にいます。このことを前提として申し上げたいと思います。

毎日新聞の記事を私も拝読いたしましたけれども、必ずしも正確ではございませんが、私を初めとして協会幹部の皆さんが、いろいろなパターティーとかその他の席でアマコスト大使あるいは当時のモスバカー商務長官等とお目にかかる機会があったらと思うんです。したがって、私もアマコスト大使とお目にかかってお話をしたことはございます。

そのときに、主としてアメリカ側が関心をお持ちになりましたのはトイザラスの出店でございます。トイザラスの出店についての意見、そして、それがどうなるかという見通しについての御質問がございました。それは、その前年の「九〇年代流通ビジョン」というところでも中小小売商団体の皆様方、学識経験者の皆様方とお話をいたしましたプロセスがございます。したがって、本店法についての運用及び法律自体の改正が懸案になっていくという御説明はアマコスト大使に申し上げました。そして、トイザラスについては、日本側の責任者であるマクドナルドの藤田君と私は実は大学時代からの友人でございます。それは応援しますよということも申し上げました。

しかし、それはたしか春の段階だったと思えますけれども、その段階で私どもは、私の名前で、チェーンストア協会会長談話という形で私どもの意見は申し上げておりますけれども、それは中小小売商業対策を中心にして新しい商業政策を樹立すべ

きだということを申し上げておたわけでございます。まして、今先生がおっしゃいましたように、外圧を利用して私どもに有利な展開をしてほしいというようなことは、私は申し上げておりませんし、協会の中でもそういう議論をしたことは一切ございませんので、御理解を賜りたいというふうに思っています。

○小沢(和)委員 この本店法の規制緩和でアメリカは、今もお触れになりましたが、トイザラスの進出を促進したなどのメリットがあったと思えます。しかし、私が承知している範囲では、それ以外に進出する予定は余りないようでありまして、この程度のことで貿易赤字を大幅に改善できるなどとは到底考えられないわけでありまして、それはもう初めから予想された事態でもあります。

ですから結局、今回の本店法の規制緩和で最大のメリットを得るのは我が国の大手流通業者である皆さん方ではないかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○高丘参考人 私は日米構造協議というのは、日本とアメリカの間に、田島先生も冒頭おっしゃいました、グローバリズムの中で制度を変えるだけ共通性のあるものにしたというのがアメリカ側の意向であったと思えます。かつまた、日本における本店法の規制の仕方に透明性を著しく欠いているところがあるがアメリカ側の理解でできた点ではなからうかというふうに私は思っております。

それで、その本店法の改正それ自体は、今まで御議論がありましたように、小売商業構造の変化の中で消費者の皆様方の利便性を考えた場合にそうすべきだということで行動が、あるいは問題が大きき転換した結果であろうというふうに私は認識しております。

私どもとしては、できるだけ自由に出店させていたいただきたいという気持ちはございますが、しかし、これからの商業施設の展開を考えてみますと、かなりのコストもかかることとございますので、先ほども申し上げましたように、今回の御指

置によって出店するものが大規模化していくという傾向は出てくると思えますけれども、出店件数が著しく多くなるというようにすることはならないというのが私どもの認識でございます。で、とりわけ私どもにとりましてだけ有利になるというようなことではないのではないかとこのように思っております。

○小沢(和)委員 次に御尋ねしたいことは、先ほど来お述べになったことなんですが、本店法による一本化、それから自治体の独自規制を抑えていくのが当然だというお話だったわけでありましてけれども、そもそも出店調整というのはそれぞれの地域ごとの非常に違う状況の中で行われるわけでありまして、ですから、本店法に一本化してそのような地域のいろいろな多様性に対応できるはずがないのじゃないか、だから商調協などをもっと民主的に改善することでこれを活用すべきだし、あるいはそれぞれの自治体が条例を今後持つていくことは当然だというふうに私は考えるのですが、その点が先ほどからのお話ではどうも納得いかないのですけれども、いかがでしょうか。

○奥田委員長 小沢君、どなたにお尋ねですか。

○小沢(和)委員 高丘さんに聞いています。

○高丘参考人 御承知のように、本店法につきましては地方部会が充実をしていただけたということになっておりますので、まだ幾つ、どういう形といたしましては、お示しをいただいておりますけれども、かなりきめ細かく御審議がいただけたらというふうに思っております。かつ、都道府県知事の御意見というのが十分に尊重されるということになっておりますし、地方公共団体の御意見も都道府県知事に対して十分に表明をいただけたという仕組みになっていると思っております。

で、私も再三申し上げますように、地域の問題というものの重要性は当然でございますので、その点はよく御意見を伺い、私どもの意見も申し上げて調整をしていただければというふうに思っております。

○小沢(和)委員 それでは次に、山本参考人にお

尋ねをしたいと思ひます。

先ほど来のお話を伺っております、今回の大店法の改正、いろいろ問題はありますが、得ないというように承ったわけであり、私も、地元などの状況を見ておりました、やむを得ないという態度というのには非常に事態を楽観的に見ておられるのではないかと気がしてならぬわけであります。

今回の改正が出てくる前につくられておりますいわゆる「九〇年代流通ビジョン」の中でも、中小店は今後十年ぐらゐの間に三十万店以上つぶれる、今までの倍のテナポでつぶれるという予測をしていくわけですが、私は、今回の改正が行われればはるかにそのテナポは高まるのじゃないかというむしろ危機感を感じているのですが、その点はいかがでしょうか。

○山本参考人 お答えいたします。

昨年の三月ごろから、私も少しもして、これは大変だということ、先ほど先生がおっしゃいましたように全組織を挙げて反対をして、陳情申し上げてきたわけですが、その後の日米構造協議等々国際化あるいはいろいろな変化への対応というものを、現実をよく検討してみると、これは反対だけでもいけない、我々自身も前向きに対応しなければならぬというように、観点から、あわせて予算をせひいただきたいということで予算をお願いしてまいりました。また、大店法の扱い等々につきましても産業構造審議会、中政審等々で十分御審議をされまして、その答申が出てまいりました。

したがいまして、そういうような総合的なものを判断いたしました、まことに耐えがたいことではございますけれども、これも時代の流れではないかというふうな方向で、残念ながらということ、今了承をしておるわけですが、確かに大店法に有利になるのか、我々の存続が許されるような方向で調整がされるのか、これは一にかかってこれから大店法の運営によるというふうに思

ております。

したがいまして、大店法の地方部会を少なくとも各県に一カ所ぐらゐはつくっていただいで、十分地元の意見、我々の意見も反映させていただいて調整をいただきたいと思っております。特に、高齢化社会に入りますと、車でなければ物が買えないという店ばかりあつてもお困りになるわけではございません、やはり都内で大根一本、ニンジン一本を買えるような店もあつてもいいのではないかと、私は思っております。ですので、そういういろいろな思いを込めて今後の推移を見守つておる態度でございます。

○小沢和委員 今も予算の話に触れられました。確かに、この大店法の改正と見合つて、中小商店街を強化していくための予算措置というのはかなり思い切つたものがつけられたということになるのでしょうか、この程度の振興策では大型店との共存共栄などというふうなことはとても望むべくもないのじゃないかと私は思ひますが、引き続きお尋ねします。

○山本参考人 共存共栄という選択と、地区によつては絶対反対というふうな地区もありましようし、私も私も私も商業集積を促していこうといういろいろな対応が出てくるわけでございます、何もかも画一的にすればいいということでは、これは消費者の方々から見てもおもしろくないということになりますので、この対応につきましてはいろいろな対応があると思ひます。

ただ、今まで、正直申し上げまして二十数年間かなりの量の大型店が出店をしまつておりまして、その間に私も中小商業関係からかなりの売り上げがそちらへ流れていったというふうなこともございますので、これを挽回するには大変な努力が要するというふうに思つておるわけでございますので、やる気のある連中を中心にしてまず発展策を考え、そして後からの方々もそれに付いてきていただいで、今後の商店街の退勢の挽回を図つてまいりたいと思ひます。

○小沢(和)委員 ありがとうございます。

○奥田委員長 柳田君。

○柳田委員 きょうはお忙しいところおいでいただきまして、ありがとうございます。最初に高丘参考人に御質問させていただきたいと思ひます。

大型店舗がいろいろな地域に出てくるというところで、私もそれなりの評価はしたいと思つていろいろの特徴もありますし、また文化や伝統があるかと思うのです。今までの大型店を見ておると、大体物を売るといふのが中心だつたと思ひますが、先ほど申しましたような特徴や文化や伝統、この辺もこれから出店する大型店に生かしてもらえればいいなというふうな感じを持つておるのですけれども、このことについて何かお考えがあれば教えてください。

○高丘参考人 お答え申し上げます。

先生のお説のとおりだと思ひます。地域社会に溶け込んでいかなければならないというのが私どもの社会的な役割だといふふうに思ひます。過去におきまして、非常にまだ貧しい時代に、あるいは地域環境にマッチをしないような店舗づくりが行われたりいろいろの問題はあつたかと思ひますけれども、これからは地域社会に貢献できるような店舗づくりをしていく、そしてまた全国それぞれ地方において、これまで供給がなかつたような特にサービス財関係につきまして、そういうものを全国の消費者の皆様に提供できるように店舗をつくつてまいりたい、そういうふうな思ひでございます。

○柳田委員 これから高齢化社会が来るというところで、お年寄りも買い物に行つたりするでしょうけれども、そういうときに憩える場所もあつたらいいなという感じをちよつと持つていたもので、その辺もちよつと考へていただければというふうに思ひます。

もう一つ、これから大型店がたくさん出てくる、既にかなり大分いろいろなところで出てきてい

るようであります。一方、人手不足というのがありまして、従業員の確保も非常に大変だろうと思ひます。また、話を聞きますと仕事も非常にタイトだといふことで、今世間で言われております労働時間短縮、これには非常に対応するのが難しいという話も聞かれますが、今後この労働時間短縮について、高丘参考人、どうしようか、こうしたところをお考えがあれば教えてください。

○高丘参考人 日本における消費者の皆様の購買行動というのはかなり変化をしております。それは有業主婦が増加をしたというのが最大の原因だと思ひますけれども、そういう意味で私どものオペレーションタイムというものは、そういう消費者の皆様の便宜を図つていかなければならないという命題を一方に持つております。しかし、レバータイムにつきましては、総労働時間千八百時間という目標をそれぞれの企業が持つておられます、現在の総労働時間は、全産業から見まして必ずしも多いということではないと思ひますけれども、千八百時間にははるかに及ばないわけでございますので、その目標に向かって進んでまいりたいと思ひます。

したがいまして、お客様に接する面では人的サービスが重要な要素でございますけれども、後方部門等につきましては、あるいは情報管理等につきまして省力化、合理化投資を進めてまいりました。そういう意味ではいろいろな検討、研究を重ねることによりまして人的生産性の向上、効率化ということはまだまだやれるのではないかと、うふうに思つて、各企業ともその目標に向かって努力をしております。

○柳田委員 世の中、労働時間短縮でございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。次に、山本参考人と川井参考人にお尋ねしたいのですけれども、先ほど来から後継者不足、人手不足というお話がありました。各商店でも努力はされているというふうな思ひますけれども、政府として何かこういう施策をしていただければ助かる

なということがありましたならば、御見解を教えてくださいたいと思います。

○山本参考人 後継者の問題は、正直申し上げまして公の場には持ち出す問題ではないと私は思っております。これは各個店の問題でございます。内輪で後継者がいないというのじゃこれはどうしようもないので、それを公の皆さん方にお願いをすることと自分で間違っているのではないかと。

こういう結果になったのはどうかということになりますと、やはり一つには長い間大型店によってシェアを奪われた、それから車時代に対応ができなかった、それから消費者のニーズにも対応ができなかったというような環境面と個店の責任において結果が今こへ来たわけでございます。魅力ある店であるならば黙っておいても後継者はついてくるはずでございます。したがって、内輪から後継者がいないというのは、これは私ははっきり言ってしまうようなものではないかというふうに思っております。一般的な概要として、後継者がいないのは後継者がいないということが言われておりますので、そのような受けとめ方をされておられるかと思いますが、これは正直言って、私も個店の責任であると思っております。

なおまた、人手不足につきましては、確かに人手不足でございます。まあしかし小売業というのは割とムードがいいわけでございます。多分華やかな面を担当してもらうことになれば、まだまだパートとか若い方が来ていただければという面もございまして。ただし、全体的には確かに人手不足でございますので、政府がお考えいただいておりますような三Kの改善等々を図って努力しなければならぬと思っております。

しかし、流通業界というのは余り機械化ができませんので、人対人の問題でございます。時間も短縮するなり、先ほど消費者の先生のお話でございます。

したけれども、夜が早過ぎるとおっしゃいました。これもはっきり言っておくという関連で、夜遅くまでやるということになれば開店をおくらせるかという方法もとらなければならぬと思っております。それから、いずれにしましても、これから毎日毎日そういう問題にぶつかって、何とかクリアをしていきたいと思っております。

○川井参考人 人手不足の問題でございますけれども、私は大体青果の方をやっておりますので、いろいろこの人手不足というなかなか頼んでも来ないというのは、宿舎がどうか食べ物があるかどうか、なかなか難しいことばかり言っているわけですね。

それで、政府の方へお願いして頼むと言っても、これはとてもできないと、我々で自分で探さなければならぬというので、給料の問題もございまして。食べ物、このごろすごく難しくなってきた。今までのように使用人、小僧だとかなんと言えないんですよ。今度はこつちが頭を下げてお願いするというような状態ですから、非常に困っておるわけです。

だから、今、うちあたりでも、かえって主婦の奥さん方を時間的に使った方が、これが一番いいのです。それで交代交代に使っています。それで、時間的に遅くまでやるようになればそれは開店も遅くするようにならなければならぬというように、今はもう本当に人手不足ではございまして、けれども、いろいろと考えています。一家そろって、今家族ぐるみの使用人ということをやっておりますので、その点……

○柳田委員 私もしも五年ほどしつて屋で修業いたしました。朝九時からその次の日の朝の一時まで仕事しました。将来、手に職をつけてこれが一丁やったかと思つたりもしたのですが、道を違えましてこういうことに入ってしまった。今川井参考人がおっしゃったことは、自分の経験からしてよくわかるつもりでおります。

あと、中村参考人にお伺いしたいのですけれども、今回のこの法改正を通じて、先ほど御意見を述べられましたお伺いしたのですが、消費者サイドとしても少しこれだけは言っておきたいというのがあれば聞かせたいと思うのですけれども、今回は大型店、そして中小の小売店、配慮はあります。それで、考えますと、ちよつと先ほどおっしゃいましたように街づくりという点が抜けているなという気もするわけなんです。それにしてももう少し何かあれば、こういうことをしたいという意見があれば、教えていただきたいのです。

○中村参考人 お答えいたします。余りそういう意見ではないのですけれども、商業集積をこの大店法改正にあわせてやる。もちろんその中には、公共施設をそれに関連して整備するとかいろいろ、御説明を伺いますと、文部省も意見を出している、いろいろな各省からも意見があるというようにお話を伺いましたけれども、欲を言えば、さつきも申し上げましたように、街づくりという視点でもっと各省が連絡をとった、縦割り行政でない有機的な連携のある形で街づくりの視点から、そしてそれが実効性が上がるという、本当に実現するような実効性の上がるやり方を時間をかけてもお考えいただけたらと思います。

やはり街づくり、私たちは商店街を地元にも欲しいし、いろいろな便利な大きなショッピングセンターも欲しいといういろいろな多様な要求にこたえられるような街づくりですね。もちろんそれには緑があり、環境が破壊されない、そういうものをやはりこれはみんな考えていかなければいけないのじゃないかと思つたので、ぜひそういう構想も、今回の法案は法案として、さらに発展させていくようなことを考えていただきたいと思います。

○柳田委員 最後に田島参考人にお伺いしたいのですが、日米構造協議とか国際化時代というお話がありました。今回のこの法の改正で、海外に向かつて日本はこうしましたと胸を張って言える法案の中身だと思われませんか、それとももう少し足りないと思われるか、最後に御意見をお伺いさせていただきますかと思つたので、お伺いします。

○田島参考人 私は、もともと日本の流通システムというのは、効率の点ではちよつと欠けるけれども、効率も物差しのとり方でございましてけれども、消費者から見ますとかなり便利な仕組みだ、こう思っております。

ただ、先ほどちよつと申し上げましたように、競争メカニズムがよく働くことが結果的には小売業者の間の技術革新競争を通じて消費者にメリットがいくので、やはり競争メカニズムを働かせるということの基本にします。競争メカニズムをやや阻害しているものがあればそれを排除する。それからもう一つは、競争競争しても、寡占が進行するとか市場の失敗というのがございまして、そういうことが起こらないように行政その他で誘導していく。

ですから、結論から申しますと、私は日本の流通システムというのは世界のいろいろな国と比べてもととかなり消費者向きというか、割とい仕組みだ。したがって、もうちよつと競争メカニズムが働くような形にやって、片一方、中小の役割をよく理解して中小を強くするというような政策であれば、かなり世界に自慢できるシステムになる。そういう意味では、私は今回の関連五法案というのはやはりかなり前向き、外国に向かつて、やっただと言えぬ改正であろう、こんなふうに評価いたしております。

○柳田委員 どうもありがとうございます。

○奥田委員長 以上で参考人に対する質疑は終了いたしました。

参考人各位におかれましては、お忙しい中を長時間にわたり御出席を賜り、貴重な御意見をお述べいただきました。まことにありがとうございます。委員会を代表いたしまして厚く御礼申し上げます。午後一時から委員会を再開することとし、この

際、休憩いたします。

午後零時二十二分休憩

午後一時二分開議

○奥田委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。渋谷修君。

○渋谷委員 大店法の一部改正と関連するあとの法律について、具体的な問題を御質問申し上げながら、実は大臣にお伺いしようというぐあいだに思っていたのですが、大臣がいらっしゃる時間が参議院との関連で四十五分くらいと聞いていますので、基本的な点をまず大臣とやりとりをさせていただきます。

以前、武蔵通産大臣のときに、この委員会で、今度の問題のキーワードだというぐあいに私は考えておるのですが、消費者利益というものを一体どう考えるか、このキーワード、つまり大型店がどんなに出店することは消費者利益にとってプラスになるのかならないのか。意外に、消費者利益というものを定義してみなさいという、なかなかこれが難しいのであります。この委員会でもやりとりをしまして、議事録もあることではありますから、もちろん大臣がかわり担当者もかわれば、それはいいやという内容だということになるかもしれないから、後の審議との関連がありますので、消費者利益とは何ぞやということについてまず定義をしておいていただけないでしょうか。

○榎橋政府委員 お答えいたします。

一般的には、品質のよいものを低廉でかつ利便性を持った場所で消費者の方々に供給をするということが消費者の利便に役立つというのが基本であらうかと思えます。特に最近では消費者のニーズも御承知のように大変多様化、高度化したしておりますが、そういう観点から見ると、また物の売り買いだけではなくてそれに付随するサービス、場合によっては消費者が物を買うに行く場合

その周辺のいろいろな快適性、交通渋滞のないような利便性、そういうものについても要請が高まっておりますので、そういう環境を整備することも広い意味で消費者の利益に役に立つ、こういうふうな考えておる次第でございます。

○中尾国務大臣 私にもお尋ねでございましたが、大体今の榎橋局長が申し上げたとおりでございますが、まさに多様化時代でございますから、それになおかつ今からの消費者の利益というものは多岐にわたっておりますが、最近の商店街の活性化とか、そういうものにも増してなおかつ個性的な、なおかつ駐車場の問題等々片づけていくこともこれまたサービスの面からいたしましては消費者利益の一環にはなる、このように思う次第でございます。

○渋谷委員 今お話しをいただきました、これはこの前の委員会でもやった件なんです、議事録をもう一度見直しながら、榎橋さんが触れられましたように価格の問題、品質の問題、それからやはり安全でなければいけないということ、安全性の問題、それから、果たしてそれが本当に価格が安いのか、品質がいいのか、安全であるかということになると、情報の問題ですね。あと、実際に買い物に行くときの距離的な時間的なコストの問題ですね。それから、日常の生活にかかわる、例えば品物であればこれは安定供給というのが大事ですね。それからもう一つは、最近、先ほど消費者の方でもいらつしゃって話されましたけれども、環境の問題。いずれこれは問題になると思いますが、例えばスーパーであれば規格化して物を売らなければならぬ、トレーの問題、サランラップでくるんでみが出ますね。こみを売る、こみを買いたい日常生活、これは変えなければいけないですね。大変重大な問題です。それから駐車場の問題。やはり駐車場の問題も、駐車場をほとんどつくれば便利になるというだけではなくて、中東の戦争じゃありませんけれども、石油の問題その他エネルギーのことを考えますと、やはりこれも適正な規模、都市の規模ということも

考えなければいけないでしょう。それからもう一つは、スーパーが出店しましてそこで売り上げを上げる、その日のうちに本社に送金してしまう。小売店がそれなりに販売して経営をしている限りにおいては、地域における資金循環ということがあるわけですね。そうしますと、スーパーが出るのが必ずしも地域経済社会にとって全部がプラスというわけにはなかなかないというぐあいに思っています。

こんなふうにして今整理をいたしました、私の観点から申し上げました、消費者の利益というよりも私は地域生活者の利益ということでこの前申し上げたのですが、これについてはどんなふうにお考えになりますか。

○坂本(吉)政府委員 今委員御指摘のいわゆる地域生活者の利益という点につきましては、消費者という概念をさらに少し上回る概念であろうかと存じます。そういう意味で、近年、住宅問題あるいはその住宅の周りの交通の渋滞の問題、あるいは子供の安全の問題、それからさらに美観、景観、こういったところまで大衆国民の意識また価値観というものが上昇してまいっているわけでございます。

そういう意味で、単にこの商業問題のみならずいろいろな施策、都市計画の問題でございますとか地域開発の問題でございますとか、そういった問題に取り組みます場合には、今後そういった点についての国民の意識というのがどんどん高まってくるというふうな環境にあるかと思えます。

今回、私どもといたしましては、御提案申し上げております商業集積の整備に関する法律という新法案におきまして、都市環境との調和ということも重視しながら商業集積というものを整備してまいるのが必要ではないか、こんなふうに考えているところであります。そういった点で、いわゆる消費者のみならず商店街の形成に当たって地域生活者の利益と利便というふうなものもこれからは大変大切な要素になっていくのじゃないか、

こんなふうにご考えているところでございます。

○渋谷委員 そんなふうに御理解をいただきましたら、これから例えば通産省が進めようとする、とりわけ商業集積の整備に関しては、他の省庁もかわつてくるわけでありまして、今までのような経済合理性だけで判断をするというわけにはいかない。どうも消費者利益という一般的な薄っぺらに価格と品質だけで議論をされる嫌いがあるわけですが、今申し上げたような点は地域生活者の利益ということでお互いに認識を一致することができそうですか、いかがですか。

○坂本(吉)政府委員 地域生活者の利益というものが大変大切になってきているという点において一致できると存じます。ただ、これをどういう手段で実現していくかという点については、それはまた別の問題であらうかと存じます。

○渋谷委員 もう一回。消費者の利益という場合に、例えば果たしてこれが適当かどうかかわりませんけれども、消費者にプラスであればそれは最善のものとして何でもしなければならぬというふうな風潮があるのですけれども、例えばテレビの視聴率みたいな話で申し上げますと、視聴率が高ければその高い番組はすべてすばらしい、大臣、そんなふうには言えますか。

○坂本(吉)政府委員 視聴率は番組の内容を判断する一つのメルクマールにすぎないというふうに思えます。

○渋谷委員 同じように消費者のニーズというのも、消費者のニーズが高ければそれに何でもかんでも、商業政策も地域政策も従わなければならないということにならないと私は思うのです。やはりそれについての考え方というのはきちんとかかる形で議論をしながら示して、まさに多様な選択ということならば、そこで地域のあり方というものの選択を迫っていくということも必要だろうというぐあいに思っています。

ちよつと観点を変えますが、今度のこの問題についての発端は日米構造協議、もちろんその前からの経過があるのですけれども、日米構造協議と

いうものについて、大臣、これは一体どういうことか、現状どんなふうになっているかということをお説明いただけますか。

○中尾内務大臣 本協議は、日米両国がそれぞれ構造改善、改革に取り組むということを通じて、国際収支の不均衡を正に向けて、まずは両国の政策協調努力を補完するというところに意味もあるわけでございます。国民生活の向上を図ることを目指したものであると考えていいのじゃないかと思ひます。本協議の最終報告に盛り込まれました措置につきましては、両国それぞれが着実に実施していくべきことは当然のことでございます。が、フォローアップ会合でも米産業界の競争力強化の観点から具体的問題について議論を提起してきたわけでございます。今後とも、本協議が双方向という原則に即しまして、それぞれが最終報告に盛り込んだ措置につきまして着実に実施していくべき努力をしてまいりたいものだと考えておる次第でございます。

以上でございます。

○渋谷委員 日米構造協議を背景にいたしました、日本側にはとりわけこの流通問題ということに限った場合に、どんなふうな要請がなされて、それに対してはどういうぐあいに対応しているのか。

○棚橋政府委員 アメリカ側の日本に対する指摘はかなり広範でございます。今ここで御審議いたします大店法の改正問題、それから商慣行の問題、系列の問題、それらに関連して独禁法上の運用の問題等々、我が国の流通構造全般について、各般の指摘がアメリカからなされてきたところであります。

○渋谷委員 そうした要求に基づいて我が国がいろいろ対応していく、例えばこの大店法の問題でもそうでありますが、そのことによって一体何がもたらされるのですか。

○棚橋政府委員 私どもがこの日米構造協議に対応いたします基本的な姿勢は、大臣が申し上げましたように、日米間のいろいろの貿易その他を含

む緊張関係がそのきっかけにはなつたわけでありますが、それぞれの社会構造、経済構造について、単に日本側だけではなくてアメリカにおいてもいろいろの問題があることを指摘し合ひながら、例えば我が国の市場については、アメリカ側の誤解もかなりあると思ひますが、日本側の市場が閉鎖的であり不透明であるという点について、より開放的、より透明性をもたらすような市場構造にしていきたい、またそれについてアメリカの理解を得たい、こういう基本的な姿勢で協議をいたしております。昨年の協議の結果、一応の取りまとめがなされておりましたが、その後二回にわたつてフォローアップ会合が行われておりますが、その過程においても日本側のそうした努力、姿勢については、アメリカ側も相当高く理解をし評価をしておるものと見ております。

○渋谷委員 そうした取り組みの中でよく規制緩和という言葉が出てまいりますけれども、この規制緩和ということについて御説明いただけますか。

○棚橋政府委員 流通構造の内容について、委員御指摘のように我が国の政府あるいは民間のいろいろのビヘービアにおいて障壁になっておるものがいろいろ指摘されておるわけでございますが、政府が法律その他行政において行つておる内容について、アメリカ側が我が国の市場に閉鎖性あるいは不透明性がある、こういう指摘がなされ、我々もかねてから流通問題についてはいろいろ問題意識を持つてきたところでありまして、例えば一昨年に通産省においては一九九〇年代の流通ビジョンを作成しておるところでございます。日米構造協議以前においても、我が国の流通構造にいろいろの問題がある、その一つとして規制緩和の方向をもつと強めていく必要がある、こういう問題意識があつたわけでございます。

この大店法につきましても一つ例をとりますと、大店法の本来の法の趣旨以上にその運用において結果的に規制が非常に強いという問題があることは認めざるを得ない。そういう点で、日米構造協

議においても大店法の規制緩和を日本側が打ち出す方向についてアメリカ側は指摘をし、日本側もその点について規制緩和の方向を合意して、今委員会においてお諮りしておる次第でございます。

○渋谷委員 議論が戻りますけれども、そうしますと、規制緩和ということで大店法の規制を緩和するということになると一体どういう事態が起こるわけですか。

○坂本(吉)政府委員 この点は、御提案申し上げますとおり大店法改正案及びこれに伴います私どもの運用の改善の基本にかかわるところでございます。たゞしな過程を経まして、私どももいたしましては、行政手続につきましても不明確な点を可能な限り残さない。それから、例えば行政運営、指導の範囲でございましたけれども、出店の期間というものがややもすればいたずらに長期化するというような傾向もございました。これを昨年の五月三十日に一年半、そして現在この改正案とともに出店の調整期間というものを一年にいたしたいというふうな考えを込めております。

それからまた、これは新しく消費者の声というものをもとにこの調整過程に反映させるべきではないかというところを考へまして、大店法改正案におきまして、大規模小売店舗審議会が消費者の意見を聞くということを中心とした法制化をいたしたというところもございまして。

かような諸般の手段を使うことによりまして、よりわかりやすく、かつ、より迅速に、諸外国の目から見てもいわれる透明性の高いシステムというものをより上げていきたいというのが私どもの対応でございます。

○渋谷委員 私は結果として何がもたらされるかということをお伺いしたのであつて、その間の手続の問題をお伺いしたわけではないわけですね。つまり大型店がより早く出店できるようになるということの結果として期待しているのかどうか、いかがですか。

○坂本(吉)政府委員 目指しておりますのは調整手続を迅速化することでございます。大店法の調整の枠組みというものは依然として残すわけでございます。その結果、大型店が早く出店できるようになるかどうかという点につきましては、調整の内容によつてということでございます。調整をした上で出店ということが決まれば、それは早く出店することになると思ひますが、すべての大型店が出店できるといふことではないわけでございます。

○渋谷委員 大店法そのものが、大型店と中小売業者の利害の調整ということが主たる目的ですね。しかも中小売業者の事業機会を適正に確保する。消費者の利益への配慮ということはあるけれども、配慮規定はありません。そうである以上、この法律を例へば手続を透明にするあるいはその手続を諸外国、アメリカあたりの要求に沿つてもつとわかりやすくするということは、つまり今まで以上に大型店が出やすくなるということを意味しているわけでしょうか。

○坂本(吉)政府委員 大型店が出店をするに当たつて予測可能性が高まるということでございます。結果として出やすくなるかどうかということまでを保障しているというものではございません。

○渋谷委員 この辺のやりとりを余りしていても時間が足らなくなりますが、大臣、アメリカ大使館の方々と引き続きいろいろと情報交換をしたり意見交換をしたりしているのですが、流通の問題については、それぞれの国のあるいは地域の歴史的な背景や文化などがあるわけだから、アメリカのやり方をそのまま日本に押しつけられても困るよ、まさかそういう伝統や文化のところまで物を言っているんじゃないでしようねという話をしたときに、いや、そうじゃないんだ、やはりそこまで問題にしなければいけないんだという言い方をアメリカ人などはするわけですね。これは私とのやりとりですから大臣が

直接聞いた話ではなくて、例えばそういう意味での日米構造協議という事について、どんな印象を持たれますか。

○中尾国務大臣 渋谷委員がお会いになってお話をなさってその前向きな姿勢には敬意を表しますが、当然アメリカ側の意見と日本の意見と相違点もあろうかと思ひます。

先ほど審議官が答弁になりましたように、そのアメリカの、言うならば店舗をどんどん出したいがために、こちらはプロセスをすべて踏んでおり、規制緩和そのものが善であるかのように言っているというわけではないというのには私もうなずけるわけではございません。なぜ日本だけ規制緩和なんだという方向を持っていこうかということになりますれば、大型店を含む小売店舗の出店に関する法制度というものは各国においてさまざまでございます。同等に比較するという事は困難でございますけれども、消費者ニーズの多様化等、我が国流通産業というものを取り巻く近年の環境変化というものを考えますと、内外から我が国の流通に関する諸規制の緩和を求める要請が極めて高まってきておる。それからまた、大店法の規制緩和を行うという事は、その点からいって極めて重要になってきたのではないかと認識せざるを得ないのでございます。

以上を踏まえまして、消費者利益の十分な配慮と手続の迅速性と明確性、透明性の確保、こういうことに関する観点から改正を行うこととしたものでございまして、なお街づくりに当たりましては、地域の経済、商業全体が活性化していくような振興策、支援策をもそれに相応してとっていくかなければならない、こういう形からこれを推進しているという事をまた御理解も願いたいと思うのでございます。

○渋谷委員 地域生活者の利益について先ほどあいう形で確認をしたわけなんです、その後のやりとりをずっと聞いておられます、大型店は消費者の利益を代弁して、中小小売商を守る、中小小売業者を振興、育成するという事は決して消

費者利益にはそぐわないというような意味合いに聞こえて仕方がないのですが、これについてはどんなふうにお考えになりますか。

○棚橋政府委員 渋谷委員御指摘のように、今回大店法の規制緩和を行うことによつて、あるいは坂本審議官が申し上げましたように大規模店舗の方からはより出店しやすくなるという予測可能性が高まる、結果において今までは期間的にも場所的にも大規模店舗の出店が増加するかもしれない。しかし、その問題以前に、我が国においても流通構造に大きな変革の波が高まってきておりまして、これはひとえに消費者ニーズの多様化、高度化によるものであります。

一つの例として、例えば大規模店舗を排して自分たちだけの商店街を守り切っていくこととして、大規模店舗が相当離れたところにできれば、先ほど委員御指摘のように消費者の利益により合致するものが仮にそちらにあれば、顧客は流れていってしまうという事で、ここ十年の間に、後継者難その他の問題もありますけれども、従来型の小売商業のビヘービアドだけではそうした時代の流れに抗していけないということから、むしろこの際積極的に消費者ニーズに合った小売商業の高度化を図っていききたい、こういう要請が商店街等の商業界から高まってきておるわけでございまして、私どもは、今回の大規模店舗法の改正とあわせて、特定商業集積法あるいは小売商業振興法の抜本的な改正を通じて、そうした時代のニーズに合った高度な商店街を形成していくこととする方々の要請にこたえよう、こういうふうにご考へおる次第でございます。

○渋谷委員 棚橋さんの話の方がわかりやすいのですけれども、それにもう少し踏み込む前に、大臣が余り時間がないようですから、大臣に。

大臣、日米構造協議に当たりまして、アメリカの文化の方が正しくて、あるいはアメリカのシステムが正しくて、日本のは不透明で、したがってアメリカスタイルに日本を変えなければならぬ、そんなことを突き詰めていったら、いつの間

にやら日本はアメリカの州の一つになってしまうということになりかねないわけですね。その辺については、やはり我が方の主張、我が方のスタンスというものは明確にすべきだと思ふのです。これは何も民族主義的な感覚で物を言っているんじゃないんです、いかがですか。

○中尾国務大臣 それは渋谷委員の仰せのとおりでございます。私もまた年来の主張であるとも申し上げてよろしいと思ひます。むしろアメリカの伝統あるいはまたそこから生まれた産業、これも大事にしてやることも結構でございます。そのパイオニアの精神のいいところを授受したものと別には、日本の持つて生まれた文化、伝統といふもののよさもなくしていつては何にもならないんで、私はそういう意味においてフォロアアップの会といふものの会合は、最終報告に盛り込まれた措置に関する進捗状況のレビュー等を行うことで日米間の合意を得るべきであるということとでその方向に出てきたものでございまして、これまで二回のフォロアアップ会を開催しまして、例えば日本側措置では大店法に関する運用面での規制緩和、米側措置ではメートル法導入に向けての対応等、日米それぞれ措置の実施状況についての意見交換を行ってきたというの、それぞれ持味をそれぞれいいところを生かして取り上げていく、こういうことを志したものだ、こういうふうにご御理解願いたいと思ふのでござい

す。

○渋谷委員 今のお話を伺いながら、アメリカ側の我が方に対する要求というものは非常に具体的なんです。我が方のアメリカに対する要求というのは、今大臣がおっしゃったようなこともありますが、どちらかといえば抽象的なんです。財政赤字の削減だとかあるいは企業の競争力の強化のために幾つかのことを提案したりしているのですが、きょうはそのことを余りやっているつもりはありませぬけれども、例えば行政組織やそういう政府の権限の問題ということで言えば、御承知のようにアメリカの場合は州政府、地方政府が非常

に強い権限を持っています。この強い権限を持つていくことについて、実は企業活動が自由にできないとか、州によつては例えば企業に対する責任の問いが違ふとか、そんなことがあつて、そういうことなども実は企業の競争力を高める、強化するといふことの中ではいろいろ問題になっているように思ふ。

ところが、日本では、どちらかといえば中央集権的で、後ほどの議論の中でも出てくると思うのですが、なぜ大店法という枠組みを外せないかといへば、これは地域によつて、地域の例えば大型店の出店に対して対応が違つたりあるいは消費者の消費レベルが違つたりしたら困るという感覚でとらえているわけですね。私はどうも時代はそういう中央集権的な物の発想、行政組織のあり方から、どちらかといへば、これまでもう既に議論になつていくし、やめた小沢さんなんかも新聞などで記事で書いていたのを私は見た記憶がありますけれども、中央集権的な体制から地方分権へ、地方にどんどん権限をおろそうじゃないかという議論があるのです。これについては大臣

どんなふうにご考へられますか。

○中尾国務大臣 私も、これは何もアメリカだけでなくソ連もそうでございます。かつての中央集権主義的から地方分散型、地方の方にむしろ権限移譲型と申しますか、そういう方向にずっと来続けたことは事実でございます。したがって、かつてのブルジョアジー対プロレタリアといふような、ああいう構構自体がずっと歩み寄つてきた。ある意味においては資本主義が修正され原点社会主義はもとと修正されてきた、こういう歩み寄りが行われてきたわけでございまして、うから、それはそれといたしまして、それはアメリカ州政府が非常に力があることは委員御指摘のとおりでございます。知事の権限もすごいものでございまして。しかし、さはさりながら、そこにも弱点がございまして、フェデラルなものが、そういう形が生まれますと犯罪人が一つの州から他の州へ逃げた場合にはそれが犯罪者になつてしま

うという場合もございまして、全体の大きな意味におけるグローバルなアメリカのユニティからいくとハーモニーを汚す、かえって傷つけてしまうようなおそれもあるということとをアメリカは最近感じておるような面もないわけではございません。

ということから考えますと、今回の大店法の問題というのは、これはアメリカから押しつけられたとかということではなく、日本が自然発生的にこのような受益者保護あるいは消費者の方々のニーズというものを考えていったときに、多岐多様にいろいろな形でもってその必要性に応じた環境が生まれかわってきたわけでございますから、それを各知事とも話し合い、また所管産業をいろいろな形でもってコーディネートしております通産省も加味させていただきまして、他の省庁ともお互いに連動をとりながら、その中で最もいい方向に進めていこう、こう考えて今の問題点を提起しておるんだ、こう御判断賜ればありがたいものだと思うのでございます。

○渋谷委員 今大臣のお話の中で、時代の方向としては、イデオロギー的対立などという話は僕はもうそれは時代を超えたというふうに思うのです。そして具体的に例えばどこが違うのか、これからやる議論も含めての話なんですが、今大臣がおっしゃった方向で中央集権的な方向から分権的な方向にこれは行かざるを得ない。今アメリカの場合のそういう州政府の権限が強い中でのいろいろな問題は問題点で指摘されましたけれども、日本の場合は非常に中央集権的な体制が強過ぎて、したがっていろいろ不効率になっていっている部分があるのです。規制緩和というならば本来はそこを一番根本問題にすべきだというふうに思うのですが、そういう中央集権的な体制を分権的な方向に持っていく、今大臣自身がおっしゃったところですが、そういう時代の流れであるというぐあいには確認してよろしいですか。

○中尾国務大臣 特に今大店法の問題でございすから、ひとつそれに限って申し上げてみます。

ば、地方公共団体の独自規制というものは全国で約千百件にも上っておるわけでございます。そこで都道府県知事へのすべての調整権限の移譲といいますが、移譲になりますと国全体のルールの不統一や規制強化にもかえってつながりかねないという面もないわけではございません。したがって、こちら立てればあちら立たずというようになことがよくございすけれども、それと同様に、私どもも地方の出身でございすけれども、地方の分権化は結構でございすけれども、余りにも知事体系への移譲が高まりますと、これは全国的なレベルから見ると非常にディスインクティブだ、非常にこの地方はちよつと違ったニュアンスを持ったやり方をしているな、こういう分権主義になつてもこれまたいかぬのでございまして、ある意味においては、一極集中的な、中央集権的なことよりは言うなれば多極分散であり、なおかつ全体的にわたって分権型の方がいいということとは好ましい姿としては映りますけれども、どうかそういう意味においては、都道府県知事へのすべての調整権限の移譲というものが時には国全体のルールをある一面統一の規制強化につながっていくという点もまた御指摘しておかなければならぬかなという感じがするのでございす。

○渋谷委員 大臣も頭の中で混乱しているのじゃないかと思うのですが、基本的な方向は分権的な方向に行かなきゃいけないと言っていたわけでしょう。ところが後ろから紙を渡されて、それを答えたんじゃない後でいろいろ都合の悪いことが出てくるものだから、特に大店法の問題で言えば商業問題は先ほどの議論で非常に地域性の強いものだ、地域に任せるべきだ、それについていろいろはみ出る部分、これはけしからぬというのは、実は中央集権的な発想なんですよ、本来。例えばアメリカなんかの場合は、先ほど不都合な問題もあるという話もあったけれども、例えば大使館の人間とやりとりしますと、大型店の流通の問題じゃありませんけれども、所得税のない州などもあるのです。ニューハンプシャー州が所得税がなくて、その隣マサチューセッツ州で働いて所得税のないところに住むなどということが実際にやられていっているのです。

それがいい悪いはともかくとして、地域自治体というのは本来そういう意味での独自性があつてしかるべきだし、今まで中央集権的な観点で、言ってみれば今度のものは議論の中ではどこにでも同じ街をつくらうなんという発想はもう時代おくれだと思ふのです。それぞれの地域が非常に特徴のある街づくりをするということが私は非常に重要だと思ふのです。特定商業集積法ということとをこれから具体的に議論いたしますけれども、そういうことを考える場合も、どこでも同じ箱が建つて、どこでも同じ色で、どこでも同じ品物が売られてなどということは、決してこれは発展ではなくて、それぞれの地域に住んでいる人たちにとっては僕は好ましいことではない、それぞれの地域に住んでいる人たちがそれぞれ判断しながら自分たちの住む街を決めるべきだというぐあいに思ふのですが、それが分権的な物の発想ではないですか、いかがですか。

○中尾国務大臣 私の言いますのは、そういうことも意味して言うておるわけでございます。すなわち、地域分散型あるいは地域分権型というものになっていきますことは、ある意味において地域の特性をこれまた生かしていきけることとございすから、それは御指摘のとおりでございます。しかし、同時に、この商業の集積型というものの自体が、それをそういうキャラクター・スティックなような形でもって店というものができなければならぬ、あるいは商業の集積づくりができなければ、かえってその性格的なおいというものはなくなつてしまふのではないか。その性格的なおいというものの集積した姿を私どもは応援することには県を通してやぶさかではない、こういう方向で考えているということの御認識は賜りたいものだ、こう思っているわけでございます。

○渋谷委員 大臣のお話の中には時々横文字が出てきまして、よくわからないのがあるのですが、今のキャラクターとかかんとかティックというのは、これはどういう意味ですか。

○中尾国務大臣 キャラクター・スティックと私はよく言いますけれども、特徴的といいますか、特色的といいますか、性格的といいますか、そういう面を生かしていくのには私どもは大いに応援をしてさしあげたい、そのための集積づくりである、こういうふうにお考えいただいて結構だ、こう申し上げたわけでございます。

○渋谷委員 つまらない質問をいたしましたけれども、やはりできれば質疑応答の中では片仮名は省いて、今大臣おっしゃった中でも意味が三つぐらい出てきたわけですから、どの意味をとるのかという話になりますので、お互いにそういう点は気をつけた方がいいのではないかなというぐあいに思ふのです。

それで、大臣、余り時間がないのですけれども、大型店の出店によりまして、まず地域におけるそういう競争関係においては、確かに大型店が出た地域の住民にとつても利便性が高まったとか大型店の持つワンストップショッピング、これは片仮名ですね、一カ所で多様なものが買えるという意味での利便さというものは、昔は日本ではよろず屋というのがありましたけれども、そのよろず屋を近代的に大きくしたものだというのが、ワンストップショッピングと言った方がいいですかね、そういう余り日本にはない言葉はしょうがないですね。ということでありまして、そういう意味での利便性などにはありますけれども、大型店が出ることによつて実は不利益をもたらすということがあるのです。さっき言ったような地域経済に与える影響なども一つありますけれども、本当はこれは重大な問題として議論しなければならぬのですが、なかなか議論されてない、行政の方はそれなりに対応しているようではありますが、市場で、先取りという問題が実はあるのです。大臣、あと何分ぐらいいられますか。——もう数分。じゃ、今ちよつとその先取りの問題について農水省の方から、先取りという現象が出てきた経

過と先取りという事態について御説明いただけないか。

○本田説明員 お答えいたします。

いわゆる先取りの問題につきましては、卸売市場におきます販売開始時間、これは例えば水産物ですと五時ぐらいから、青果物ですと六時ぐらいから取引が行われるわけでございますけれども、その販売開始時間の前に卸売をするものでございまして、制度上は、例えば船が港から出港する前に商品を生産者に搬送しなければならないというように、事態が生じますので、緊急に商品を引き渡すために開設者が卸売を許可した場合について認められるものでございます。

ただ、近年の動きをいたしまして、例えば量販店などが開店前に品ぞろえをしたいというような要請が出てまいりました。そうした事態のもとで、市場の取引時間にとられぬ取引や安定した数量での供給を求める傾向が強まっております。それからも一つ、例えば交通事情の悪化のもとで、夜間輸送によりまして交通混雑を回避しようとする動きも強まっております。そういうような点から、主として首都圏などの大都市中央卸売市場の取引におきまして、制度発足当時には予定されていなかった先取りのような取引が進んできているというように実態にございます。

○渋谷委員 幾つかの背景を御説明いただきましたけれども、量販店の進出によるシェアの拡大ということが非常に大きな要素になっていませんか。

○本田説明員 卸売市場における取引につきまして、量販店のシェアが高まってきているのは事実でございますけれども、ただ、交通事情の悪化でございまして、できるだけ早く品ぞろえをしたいといった要請につきましては、量販店それから専門小売店の間に差異はございません。いずれにいたしましても、そうした最近における状況の変化のもとで取引が進んできているということでございます。

平成三年四月十七日

○渋谷委員 これはもう一度時間をとって専門的にやりたいと思いますが、農水省のそんな認識では、これから先、市場の機能がもし失われたら失われるかもしれないという現状に今直面しているわけですから、少なくとも私が市場関係者から聞き取り調査をした限りにおいてはそうじゃないのですよ。大型店がどんどんシェアを拡大しまして、仲卸を通じて例えば品物の七割、八割先取りして、競りにかかるのは三割を切っちゃうという状況にあるのですよ。中には全部を仲卸を通じて持つていっちゃう、これはある市場の事例です。具体的に私は聞き取りをしましたけれどもね。その全量先取りが発覚したため、市場のルールでその仲卸の社長が一日入場禁止処分を受けたという事例です。従業員は警告処分。

農水省、そういう事例はありませんか。量販店が背景になって、その日にちまではつきりしているのです。三月二十三日。これはある市場、言いません、またさらにいづれ具体的にやりますから。ホウレンソウを全量先取りし、社長、社員とも一日入場禁止処分、あるのです。量販店が出て、例えば今の先取りについて、大臣が余り時間がないのでやりとりしていただけないのですけれども、七割くらいまでだった残り量で競りをかけまして、その最高値で先取りの価格を決めるのですよ。ところが、全量を大型店が仲卸を通じて持つていっちゃったら、価格をどうやって決めるのですか。競りで決められないじゃないですか。こういう事情が起きているのです。

これは東京都内でも同じです。きのうも僕は選挙をやつて走り回りながら八百屋さんなどを回つてきて話を聞いてきましたけれども、違反なのは十分承知だからこそ夜中の二時、三時に荷を引くのが日常になつていて、こういう実情なんです。大型店が出れば、それは大きい建物が出てきて、利便性が高まるように見えるけれども、一方で市場の機能の中で結果として高いものを消費者が買わざるを得ないような市場機能の硬直化、これは経済用語で言うところの価格の硬直性というのです。こう

いう状況があるのです。大臣、いかがですか、どう思いますか。

○中尾国務大臣 この卸売市場の問題は、これは実は私も、二十一年前でしたけれども、かわつた当の本人なんです。それで、これは農林省でも相当に強くやつたのですが、例えば私の県を中心部にも卸売市場はそれとなくつくりました。その結果、今言つたような二面性はありますけれども、今非常に円滑に順調に進んでいる、これもまた見逃すこともできません。

そういう点においては、一面、側面的なものだけを見て判断はなかなか難しいのでございますが、大型店、中小店を問わず、卸売市場における先取りという問題につきましては、基本的には卸売市場法に基づく競り売りまたは入札の原則との関連で検討されていくべき性格のものではないか。そういう意味では、通商産業省といたしましては、農林水産省と今後とも十分に協議をしながら、これは適切に対応していかなければいけない、このように考えておることを申し述べたいと思います。

○渋谷委員 大臣、もうあと時間がないようですけれども、私は一面だけ切り取つて議論をしていられるんじゃないのです。これはたまたま市場の機能の話、前回にここでやりましたときには、先ほど言いましたように、大型店が出て商売をやつて稼いだものをその日のうちに本社に送金、地域で資金循環しないとか、そういう問題があるわけなんです。トータルに議論した方がいいです。ただ、要は大型店イコールすべて善だという前提に立つての議論はぜひやめていただきたい。現場に行くとか、あなた方はここでの議論でわかりますけれども、役所の末端に行けば中小小売業者を守ること、消費者利益に反すると思つて行政指導、行政の運用をやつていられるわけですよ。だから、大店法の大枠は変わらないといながら、現場では、もう大店法は廃止されたと同じだから、大型店の出店に反対したって、あるいは意見を言つたって、むしろだじやないかという状況に現状はもうなつてい

じやないですか。こういった基本的な問題は大変重要な問題なんですよ。それについて最後に大臣に一言お答えいただいて、次に移ります。

○中尾国務大臣 時間がございまして多くを語ることはできませんが、どうかそういういろいろの御研究なさつた問題は私も聞かせていただき、またいろいろの意味で甲論乙駁、御意見を交わすことはやぶさかではございませんけれども、私どもの先ほど述べたように心からお願ひいたしました、この場を去らせていただきます。

○渋谷委員 そこで、一方で大店法という、私の言葉でいけばむちを与えまして一部改正、あるいは輸入特例法も後ほどやりますが、それだけだと現場の中小小売業者の反発を食うということがあつて、あめを与えるための法律、特定商業集積法、それに関連する中振法と民活法ですね、これを準備しているわけですよ。

この特定商業集積法に基づいて商店街の整備などもやつていこうということになるわけですが、これについては、この法律を一読しても、多分役所の方でも簡単になるほどよくわかつたということにはならないと私は思うのです。私も何度も読みまして、それから後半の支援策の部分を読みましても専門的過ぎて具体的にイメージがよくわからないというところがありますので、私の方からちよつとモデルケースを想定しまして、それに対して、この特定商業集積法に基づいてどう運用される、どういう具体的な支援策が講ぜられるのか、詰めた話をしてみたいと思うのです。

ある市、A市という市を想定します。人口は二十万でも三十万でもいい、そこには商店街が幾つかある。駅があつて、その商店街の真ん中を線路が走つていて、どこにでもよくあるような街ですね。線路の左右に直角にそれぞれ二百店舗ぐらいの商店街が並んでいる、線路を境にいたしまして商店街振興組合が大体形成されておりました商店街が展開している。郊外にも大型店がどんどん出てきまして、やはりこれは昔ながらの駅を中心にし

た商店街なものですから、交通の問題、道路が狭かったりあるいは駐車場の問題があったりいろいろありますので、これについて二つの商店街振興組合が共同して、よし今度こういう法律ができる、こういう法律ができるんだから、ぜひこれを大いに活用して商店街の整備を図りたいというのを考えた場合、そのときの前提として幾つか取り組むことのできる今度の商店街の基盤整備といいますが、その中に出てくる項目などがあろうかと思うのですが、そういったことを説明していただきたいと思います。

それから、これは中央を鉄道が走っておりまして、あらわになって走っているものから、商店街が分断されて、地域が分断されて困る。そこで、この鉄道を地下化しまして商店街を一体化した形で発展を図りたいというようなことを大まかに考えているんですね。しかし、具体的にこの法律にのせていこうとする、まずは粗っぽい、目に見えるようなという計画にするかというところが必要になってくると思うのですが、商店街の振興組合としてその調査をする場合に、まずは調査だと思ふのですが、支援策というのは具体的に何がありますか。

○高橋(達)政府委員 御指摘ございましたように、商店街の活性化をする場合に計画づくりが非常に重要になってくるわけでございます。要は、商店街にとりまして、顧客の心をつかみ、また顧客の利便を増進するというために魅力ある商業集積をつくっていくことが大事でございまして、そういう意味では、コンセプトをつくりましたり、あるいは商業基盤施設、商業施設、イベント事業等々をつくる計画といたしまして、関係者がコンセンサスをつくりまして構想をつくっていくことが大事であるわけでございます。私もそういったしましては、御指摘の商店街振興組合がこういった計画をつくり出す場合に積極的に支援をしていく考えでございます。

具体的には、まず平成元年度の補正及び平成二年度の補正でおつくりいただきました中小商業活

性化基金でございますが、これをフルに活用していただくということに相なるわけでございまして、金額的には平成元年度五百二十億、平成二年度に六百億で、全体としまして千二百二十億のお金を都道府県の公社に配付をする形になっております。その配付をされた基金の果実をもちまして、一商店街当たり最高二千五百万円まで配付をするわけでございます。この資金をベースにいたしまして、商店街は、みずからの商店街をどのように活性化していくか、活性化計画をつくっていただくわけでございまして、この商業活性化基金がその基礎になるわけでございます。

また同時に、そういった計画をつくり出す場合に、中小企業事業団に、全国でたいたいは二百四十人程度でございますが、いわゆるアドバイザーを登録していただきます。このアドバイザーの方は商店街の活性化に関する高度で専門的な知識と経験を有する方でございまして、これらの方々が商店街からの依頼に応じまして各商店街に派遣をされるということと、この計画をつくる場合のベースは当然商店街のみずからの創意工夫が基本になるわけでございますが、それを側面から助言、指導するというところで専門家も入りまして、その地域に個性のある計画をつくるということとを役所といたしまして全面的に支援をする考えでおるわけでございます。

○渋谷委員 質問項目がたくさんあるので、質問した内容にできる限り細かい形で簡単に答えたいだけですが。

今の質問は、こういうケースで商店街振興組合としてともかく粗っぽい計画をつくらないと議論もできないから、しかし調査するとすると専門家に頼んで費用もかかるだろう、その費用については支援していただける方策があるのか。今御答弁いただいたところで、そういった調査費については面倒を見ますということなんです、いかがですか。

○高橋(達)政府委員 全額であるかどうかはわかりませんが、かなりの部分についてこれで

支援できると思っております。

○渋谷委員 そうしますと、かなりの部分を支援していただいて、本当はパーセンテージが何割とかということでお話しいただけるとありがたいのですけれども、支援していただいて調査をいたしました、それで具体的に進めていこうということになったときに、この特定商業集積法に基づいてより具体的な調査をしなければならぬということになった場合に、これは対象は今申し上げました商店街の振興組合ということですか、あるいは他のところになるわけですか。

○棚橋政府委員 先ほど高橋長官が申し上げましたのは、御承知の商店街中心ですが、組合中心ですが、こちらの特定商業集積法の対象になります。ものは、組合と、それから中小小売業者が大型店を誘致して第三セクターを設立していく場合の組み合わせのケースと、両方ございまして、制度的には中小小売業者、大型店、地方公共団体等が出資して第三セクターを設立することは当然可能であります。

○渋谷委員 余り幾つかのモデルをふやしてやりまして時間がありませんから、一つのモデルだけにしましょう。

第三セクターということで、商店街が入る、それから自治体も関与する、それから鉄道の地下化ということも考えているものですから民間鉄道会社もこの第三セクターの中に入れて、それから商店街に既にそれぞれ一個ずつ大型店が出ていますから既設の大型店をこの第三セクターの中に入れて、そういうぐあいに第三セクターを構成した場合には、特定商業集積法に基づいて、あるいはこれと関係なく、例えばここに調査費がつくのですか、いかがですか。

○棚橋政府委員 提出しております法律案の考え方は、第三セクターへ調査費を出すのではなくて、市町村に対して基本構想の調査費を補助する、こういう考え方でございます。

○渋谷委員 市町村にそういう調査費がつく、それと市町村が第三セクターと連携してやら

なければなりませんね、実態上は。やりまして調査をいたしました、そして計画ができて、しかしそれは並行して基本構想ということで整理をしていかなければなりませんね。それまでの間の手続とか、あるいは基本構想になった場合に、その第三セクターというのはそれと並行してどういう作業をする必要がありますか。

○棚橋政府委員 御指摘のケースですと、組合があり、第三セクターがあり、つまり大型店が入って一語になってやってくる、こういうケースだと思ひます。その場合は、確かに、御指摘のように、第三セクター、これには地方自治体、小売業、大型店、場合によるとさっきの鉄道なども入ってまいります。そういう人たちのいろいろな考え方と商店街組合の考え方、これをいろいろ協議してまとめていただいて、それを市町村が基本構想の中に組み入れていくことになるわけでございまして、手続的にはこの法律の第五条第二項に定められております手続によることになり

ます。

○渋谷委員 それでは、さっきの前提としてお聞きしてもいいのですが、フルメニューでいきましよう——片仮名ではまずいんだ、全部を対象とさせていたということではいまいしょう。店舗の改装もやらなければならぬが、駐車場もつくる。アーケードは片仮名でしようがありませぬ、カラー舗装、イベント広場というのは通産省が言っていますから、コミュニティホールもつくる、それから最近の美観でいえば電線の地中化も図りたい。道路が狭いものですからいつも荷物をおろしたりあるいは搬入したりということでお客さんとの間にトラブルがあったりしますから、そういう搬入、搬出について共同物流センターも設置しましょう。そういうとりあえず用意されているようなことを全部やろうということでは欲張って計画を考えるという場合に、この基本構想を実施していくときに、第三セクターに対して具体的な、今申し上げました施設ごとに補助金あるいは融資その他債務保証等、そういった支援策

について御説明いただけますか。

○棚橋政府委員 ちよっとお許しをいただいで、少し長くなりますが、余りにもケースが膨大でするので、お許しをいただきたいと思ひます。

まず、委員御指摘のように、仮に商店街振興組合と大型店、地方公共団体等の出資による第三セクターが共同して、しかも民活法に基づく認定を受けて、かつ商店街振興組合が同時に御提出しておられます中小商業振興法の改正後の法律に基づく認定を受けたという場合でございますが、この場合に当該商店街振興組合と第三セクターがどのような支援策を受けるかという御質問かと思ひます。

これは本来は図でお示ししなければいけないわけですが、お許しをいただきまして、まず法律的には商業集積法の基本構想の対象になる、民活法の認定を受ける、小振法の認定を受けるという前提でいろいろの支援策が講ぜられるわけでございます。まず商店街振興組合に対する支援策としては、商業基盤施設、つまり商業施設の周辺にありまずコミュニティホール、アーケード、先ほど御指摘のカラー舗装、イベント広場等のコミュニティ施設に対しては、施設整備費の二分の一の補助が国と都道府県から行われますので、合計五〇％の補助が国、地方から行われます。それから、この商業基盤施設にもう一つのタイプがありまして、共同物流センターあるいは共同で使う研修施設などの共同的なものにつきましては、施設整備費の五〇％の補助金を国及び都道府県から交付いたします。この二つのタイプのいずれにつきましても補助金以外の所要額につきまして、例えば先ほどのコミュニティ施設につきましては、国、地方自治体が五〇ですから、残りの五〇の八割、全体のウェイトでは四〇％の部分について中小企業事業団の無利子融資が出されます。それから税制上は一二％の特償、事業所税及び特別土地保有税の非課税措置が行われる。非常に手厚い内容になっておるかと思ひます。

以上が商業基盤施設でございます。

それから、物売り買ひする商業施設そのものにつきましては、施設整備の所要額につき八〇％までが中小企業事業団の無利子融資の対象になります。税制上は、八％の特償、事業所税、特別土地保有税の非課税措置は同様でございます。

それから、委員御指摘の第三セクターに対する支援策としましては、これも二つに分かれました。商業基盤施設に対しては、これは大型店舗が中心になる部分でございますので、補助金のウェイトは非常に低くなりますが、施設整備費の五〇％の補助金を国及び都道府県により交付いたします。これは両方で五〇％でございます。補助金以外の所要額につきましては、最高五〇％までのNTT・Cタイプ、つまり無利子融資の対象になります。それから開銀融資、これが二〇％の開銀融資が行われます。これは無利子じゃありません。現在六・六％の開銀のランクの特利五の対象になります。それから、商業施設につきましては、施設整備の所要額につき五〇％までの開銀等の低利融資、特利五が行われます。

これらいろいろにつきましても、第三セクターに関してもあるいは商店街振興組合に対しましては、民間金融機関からの借り入れに対する債務保証、それから細かいことですが、特定商業集積の用に供する土地を譲渡した人に対しては千五百万円の譲渡所得の特別控除措置という支援措置が講じられます。

○渋谷委員 それで、この整備に当たって道路とか街路、公園、下水道といった公共施設整備について、建設省の方の支援策、調整策なんですが、これはいかがになっていきますか。

○内藤(勲)政府委員 建設省の支援策でございますが、私どもも商店街の活性化ということでは平成三年度からの重要事項と考えておりまして、一般の公共事業の予算の確保のほか、駐車場対策とか景観、アメニティー対策を進めてまいりたいと思ひます。具体的には、街路、道路ですね、公園再開発等、各種公共事業の推進ということがございますし、駐車場につきましては、新年度から商業

者等が共同して設置する駐車場に対する補助制度の創設も行いましたし、道路管理者がみずから駐車場をつくる場合の補助制度の創設も図りました。さらに、その地域の商店街の活性化のための各種の景観、アメニティー施設と申しますか、そういう補助制度につきましても、あるものは創設し、あるものは拡充してまいりました。

以上でございます。

〔甘利委員長代理退席、額賀委員長代理着席〕

○渋谷委員 この商店街と一体的に整備される公共施設について全体として千五百億円の補助金を確保しているという、今金額は出てきませんが、たけれども、そんなふうに向っているのですが、施設に具体的にどんなふうには配分することになるのですか。

○内藤(勲)政府委員 今渋谷委員の御質問は、千五百億に絡んだ話かと思ひますが、おおむね既存の補助体系のもとでも道路、河川、公園、再開発などに何と平成三年度は千五百億くらい回せるのではないかと。これは具体的場所の話は、御承知のとおり、各年度の具体のプロジェクトが出てくる段階で自治体と話し合いを進めるということになります。

千五百億の内訳は、例えば、随分丸い話で恐縮ですが、道路関係で千三百億強とか、再開発絡みで百億程度、あるいは公園で十億とか、そういう腹づもりを一応従来からの経緯などを踏まえて持っておりますけれども、具体的にどういう額になるかというところは、従来の公共事業の配分の中で新しい平成三年度の額は決まってくる、そういうことでございます。

○渋谷委員 法律の十七条に、公共施設の整備については、最後の結論部分だけ申し上げますと、これは配慮するということになっておるのです。配慮というのは、こういう特定商業集積を整備するという事業が具体化してきまして優先的に配慮するということなのか、それとも、今お話をありましたように、他の事業、何も特定商業集

積だけじゃない、ほかにもある、これは並列であつて、これだけを特別扱いできませんよということなのですか。いかがですか。

○内藤(勲)政府委員 法律では配慮するという形になっております。優先的というのは、排他的にという意味でとられますと優先的という表現は適当ではないと思ひますけれども、いずれにしても、大店法の改正の動き、こういう中で商店街の活性化というものは建設省にとりましても重要な事項だと考えておりますので、そういう土地域でのプロジェクトに重点的に予算が回るような配慮をしていく、そういうふうに向う御理解いただきたいと思います。

○渋谷委員 規模にもよりますけれども、今一つの前提としましたような特定商業集積の整備というのは、これは相当規模の大きいもの、つまり鉄道の地下化なども想定をして話をしておるわけですが、それが、そうなるかと二年で簡単に事が済むということにはならない。後ほど建設省の方から市街地再開発事業と特定商業集積の整備の違いというのを伺いたしますが、それはちよっと後ほどにいたしますけれども、どうしてこの事業は各地で計画が上がつてきて具体化するまでに相当の期間を要する。あるいはそれぞれ調査をして具体化するために相当期間がかかるというところでいえば、当然ばらばら五月雨で、いろいろな計画が出てくるということになりかねないのです。なるはずだと思ひます。そういうことである、これは平成三年度だけじゃなくて、今後ともずっと継続するとううぐあいに考えていいのですか。

○内藤(勲)政府委員 商店街の地域づくりを面的に広域的に開発していくということになりますと、かなり時間がかかります。今先生御指摘の再開発事業でもそうですが、例えば区画整理事業を仕組みましてもかなりの年数がかかると思ひます。五年とか十年かかることはよくあることでございます。したがって、年数といったしましては平成三年度以降そういう姿勢を続けていくとい

うこととでございます。

○渋谷委員 それでは、自治体でそういう構想を設けまして事業を進めていくのですが、例えば区であれば区営の駐車場をつくるのか、あるいは実際に基本構想をつくる自治体が道路や公園を整備をするという場合に、これは自治省との関連になりますね。自治省としては、これについてはどういう支援策を考えているのか。

○松本説明員 お答えいたします。

自治省といたしましては、法律に基づきます事業、それから地方が単独で実施いたします事業、この二つに区分いたしまして支援策を考えているところでございます。

まず、法律に基づきます方につきましては、先ほども出ておりましたが、基本構想策定に要します経費、その部分の地方負担分につきましては地方交付税で措置を講じますほか、特定商業集積の整備に係る国庫補助事業に伴います先ほどの府県の負担部分、その部分につきましては、これまた交付税で措置を講ずることといたしております。そのほか不動産取得税や固定資産税の不均一課税にかかります一定のものについて地方交付税による補てんを行う、こういうことを考えているところでございます。

それから、地方団体が独自にそれぞれ創意工夫を凝らして単独事業として実施していただきます商店街振興のための事業につきましては、新たに商店街等振興整備対策という事業を考案しまして、その中で地方が単独でおつくりになる計画についての地方交付税措置、それから商店街の魅力を高めるためにいろいろイベント等の共通事業を実施されますので、そういう事業に要します経費についての交付税措置、それから三番目、いわゆる建設事業、公共施設の整備を単独でお進めになる場合には、地域総合整備事業債、これは元利償還金の一部を財政力に応じて交付税で措置するといふものでございますが、そういうものを活用いたしまして、積極的に支援をしてまいれる所存でございます。

〔額賀委員長代理退席、委員長着席〕

○渋谷委員 十九条で「地方債についての配慮」という規定になっていまして、自治省の方でもいろいろ考えているということなんですが、この地方債に関する規定は具体的にどういう経費を対象にしているかということと、それから、これは単に特別の配慮をするという表現になっているのですが、例えば起債の元利償還にも手厚い支援策を講ずるべきではないかというぐあいに思うのですが、いかがでしょうか。

○松本説明員 お答えいたします。

地方債の配慮規定につきましては、ただいまちょっと申し上げましたが、いわゆる承認基本構想を達成するためにいきます公共施設の建設事業に要する経費、その国庫補助負担事業に係る地方負担額に加えまして、地方単独事業費につきましてもそれぞれ地方債で配分してまいるといふ考え方でございまして、具体的には駐車場とか公園とか緑地とか公共ホール等、そういうもの万般に及ぶものでございます。

元利の交付税への算入のことにつきましては、先ほども申し上げましたとおり、単独事業につきまして地域総合整備事業債という起債を認め、その元利償還金を財政力に応じて元利償還の必要な年度において交付税措置をしてまいれる、こういうこととでございます。

○渋谷委員 もう少し一貫した質問をしたいのですが、余り時間もありませんので、ちょっと具体的なことでお伺いしておきたいのです。

運輸省の方、来ていただいていると思うのですが、先ほどから鉄道の地下化という話をしておるのですが、鉄道があるために商店街が分断されて、なかなか一体となった商業の活性化ができません。あるいは特定商業集積の整備ということにつきましても、交通手段、交通アクセスと商業集積の形成というのは非常に密接にかかわっているのですね。今度は三大臣が、これは通産と建設と自治省ということになっていますが、なぜ運輸大臣が入らないのか、私は実は不思議でならないのです。

す。たまたま一つの事例として鉄道の地下化という話を申し上げましたけれども、この辺について運輸省としてはどういうかわかり方ができるのか。あるいはこういう形で地下化するとう場合膨大な費用がかかりますね。これについては運輸省としては何らかの支援策を講ずることができるとはどうか。

○山田説明員 お答えいたします。

今先生御指摘のように、鉄道の地下化といふのは大変な事業でございます。今全国各地で行われております鉄道のいわゆる地表から分離して道路と立体交差をするという事業がございまして、けれども、その中では一般に高架で行うことが多うございます。これは実際にはその工事の費用が地下に比べて非常に安いということから、そういう選択が都市計画事業者及び鉄道事業者との間で協議をされている段階で選択されているわけでございます。その際にも、高架にするという日照問題とかあるいはそういう問題を解決するための関連側道といひましてその高架に沿って道路を整備することとも考えるのですけれども、そういうことができないとかということがあります。ときには、線路の周辺の土地利用とかあるいは地下と高架のコスト比較とか、いろいろなことを勘案いたしまして、地下化の方でやむを得ないということになりましたときには地下でやっている、そういう事例の中にはございます。

そういうことで、仮に鉄道を地下化するということで選択をされたときには、それは都市計画事業として大部分の費用を都市計画側が負担して行っておりますので、その計画段階で今おっしゃいました特定商業集積地域の整備のための計画と調整をとるといいますか、そのことが重要なのではないかと、こう思っております。そういう意味で、そういう段階で鉄道事業者を私どもとしてはいろいろ指導してまいりたい、こういうふうな考えております。

○渋谷委員 関連して、ちょっと具体的なお話で申しわけないのですが、東京では国電も、今はE電

というのですか、あちこち走っておりますし、民間鉄道も走っております。その中で、大分立体交差したり立体化したりしていますけれども、東武東上線が地下化あるいは高架化するとう話をちょっと聞いたのですが、これは運輸省としては何か具体的にそういうことを聞いているかどうか、あるいは運輸省として何か取り組んでいることがあるかどうか。

○山田説明員 お答えいたします。

今御指摘の東武東上線と道路との立体交差化計画でございますけれども、私どもが鉄道事業者から聞いておりますところでは、現在、東京都の単独で行う調査として、平成二年度、三年度の計画で行っている、こういうふうにお聞きしております。先ほども申しましたように、鉄道を高架化あるいは地下化するとう連続立体交差化事業は、建設省所管の都市計画事業で行うことになっておりますので、東京都の調査が終了した後に東京都と建設省の間で今後所要の検討が行われて事業化等へ進んでいくというふうな考えております。私どもとしては、本件の連続立体交差化事業計画につきましても、今後の具体化の方向に向けて、鉄道事業者が都市側に十分協力するよう指導してまいりたいと考えております。

○渋谷委員 建設省に伺いたいのですが、一方で市街地再開発事業ということでほとんど似たようなことをやっております。私の経験などでも、例えば、駅の非常に古くなった商店街を中心にして一つの地域を再開発を行って、大きい建物を建てて、そして大型店を誘致する、それから、もちろん小さい店舗は権利変換をしてその中に入る、それで周辺の道路が整備され、広くなって、公園などもできるとうようなことなどがあるわけですから、この市街地再開発事業と今度のこの特定商業集積法、その違いは一体どういふことになりますか。

○内藤（勲）政府委員 本法の特定商業集積の法律は、市町村の構想に基づき、具体的店舗、商業基盤施設、それから関連公共施設、そういったもの

を計画的にやっつけていくということなのですが、
具体的事業手法としては、従来からございますよ
うに、今渋谷委員御指摘の再開発事業などはかな
り代表的な事業手法だと思っております。

再開発法に基づく再開発事業が当面そういう問
題になりますが、先ほどもお話がございましたよ
うに、区画整理事業、これは基盤整備事業の一つ
ですけれども、これも商店街の活性化のためには
具体的手法として使える手法です。それから、個
別の公共事業の実施も当然のこととして使えま
す。それ以外にもいろいろ使える手法がございま
すが、その具体的な手法の法律に基づくものがそ
れぞれの事業でございまして、そういったものを
含め、三省協力のものと、市町村の構想で総合的、計
画的に商店街の活性化をまとめていく、という
こととでございます。

したがって、その助成策につきましては、ある
地区につきまして再開発事業の構想のもとに行っ
ていくということになりますと、再開発法に基づ
く補助制度が当然利用できますし、それ以外に特
定商業集積法ということになりますと、この事業に
見合う国の援助策が加わることになる、という
こととでございます。

○渋谷委員 今お話がありましたように、市街地
再開発法を充実させる形でこうした問題について
対応できないわけではない。何で特定商業集積法
という法律を新たに作らなければならなかった
か。三省共管でそれを積極的にバックアップしよ
うという話は、話としてはわかりやすいけれども、
そんなに説得力のある話ではないと思うのです。
なおかつ、市街地再開発事業でも、期間でいへば
二十年も三十年もかかるというケースがあるの
です。一応これは特定商業集積法という法律を意
図しましたが、とりわけ権利が地権者などの権利を
含めて錯綜している例えば商店街などで新たな商
業集積をつくる、それも再開発にほとんど匹敵す
るような特定商業集積の整備を行っていくことな
れば、それは相当の期間を要するを得ないと思
うのです。ところが、この法律が出てくるため

に、先ほど座っていた参考人の方々も、いかにも
簡単にこれで商店街の支援策が講ぜられると、つ
まり私に言わせれば、あめをいたいたというぐ
あいに錯覚しているのです。これについてはどう
思いますか。

○棚橋政府委員 内藤建設省審議官から今お答え
があったように、確かに、市街地再開発事業ある
いは区画整理事業の観点での商業政策も従来から
あったわけとでございます。

それで、今回の特定商業集積の場合も、地価の
問題等によりたまたま権利関係が非常に複雑な場
合には市街地再開発事業でいくというケースも出
てまいと思っております。しかし、今回の法律で考
えております一般的なケースの場合には、市町村
が中心になりまして、もちろん当該事業者、小売
商業とか、場合によると大型店舗が一緒になって
新しい地域に共存共栄の商店街をつくっていくこ
うという構想が中心になるわけとでございます。こ
ういふことでございまして、そういう商業政策を
最重点に考えた政策でございまして、従来より
はこの事業の実現が迅速化されるものと私は考
えております。もとよりいろいろの利害が絡むわけ
でございますので、簡単ではございませんが、関
係者がよく話し合いになって、意見がまとまら
ば大いに迅速化した実現が期待できる、そのため
に建設省、自治省、当省、あわせていろいろの支
援を行っていききたい、こういうふうと考えてい
るわけとでございます。

○渋谷委員 時間が余りありませんので、そこを
また突っ込んで聞くことはやめにいたします。
そこで、ちょっと観点を変えまして、この質
問の中で大店法とも商業集積法とも何も断らず一
緒に議論してきたのですけれども、大店法の一部
改正と輸入特例法が、これは法律の中にもありま
して、関連しているのはよくわかります。法律の
中にも明記されております。それから、特定商業
集積法と民法法と中振法、これも関連しているの
はよくわかります。しかし、この三法と上の二

法、通産省から三月に持ってきた資料では、こう
いう線を引き、矢印をかきまして、いかにも関連
性があるようになっておりますが、内閣法制局、
法律的な意味での関連性はございますか。

○越智政府委員 お答え申し上げます。

ただいま御審議いただいております五法案のう
ちで、まず大店法と輸入品専門売場設置に関する
大店法特例法というのは、まさに一方が他方の特
例という関係という意味で法律的な関係がござい
ます。それから、特定商業集積の整備の促進に関
する特別措置法案につきましては、いわゆる民法
法の一部改正、中小小売商業振興法の一部改正、
この二つを前提として条文が構成されているとい
う意味で法律的な関係がございまして、
そこで、ただいまの前の二法案と後の三法案の
関連でございまして、今申し上げましたような意
味での法案相互の特例関係あるいは条文相互の関
係といったものは特にございまして、今申し上げ
ましたような意味での法律的な関係はないと言
えると思っております。しかしながら、前の二法案に
よります、いわゆる規制緩和というものによる影響
を受けるおそれのある中小小売商の振興を特に図
ろうという意味で後の三法案が立案されていると
いうことで、政策的な関連はあるというふうに関
知をいたしております。

○渋谷委員 政策的な観点はわかるんですが、法
制局は法的な観点からのみ答弁してもらえない
のですか、法的な関連性、実はこれは、委員長、
ないのです、二法と後の三法は、だから私は一括
審議するということ自体がどうもこれはおかしい
というぐあいに実は考えていたのですけれども、
多分政策的な観点では一体だということ、政策的
な観点で一体だからといって、では特定商業集積
をあれほどの手続や手間暇や金、税金をかけて一
方である、その周辺に、例えば工場跡地にほんと
大型店が出てくる、これはよくありますね、最近
でもあります。

ついさっき他の国会議員とも話をしていました
ら、それこそ一つの地域に十万平米ぐらいの店舗

が次から次へと出店計画が出てくるケースがある
んですね。そういう計画が出てきたものですから、
駅前の出店計画がオジャンになるなどという
話もあるんです。特定商業集積をこうした形で一
生懸命やってつくって、一方では大店法上のいわ
ば調整手続はこの特定商業集積法とは何ら法的な
関連性がない。政策的な意味での一体としての審
議ということであるならば、具体的にはこれはど
ういう配慮がございましてか。

○棚橋政府委員 渋谷委員御指摘のケースは、私
なりに理解しますと、例えばこの特定商業集積を
市町村が中心になって構想をした、その周辺にそ
れと全く無縁という関係なく大型店が進出をし
た、その両方の調整がどういふことになるのかと
いう御指摘ではないかと理解いたしております。
確かに、この法文上、それについてどちらの法
律にもそれを調整できるような関連はございま
せん。ただ、現在私どもの提案しております特定商
業集積法の中で、そういう市町村構想の商店街づ
くりを阻害するような大型店が出てきた場合にそ
れを規制するような規定を置くことは、先ほど御
提案しております大店法の規制緩和の経緯、趣旨
から見ても、それと背馳することになるので、私
どもは適当ではないのではないかと考えておりま
す。

ただ、これは御承知のことと恐縮ですが、そ
ういふいろいろな背景を前提にして、今法制局越智
部長からお答えがあったように、政策的な関連づ
け、つまり積極的に高度の商店街をつくっていく
う、そういう方たちを、市町村が中心になってい
ろいろの、商工会議所、商工会、地元関係者の意
見を聞いて基本構想をおつくりになるわけとござ
いますので、その過程において、あるいはその内
容において、その周辺との調整は実際的にはい
ろいろ図られていくことを期待しているわけと
ございまして。

○渋谷委員 規制というお言葉をお使いになり
ましたけれども、私は規制的な条項を設けてくれな
いという話をしていないのです。これだ

け税金をかけ、みんなの労力をかけ、個々店に對してももちろん借金もさせなければいかぬでしょう、そういうことでの取り組みをしていかに、一方では周辺への大型店の出店がどんどん行われる、そうした努力が陳腐化するに、それとあるのじゃないですか、これは調和が必要でしようという意味で申し上げているのです。

そうした観点から、実は社会党案の中には、この大店法の一部改正と商業集積法、これと関連させるように、そうした計画に配慮をするように規定を設けているわけです。それは、その方が実はその意図が、今おっしゃったような政策的な面で一体として一括して審議しているわけですから、そういうことでは、そういう意図がより明確になるではないですかということを実はあえて申し上げているわけなんです、もう質疑時間はなくなりまして、また改めて来週、先輩議員からもし時間をもたれば、その辺について大臣がいっしょにと詰めてみたいというぐあいに考えております。

以上です。

午後四時から委員会を再開することとし、この際、休憩いたします。

午後二時三十五分休憩

○奥田委員長 午後四時十分開議
休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。二見伸明君。

○二見委員 これから質問をお願いするわけでありましても、建設省の関係は何か私だけで終わりのようなので、あとの方が建設省を要求されていらないことなので、冒頭にお伺いをして、そうすれば大変時間の節約になるでしようから、というふうに思っております。

それで、実は今回の法改正に伴いまして、私どもにこういう要請が来ます。それは、消費者の購買態様がカーショッピングに大きく移行し

ているのに対応して、各地域所在の中小小売業者が共同または集団で商業施設をつくる場合に、現在の都市計画法でいきますと、これは市街化調整区域にそういう施設をつくりたいという場合です、三十四条の五号では、「都道府県が国又は中小企業事業団と一体となつて助成する中小企業の事業の共同化又は工場、店舗等の集団化に寄与する事業の用に供する建築物又は第一種特定工作物の建築又は建設の用に供する目的で行う開発行為」、この場合にだけ認められるわけですね。中小企業の中には、いわゆる高度化資金を借りないで自分たちの自助努力で、自分たちの力だけでもつて何とか共同の施設や何かをつくりたいという意向を持っている中小企業、中小商工業者もいるわけですね。そういう人たちの立場からいいますと、この三十四条の五号の規定では、当然これは調整区域では開発行為は許可されません。だから、そういう人たちがとってみれば、中小商業活性化基金の果実あるいは補助金及び調査費等を受けて策定する計画と、小売商業振興法による認定に基づく事業についてもこの三十四条の五号で読めるようにしてもらえないか。本条項に該当するものとして開発許可を与えてもらいたいという強い要請も来ているわけでありまして、これは建設省の管轄でございまして、この点については建設省としてはどういふふうにお考えになつてい

るか、御見解をお示しいただきたいと思つております。

○内藤勲政府委員 なかなか込み入った御質問なんです、開発調整区域はスプロールを防止するための線引きの結果が調整区域ということで、調整区域の中で開発許可し得るものは限定列記されているのが状況です。今先生がお話しになりましたように、三十四条の五号は、おっしゃるとおり、かなり限定的な表現になつております。「都道府県が国又は中小企業事業団と一体となつて助成する中小企業の事業の共同化又は工場、店舗等の集団化に寄与する事業の用に供する建築物」とかなり限定的に書いてござい

ます。五号はこういうことでございまして、基本的に市街化調整区域の開発のありようということで、三十四条各号いろいろ列記してございまして、商業関係で開発調整区域内での許可可能なものは、周辺居住者の日常生活に必要な物品の販売店舗などは別の号で可能で、車の通行上必要不可欠な沿道サービス施設というものもございまして、それから今私が申し上げました五号の問題もあ

ります。それからあと、問題として、開発許可し得るものはやはり限定的でございまして、今先生がおっしゃいましたようなものを一般的に許可し得るとは私の方からはお答えできないわけですが、三十四条各号の適用ではかの条項も含めてどういふことかということだと思つて、具体的話でありましたばまた検討させていただきますけれども、今一般的に三十四条の五号を拡大解釈して、もう少し幅広くできないかということだけに

関しては、そう簡単にはできないということでございます。

○二見委員 私、持ち時間が少ないものですから、この議論はこの辺にとどめておきますけれども、建設省としても、どうかひとつそうした意見のあることを念頭に置いていろいろ検討をせびともしていただきたことを申し上げておきたいと思つております。きょうはどうもありがとうございました。

大店法につきましては、既にワンラウンドの質疑が行われておりまして、私も重複を避けたいと思つて、現行法では出店表明と事前説明というものがあつた。これと、改正して今度は三

条届け出後に地元説明というのがあります。その前は、三條の前に事前に行ういろいろな出店表明とか事前説明をやつてきた。今度の三條届け出後の地元説明と、これは具体的にどういふふうになるのか、同じなのか、その点はどうなん

でございましょうか。

○坂本吉政府委員 御指摘のように、現在の事前説明と新しく予定いたしております地元説明は、法三條の前に行われる現在の事前説明とその後に行うことを予定しております地元説明というので、手続上の形式的な違いはあるわけではござい

目指すものではないのだということをはっきりさせたわけでございます。それ以降、事前説明は大体四カ月程度で終わりました。現在のシステムでは商調協の調整のプロセスに入っているというのが全国的に見られる現象でございます。

○二見委員 四カ月間で地元説明が終わって、そこで合意すればいいけれども、合意しなければそれが今度は八カ月の大店審での審議になるわけですね。そうすると、現行法では大店審もありましたけれども、実際は事前に全部話がついてしまつて、例えば地元の商調協と全部話がついて、いわばで上がったものが上がってきたわけですね。それに判を付けたものが上がったわけですね。そして、むしろ大店審が真正面に出てきて、もし紛争やトラブルがあればそれをさばかなければいけませんね。私は今の大店審にはそこまでのノウハウの蓄積は余りないのじゃないかという印象があるわけですが、その点についてはどういうふうにごらんになっておりますか。

と同時に、さばくことになりまして、審査の基準だとか要領だとかガイドラインだとかというものをつくらなければ、これはなかなかさばけない、さばきにくいですね。そういう点についてはどういうことを検討されておられますか。

○坂本(吉)政府委員 御指摘のように地元の出店に対する反対あるいはそれに伴うトラブルが起ることは今後も十分予想されるわけでございます。地元説明を終えた後、大店審のプロセスに入るわけでございますが、私どもといたしましては、大店審がまず直接地元の消費者あるいは小売業者並びに学識経験者の人たちから意見を聞くというふうな今回法を改正して提案申し上げておるわけでございます。そのほか、地元の商工会議所または商工会というところで地元の意見を生の形でぶつけてもらう、そこで地元の意見を可能な限り実態面から出してもらう、必要があれば意見の整理集約というのをお願いしたいと思つておるわけでございます。そういう過程を通じて、大店審における調査審議に当たって地元の実情ある

いは意見というものが可能な限り反映されるように幾つかの手段を考えているところでございませう。

御指摘のように、大店審は従来まで実質的な調整を商調協にゆだねてきたという点から見まして、必ずしもここに現在までの調整のノウハウが蓄積されているというふうに言いたいがたいところがございます。その点につきましては、一つは大店審の機能を抜本的に拡充いたしまして、現在の十六地方部会を全国的に広げることを考えております。

また、御指摘の審査基準というものを一つの物差しとしてこの審査に当たるといふことは、かねてより大変重要なポイントというところで、我々も現在でも審査要領というものをもちまして大店審における調査審議の三段基準というものをいたしてきたわけでございます。

ちよつと長くなって恐縮でございますが、この審査要領は大体三つの部分に分かれておりまして、我々が審議に当たつて考える基本的な認識と、そして私どもの方で可能な限り定量化するいわば審査指標といったものを設け、さらにもう一つ配慮事項といった、三つに分かれておるわけでございます。これは昭和五十九年にその基本ができたものでございまして、御指摘のように、新たに大店審が直接この調査審議に当たるとしてこれを抜本的に見直したい、また新しい時代の要請に沿うものにしたしたいということで、ただいま大規模小売店舗審議会に審査指標部会を設けてまして鋭意御審議をお願いいたしておるところでございます。

○二見委員 私は商業活動というのは本来自由であるべきだと思います。最初から規制ありきで商業をやれと言つてもそれは無理な話で、本来的には商業というのは自由であるべきだ。しかし、自由であるからといって、野方図に自由であれば、またいろいろな問題も起こつてまいります。さよの午前中の参考人の方々の御意見の中にも、大店法改正には反対ではないけれども、街づくりと

いう観点から考えてもらえないかというような意見も多々ございました。私はこれも判断の材料にしてもよろしいのではないかなと思います。

それで、八カ月間の大店審のいろいろな審査があるわけですが、このときに、地元市町村あるいは地元市町村長とのかな、地元市町村の意向が大店審の審議の中に反映できるようなシステムを、これは規制を強化するというのではなくて、規制を強化するという発想ではなくて、地元の市町村のいろいろな意見が吸い上げられるようなシステムがあつてもしかるべきではないかと私は思いますけれども、その点についての当局の御意見はいかがでしようか。

○坂本(吉)政府委員 二見委員御指摘の街づくりに関する要領はこれからますます重要になってくると私どもも思つております。とりわけ市町村長の意見でございますけれども、私どもといたしまして、当然これは地元を代表する意見ということとして、その調査審議に当たつて取り入れられるべきものであると基本的に考えておるところでございます。大店法第十五条の二に基づきまして、市町村長は都道府県知事に対して小売業の事業活動がその周辺の中小小売業の事業活動に及ぼす影響という点につきまして意見を申し出ることが予定されておるわけでございます。また、第一種小売店舗につきましては知事がその意向を受けて通産大臣に意見を申し出ることができるといふことになっております。この全過程を通じて市町村長の意見は調査審議においても参考に供されることになりまして、また調整権者たる通産大臣、第二種の場合には都道府県知事がその法の運用に当たつて考慮することとなっているわけでございます。

ただ、さらに最近の街づくりに関する国民の意識の高まり、さらにそれについての市町村長のいわばインシアチブの重要性を考えますと、私どもといたしまして、大店審の調査審議において、市町村の行政責任者に例えば参考人として意見を陳述する機会というふうなものを与える方向で検討

してまいつてはどうかというふうにご考えているところでございます。

○二見委員 特定商業集積法案に関連してちよつとお尋ねしたいと思つていますが、最初に、この問題で通産省は業界にいろいろな説明をされておりますが、その中で、商業施設の要件で、共存共栄の要件として公募による中小店参加機会の確保、それから中小店舗数は全店舗数の三分の二以上でなければいけないとか、いろいろ要件を掲げられております。その中に中小店舗に対するテナント料等について優遇措置を実施、こういう説明をされているわけでありまして、このテナント料等について優遇措置を実施するというのは、具体的にどういふような形の優遇措置をお考えになつていらっしゃるのか、その点をお示しいただきます。

○堀橋政府委員 お答え申し上げます。二見委員御指摘の大型店と中小店が入る特定商業集積の中でも高度商業集積というパターンに属する場合に、中小店が組合をつくつて自分でもつてそこに中小小売店が入る場合には問題がないわけですが、今御指摘のように第三セクター、これは大型店が中心的存在でございまして、第三セクターが例えば商業施設をつくつて中小小売店を入居させる場合にどういふ優遇措置かということでございます。

今どういふ形でテナント料を払つておるかというところでございますが、いわゆる家賃でございまして、これはケース・バイ・ケースで、その場所の立地条件等によってあるいは規模によってさまざまでございますが、そのほかに建設協力金という形で保証金と敷金を取るのが通例でございます。これがかなりコスト高というか割高なものでございまして、中小小売店の負担になっておるわけでございますが、今回は当然いろいろな国または地方公共団体のあるいは事業団の助成があるわけでございますので、こうしたテナント料、敷金、保証金等について、従来の一般的な商業的なものに比べて相対的にかなりの優遇措置を講じていかなければいけないということで、高度商業

集積の要件として共存共栄要件の中にそれをうたっているわけでございます。

ただ、具体的に一般の市価といえますかテナント料に比べてどのくらいになるかということ、今後建設費その他コストとそうした助成策との絡み、いろいろなことを配慮して、その地域地域で業態に応じてお決めになる、こういうふうな考えでおるわけでございます。

○二見委員 ここに明確に中小店舗に対するテナント料等について優遇措置を実施と書いてあるものですが、より固まった段階でもう一度、今の段階ではまだ固まっていないのでしょうか。

○棚橋政府委員 一般的な商業ベースのテナント料に比べてどのくらい割安かということ、一般論ではなかなか申し上げられませんが、ただ、申し上げたように国等が相当の助成をするわけですから、それに見合った優遇措置を当然中小の小売店にも還元という考えられるべきである。しかもそれは地域ごとの市町村のプロジェクトによっていろいろ形態があると思いますが、ケース・バイ・ケースになるかと思いますが、基本的考え方はい二見委員御指摘のように相当の優遇措置を考えているわけでございます。

○二見委員 もう一点お尋ねいたしますけれども、特定商業集積法案の第四条によりますと、通産大臣と建設大臣と自治大臣が基本指針を決めることになっております。この基本指針が決まりませんと、それから先の具体的な作業が市町村では進まないわけですね。ところが、この基本指針を決める場合に、この三省だけかといいますと、関係省庁がこれは絡んでくるわけですね。そうすると、三省のほかにもいろいろ五とか六とかという省庁が関係してまいりますと、基本指針というのはなかなかつくりにくくなってくるのではないかと。そうすると、この法律がたとえ可決され成立したとしても、この基本方針が決まらなければ実行に移されないうわけですね。その点はどういうふうにお考えになりますか。大体どのくらいの期間でこの基本指針は策定されることになりますか。その

点いかがでしょう。

○棚橋政府委員 御提案しております特定商業集積法は、私も建設大臣、自治大臣、通産大臣の三大臣が中心になってまいりますが、例えば環境の保全、午前中にも御質問がございました環境の保全に留意すべきこととありますので環境庁長官とか、あるいはその関連施設に福祉施設、文化施設等が入るといふようなことも想定されますので文部大臣や厚生大臣にもいろいろ御相談をするということがあります。この法律上の関係行政機関の長につきましては九省庁の長が該当するものと考えております。

ただ、御指摘のように関係行政機関が非常に多いものですから時間がかるという御心配、これにつきまして我々も留意をいたしておりました。御提案の法律では附則で公布即施行を考えておりますので、この法律を通していただければできるだけ早く基本指針を策定をいたしまして、地域におきましてこの法律が実効ある運用になるように努力をしたいと思います。ただ、何カ月以内ということではちょっと今明確には申し上げられませんが、これはできるだけ短い期間にやりたい、このように考えております。

○二見委員 時間が迫ってまいりましたので、恐らくこれが最後の質問になるのではないかなと思っております。

それではまた大店法に戻りますけれども、二年後見直しの規定があるわけでありまして、日米構造協議で議論になり、去年一年間運用が緩和され、そして今回は法律改正というトレンド、この延長線上で見ますと、二年後の改正、見直しというのは、規制強化というよりも、運用の結果いろいろ問題点があればそこを手直ししようとする大店法の中での見直しを中心とするのだらうと思えます。しかし、私は、二年後見直しをするときには、大店法の運用の面だけの単なる見直しということではなくて、今回の改正案に対しても、関係の法案は大店法の改正案だけではなくて他の法律案と一緒に審議しているわけですね。大店法を議

論するだけではなくて、例えば商店街とかそういったところも一緒に、商業活動全体を議論しているわけですね。そうすると、二年後の見直しも、小売商業のあり方、こういうことについてもあわせて見直しをしてもいいのではないかと考えています。

きょう午前中の参考人質疑のときにも、特に零細の、一人とか二人とかという商店が廃業していく、やめていく。その理由について何人かの参考人の方々は、主婦の、女性の購買行動が変化したのだ、今までは専業主婦だったから近所のお店で買ったけれども、今はみんな勤めている、そういう専業主婦からほとんどの主婦が勤めるようになった、その結果購買行動が変化したことが、商店がやめていかざるを得ない大きな原因だという指摘が何人かの方からございました。そうして、それに対して商店街の代表の人も、それは認識しているけれども、意欲的なところはやるけれども、なかなかできないところもあるのだという御回答もあつたわけでありまして。そうした消費者というか、特に家計を預かる主婦の購買行動の変化ということもにらみながら、大店法の単なる見直しだけではなくて、小売商業のあり方、さらに助成の仕方、むしろ個店対策ですね、そこまで踏み込んだ見直しというものが必要なのではないかと思っております。

ただ私は、何かというとき、じゃ二年後、規制をだえんと強化すればいいんだとか、あるいはうんと緩和すればいいんだという発想ではない。今は恐らくニュートラルだと思ふ。私もニュートラルですけれども、ただ、傾向としては商業を本質的に活性化させるという立場に立ちながら、単なる大店法の見直しだけではなくて、小売商業全体もあわせて見直しでもよろしいのではないかと。思いますけれども、通産大臣の御見解を伺って質問を終わりたいと思います。

○中尾国務大臣 御指摘の大店法の見直しそのものにつきましては、大店法改正法案の附則第二条に示されておりますように、改正法の規定及び実

施状況につきましては改正法施行後二年以内に検討を加えて、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとしている。この点については委員が御指摘したとおりでございますが、必要な措置の内容につきましましては、二年以内に検討を加えました結果判断されるものでございまして、現段階におきましてはまだまだ何も決まっておりますわけではございません。したがって、ただその検討に当たりましては小売業全体のあり方、あるいは小売商業政策のあり方についても幅広く、先ほど委員のニュートラルの立場で考えていくべきだという点、当然そういう意思も取り入れながら議論をされていくことになるであらう、こう私は感じておるものでございます。

○二見委員 以上で終わります。

○奥田委員長 小沢和秋君。

○小沢和秋委員 今回の大店法改正を合理化するために、大型店をどんどんふやしていくことが消費者の利益であるという言いが言われておるわけでありまして。

そこでお尋ねをいたしたいのは、大型店の方が本当に中小小売店より価格が安いのかということでありまして。

東京都生活文化局の今年一月の調査では、食料品、日用雑貨品九十六品目中、小売店の方が安いもの二十三品目、スーパーの方が安いもの十二品目で、他はほぼ同じであります。私の地元福岡市西新についても、四月十一日に私の知人に頼んで調べてもらいました。その結果は、食料品三十二品目なんですが、二十四品目は小売店の方が安いという結果であります。新潟に先日行ったときに調査をしてもやはり同じ傾向であります。

政府はこのような調査をしたことがありましようか。あれば政府の調査の結果はどういうことになっておりましたか。

○坂本(吉)政府委員 私どもの手もとにございますのは、総務庁が調査いたしました昭和六十二年全国物価統計調査報告がございまして、これによりまして、ただいま委員御指摘の点でございま

すけれども、例えば生鮮食料品などの食料品の価格は御指摘のとおり大型スーパーよりは一般小売店の方が安いという結果が出ております。一方で、衣料品でございましてか服物のような雑貨につきましては大型スーパーの方が安い。全体としては品目によりばらつきがあるという結果が出ておるところでございます。

○小沢(和)委員 品目によってばらつきがあることは私自身の調査でもそうだとしたことなんです。が、全体として見ますと、生鮮食料品については中小小売店の方が安いという傾向はもう全国共通だと思っております。

さて、次にお尋ねしたいのは、大型店の出店で便利になるというようなことばかり言われるわけでありまして、地域住民の生活にいろいろな面で障害も出てきていることもまた否定できないと思っております。中でも最大の問題は、大型店の周辺で交通渋滞が慢性化していることであります。特に土、日などは、駐車場が満員になり、入り切れない車が周辺の路上にあふれ、交通マヒ状態に陥っているところが多いわけでありまして、これが社会問題化するにつれ、大型店の進出に対し、交通渋滞を引き起こすとして反対する声が高まっております。東京都三鷹市で、日産自動車が一トヨールカ堂と組んで出店を予定しております生活ファクトリーみたかに対する反対運動が最近起こっておりますが、これも第一の理由は交通渋滞ということになっております。

しかも、重大なのは、このような問題が現在の出店調整の中では全くどこでも検討されないことでもあります。これまでの商調協の調整四項目にもありませんし、周辺住民が出店者に対し交通渋滞対策について話し合いを申し入れても、事前説明が終わっているなどと称して一切応じていないのが実態であります。交通問題をこのようになっていって放置したまま出店ということになっていくのかどうか、この点をお考えでしょうか。

○中尾国務大臣 確かに最近の大型店の出店に伴います地元への影響が広範なものであることは十分

分承知しております。交通問題あるいは生活環境問題等につきましては、当該市町村等を中心とする街づくりの計画の中では積極的に取り組んでいくべき課題かな、このように強く考えておる次第でございます。

このような観点から、新たに市町村の基本構想に基づいて街づくりを進めることを目的といたしまして商業集積の整備を促進するための法律を現在お諮りしているところでございまして、また大店法の運用におきましても、街づくりの視点が十分配慮されることが極めて重要と考えておる次第でございます。

○小沢(和)委員 そのほかにも、大型店の出店は、子供の非行の激増などの形で地域に大きな影響を与えております。犯罪白書平成元年版を見ますと、少年非行について万引きなど非侵入盗の増加が顕著であるとして、これらの増加は、近年におけるスーパーマーケット等の増加に伴い、この種事犯を犯す機会がふえたためと思われるかと書かれております。さらに、大型店の進出により、地元商店街が徐々に閉店に追い込まれた結果、高齢者が近所で買い物ができなくなり、日常生活に事欠くというような地域もあらわれ始めております。

今、大臣は、交通問題については街づくりでというお話でしたが、このような問題についてもぜひ私は検討の場があつてしかるべきではないかと思つておりますが、この点いかがでしょうか。

○坂本(吉)政府委員 ただいま大臣が答弁申し上げましたとおり、こういった周辺の街づくりとの関連というのは、可能な限り大店審におきましてもそれに対する配慮事項ということで対処してまいりたいというふうに考えるわけでございますけれども、ただいま御指摘の子供たちへの影響という点につきましては、これは唯一大型店の進出がその原因であるというふうにもなかなか判じ切れなところがあるのではないかとこのように思つておるわけでございます。

また、高齢者の不便を来しているという点につ

きましても、確かに一部においてそういう現象があらわれるということは一時的にあらうかと思つてわけでありまして、しかしながら一方において、例えば大型店が進出することによりまして、一つの場所では、いわゆるワンストップショッピングと申しますか、大変便利にいろいろな買い物ができるといふような点もございまして、一概に大型店のみの利点を強調するつもりもございませぬが、また大型店が出ればすべてが社会問題のもとをつくるというふうにも断じ切れなところがあるのではないかとこのように思つておるわけでございます。

○小沢(和)委員 今、出店調整の審査の中で配慮事項として考えていきたいというふうな聞こえたのですが、そうすると、いわゆる四項目の調整項目には入っていないけれども、交通問題とか、私はさらに非行などの問題も含めて検討の場も欲しいというふうな言つたのですけれども、少なくとも交通問題などはそのような場で積極的に取り上げて検討したい、こういう趣旨でしょうか。

○坂本(吉)政府委員 私どもは現在でも、商調協の審議におきまして、調整項目ではございませんけれども、街づくりへの配慮事項ということで、今御指摘のような問題を配慮してもらうということになっております。新しい体制で大店審において調査審議いたします場合にも、同じように、大店審の中でそういったことに対する配慮というものを考えてもらうようお願いをしようと思つておるわけでございます。

○小沢(和)委員 では、次の問題を質問いたします。

昨年派遣されました海外流通事情調査団の報告を読んでみますと、各国とも大型店出店に対するいろいろな規制を行っているわけでありまして、アメリカ、イギリス、ドイツなどは自然環境や住環境を守る立場から開発規制を行つておりますし、フランスはロワイエ法で出店を許可制にしており、ある程度規制が緩和された今日でも五割は申請が却下されております。また、昨年十月二十七日

日付の朝日新聞に掲載されました「変わる流通 北米最新事情」というレポートを読みますと、初めに、スーパーの店舗周辺に対する環境規制が強まっていることが述べられ、次いで、「都市計画にからんだ州や自治体ごとの規制は、もつと厳しい。ショッピングセンターの開店については、日本の大規模小売店舗法に比べると、それが実現するまでに長い年月がかかった例もある。」「店舗は商業区域にしか建てられず、公聴会で開発計画に対する住民の支持を取り付ける必要がある。」「最近では、原野などを商業区域に指定変更したうえで、開発許可を取るといふ手続が必要。」「裁判でこじれると完成まで十年、通常で六七年はかかる。」などとアメリカの実情が述べられております。

これはぜひ大臣にお答えいただきたいのですが、これがアメリカの実態だとすれば、どうして日本の大店法が出店の障害などとなつて非難できるのか、日本で昨年五月まで行つてきた程度の大店出店調整の仕組みはそのまま続けても国際的な水準から見ても何の問題もないのではないかとはいへませんが、いかがですか。

○中尾国務大臣 大型店を含みます小売店舗の出店に関する法制度は各国においてもさまざまございまして、同等に比較することは大変困難でございますが、消費者ニーズの多様化等、我が国流通産業を取り巻く近年の環境変化の中にありまして内外から我が国の流通に関する諸規制の緩和を求める要請が極めて高まっております。大店法の規制緩和を行うということは極めて重要であるという認識に私も立っております。

以上を踏まえまして、消費者利益の十分な配慮と手続の迅速性あるいは明確性、透明性の確保といった観点から大店法の改正を行うこととしたものでございます。

○小沢(和)委員 それを議論し出すと私も意見があるのですが、時間もありませんので、最後に、輸入品売場の特例法について、一、二、お尋ねをいたしたいと思います。

昨年の運用緩和と通達で百平米までの輸入品売り場は出店が自由化されましたが、これまでに全国で五十店程度しか出店がなかったと聞いております。今ではもう輸入品だからと飛びつく消費者は少ないので、このような売り場を設けても採算が合わないという新聞に報じられております。百平米でさえこのように出店が低調だったのに、千平米まで自由化しても実際に意味があるのか。それよりも、アメリカに對し、日本の消費者にもっとアピールする商品、日本商品に對して品質、価格で競争力のある商品をつくらなければ、輸出も伸びず、貿易赤字も解消しないことを厳しく指摘すべきではありませんか。また、千平米まで出店を自由にできることにすれば大店法が五百平米以上を規制対象にしていることと矛盾してくるので別法をつくったと言われているようですが、将来は大店法の規制対象面積を千平米以上にすることにつながるおそれはないのか、あわせてお尋ねいたします。

○坂本(吉)政府委員 輸入品に関する特例法の問題でございますが、現在、昨年の運用緩和によりまして五十三カ所の輸入品特別売り場が設けられております。委員御指摘のように、大都市におきましては、輸入品であるという、ただそれだけのことで売れる時代では必ずしもなくなっているわけでございますけれども、地方都市におきましては、輸入品ということの一つのセールスポイントにして売り場を設けるということがそれなりの効果を持っているというのが実情であると思っております。また、大都市におきまして、これからはいわゆる専門店というものが非常に個性をとうとぶ消費者にアピールするということもございます。そういう意味で、私どもは、今回の輸入品特例措置によりまして、一段と輸入の増加を期待いたしているところでございます。

また、最後に御指摘の点でございますが、私どももいたしましては、輸入を拡大するという現在の政策的要請に沿いまして、これを活用いたしまして我が国の市場のより一層の開放化を期待いたしております。

○小沢(和)委員 終わります。

○奥田委員長 柳田裕君。

○柳田委員 今回の改正についてお伺いいたします。

今回の大店法の改正ですけれども、我々は、なぜこういうことを改正したのかというときの最初の発端に、日米構造協議とその結果だろうというふうな気がするわけですが、今回の改正は海外の国からの指摘でやるということではなくて、消費者のために必要だからやるということではなればならないと思うわけでありまして、こういうふうな外圧があつて初めてやるというのは少し問題があるのではないかとと思うのですが、この辺についてはどのようにお考えでしょうか。

○中尾國務大臣 今回の大店法の改正が、昭和六十三年十二月の規制緩和推進要綱、平成元年六月の「九〇年代流通ビジョン」の提言並びに昨年の日米構造問題協議最終報告を踏まえて提案したものであることは、委員も御案内のとおりだと思います。

その目的並びに趣旨は、内外からの規制緩和の要請を踏まえまして、出店調整処理制度については消費者利益への十分な配慮、手続の迅速性あるいは明確性、透明性の確保等を図るものでございまして、必ずしも欧米各国からの圧力によって云々したというものではありませんが、消費者への十分な配慮というものも含んで考えて、そして問題点に取り組んだ、大店法も提案した、こういうことでございます。

○柳田委員 国内の状況と海外からの要請ということで改正をした。今回の改正ですけれども、この改正の本身を持って海外に説明に行った場合に、海外の皆さんはなるほどこれでよろしいですよというふうな理解していただけるとお考えなのか、その辺をちょっと教えてほしいのです。

○坂本(吉)政府委員 今回、大店法及びこれに基づきます各種行政措置による運用全体を見直そうと思ひました点の一つは、法律で定めております諸手続のほかにいろいろな行政措置というものを従来積み重ねてまいつたところがございます。その点が諸外国から見まして大変透明性の低いものであるという指摘をかねて受けてきたところでございまして、そういう点から可能な限り法の手続に沿つて商業調整の進行を管理したい、こういう点で、その運用面も含めてかなり思い切つた措置をとることを、産業構造審議会や中小企業政策審議会の委員の方々の御議論を経てやろうといたしているところでございます。

そういう意味では、諸外国から見まして法律以外にいろいろと水面下で行政措置があるという点は随分改善されていると私も自負いたしております。特に日米構造協議のフォローアップ会合におきまして、この点についてはアメリカ側からも大変アプリーエートされているというのが実情でございます。

○柳田委員 日本は九十億ドルを出しまして、これでそれなりことはしたというふうに思つたのですが、結果は余りいい評価が得られなかつたのが昨今の湾岸問題でございました。そういう厳しい中にあつても、今御答弁なさいましたようにそれなりの評価はあつたとお考えでしょうか。

○坂本(吉)政府委員 日米構造協議のフォローアップ会合におけるアメリカ側の本件についての対応ということだけをとりえてお答えするということになるかと思ひますけれども、今回の大店法の目指している改正につきましては、大変顕著な進歩があつたというふうに現在のところアメリカ側は評価しているようでございます。

○柳田委員 次は、大店審の役割、位置づけについて質問させていただきます。

これまでありました商調協による調整制度を改めまして、大店審において調整をする、この審査体制を強化するということになっております。しかし、この法案の中では大店審の明確な役割や位置づけが定まっていないう気がするわけでありまして、この辺はどうでしょうか。

○坂本(吉)政府委員 今回の法改正の案におきましては、法律上の条文として大店審のところは特に手直しをいたしております。そういう意味では、法本来の当初の目的でございます大型店の出店に伴つてそれが周辺の中小企業に及ぼす影響を与えるかという点について調査審議をするという大店審の機能と役割は従来のとおりでございます。ただ、運用段階におきまして、従来まで大店審の前に実質的にいわゆる商業調整を行つた商業活動調整協議会、通称商調協と言われるものを私も省令に基づいて設置してまいり、実質的にはここで決着をつけてきたというところでございますが、今回全体の運用におきましてこれを廃止したいと思つておるわけでございます。そういう意味で、法の所期の目的である大店審における調整という法の目指すところに返るということは今目指しておるわけでございます。字面の点からは大店法の機能と役割というのは変わらなせんけれども、私どもの方針としては、大店審以外の場ではもはや実質的な調整は行わないということ運用体系を通じて明らかにしたい、こういうふうにお考えのところでございます。

○柳田委員 最終決定を下すのはこの大店審の場であらうというふうに思つておるわけですが、今御答弁を聞いておると、大店審の審議の本身、基準といひますか、役割といひますか、何か不透明な気がしてならないのですけれども、果たしてこれで透明になるのか、いかがでしょうか。

○坂本(吉)政府委員 大店審の役割を少し具体的に申し上げさせていただきますと、従来に比べて、大店審が地元の小売商業者、消費者、学識経験者の意見を直接聞くように法を改正いたしましたと思つておるわけでございます。大店審におきましては、これらの地元の意見を聞くとともに、一方において従来から地元の商工会議所または商工会が大店審に對して意見を申すという規定がございます。商工会議所は地元の商業者の立場という

置づけが定まっていないう気がするわけでありまして、この辺はどうでしょうか。

第一類第九号 商工委員会議録第十三号 平成三年四月十七日

ものを総括的に代表し得るところでございまして、この商工會議所からもまた地元の意見を聞くという仕組みにいたしてございまして。また、必要に応じて商工會議所または商工会におきまして地元の意見というものを整理、集約してもらうことも依頼しようというふうにも考えております。

そういう意味で、この大店審におきましては、その人的構成は学識経験者を中心に構成してもらいたいというふうにも考えておりますが、そういった学識経験者によつて構成される場において地元の商店街の意見、それから当然のことながら大型店の立場、消費者の意見、学識経験者の意見というものがこの場において集中的に審議し調整されるものというふうにも考えておるわけでござい

○柳田委員 では、この大店審というのはいろいろ審議して最後に判断を下すわけでありましてけれども、その審議の過程については不正はないし、正当な適正な判断を下す。ならば、だれが聞いてもいいわけでは、公開もできるといふふうにも考えてよろしいのでしょうか。

○坂本(吉)政府委員 委員御指摘の公開制という点でございまして、商業調整というプロセスは、御承知のとおり、やはり進出する大型店とそれによつて影響を受ける中小小売商業との利害対立の問題でございまして。時には深刻な利害の対立を引き起こすこともあり得ることとございまして、私も、過去の経験に照らして、この審議の過程というものの中立性及び公正さというものを確保するためには、どの委員がどういう意見を出した、どの委員が何に反対をしたというふうなことが一々外に漏れますと、むしろかえつて委員の立場というものの不測の影響が出るのではないかと、そういう意味で、この審議の過程そのものはやはり公開をしない方がいいのではないかとこのように思っております。

ただ、従来は審議会の委員の名前すらそういう点から公表はいたしておらなかったわけとござい

ますと落ちついてきているところもございまして、委員の名前は公表して差し支えないのじやないか。それから、できる限り公開をするという立場から、審議結果の概要、それから審議のプロセス、そういったものにつきまして可能な限り公開をする。現在、運用適正化措置におきまして既に商調協について行っておりますレベルの公開制というものを維持すべきではないか、こんなふうにも考えているところでございまして。

○柳田委員 今のおっしゃることもわかります。公開は非常に難しい、ただしそれに参加している人のお名前は公表いたします。まあ勘ぐりかと思われれるかも知れませんが、やはり秘密の会議ということにならざるを得ない。そうしますと、中でどういふふうな過程で審議がされていくかということが一般にはわからないということになりますと、根回しをやっているのではないかなどか、そういう勘ぐりも出てこないわけではないので、すけれども、こういう根回しの調整というのは絶対にこの大店審の中では行われたいと考えてよろしいでしょうか。

○坂本(吉)政府委員 人の行動の問題でございまして、一律に根回しがある根回しがないということとを断定するのはちよつと大変難しい御質問であるわけでございまして、ただ、大店審の委員は、法律によつてその地位を約束された通産大臣が任命した、いわゆる公務員に準ずる地位を有する者でございまして。したがって、私どもといたしましては、個別の商業調整の問題を審議するに当たりまして、公務員にふさわしい中立性及び公正性を確保されるものと考えて調査審議に臨んでもらう以外に私どもの期待というのはいわけてありますけれども、そういう意味では、その委員に対するアプローチというものが将来とも全くないかという点につきましては断定しかねるところではございまして、受ける方の地位が従来の商調協に比しまして法的にも格段と明らかにかなものになるという点で、一層の中立性、公正さというものが確保されるのじやないかという

ふうにも考えているところでございまして。

○柳田委員 おっしゃる通りだと思います。それで、もし万が一、根回し調整があったということが後でわかった場合は、どのように対処するおつもりですか。

○坂本(吉)政府委員 もし仮に根回しがあったとして、いわばこの世界は人の行動の倫理観と申しますかエチケツトと申しますか、セルフディシプリンと申しますか、そういう世界の話ではないかと申します。理想に照らしては、これに對して罰則とかそういう行政的な措置は通常は考えられないわけと申しますけれども、もし仮に公務員にふさわしくない行動というものがその結果出るとすれば、法に照らして対処するということは今回は可能になると思うわけでござい

○柳田委員 次に移ります。

今回の出店調整の項目も四項目ということでありまして、この四項目で十分なんではないでしょうか。つまり、店舗面積、開店時刻、閉店日、休業日数、四項目が出店調整の中身になっておるのですけれども、これで十分でございましょうか。

○坂本(吉)政府委員 各個別の出店調整項目としては私どもとして十分であると考えておるところでございまして。

○柳田委員 以前の、以前といいますがまだ現在も商調協でありますけれども、その中の判断を見ても、一万平米という店舗面積を五千平米に削ったというふうなこともあるわけなんです。なぜこんなことをするのかというのがよくわからないというのが私たちの実感であるわけなんです。今回も余りそれについてはいじつていないというところであれば、この店舗面積一つについてでも何か不透明感が我々にはまだ出てくるという感じもあります。そこで、例えば店舗面積については原則とか基準、これはこうあるべきだ、開店時刻はこうあるべきだという何か一つは目安でもあればという気がするのですけれども、いかがでしょうか。

○坂本(吉)政府委員 委員御指摘の点は大店法の基本にかかわるところでございまして、具体的に一万平米を五千平米にするかどうかという点は別にいたしまして、今後ともこの大店法の枠組みというものを維持する以上、面積の削減ということに起こり得ることとございまして。

それで、その際どのような基準でどの程度削減するのかという点でございまして、確かに、恣意的にこれが行われるということとございまして、システムに対する関係者の信頼感というものが損なわれることもございまして、また出店予定者の経済的な利益が大きく損なわれるということもございまして。そういう意味で私ども従来から、現在では商調協あるいはそのもとになります大規模小売店舗審議会の調整の目安といたしまして、審査要領というものを持っておるわけでございまして。これは調整に関する基本的な認識、そして、ある大型店の出店計画が周辺の中小小売商業に對してどのような影響を及ぼすか、したがって、もしどの程度の規模であればその影響は緩和されるか、こういった点につきまして、例えば大規模小売店舗の支持人口でございまして、あるいは現在のみでなく将来のその地域の人口の増減の見通し、当然のことながら消費支出の見通し、またその影響する範囲の大きさ、こういった点についてこれを可能な限り定量化をいたしまして、これを一つの審査指標として判断の目安にするということもいたしておるわけでございまして。

ただ、なかなかその数字的な基準だけで個別の店舗の影響を把握して、機械的にこれはイエス、これはノー、あるいはこれは削減率を半分にする、あるいは三〇%にする、なかなかそこは数字だけでは決めたいところがございまして。したがって、こういったものも一つの参考にしたがって、総合的な影響というものを考えて判断をする。そういう意味で審査要領というものは今後の大店審の審議におきましても大変重要な要素であると思っております。大規模小売店舗審議会に、新しい商業環境の実情に即していかなる

審査要領が妥当であるべきやという点について、ただいま審議をお願いをいたしておるところでございます。

○柳田委員 できるだけわかりやすいといいますが、理解、納得ができるような手順を示していたければありがたいと思います。

次に移ります。

今回、例えば出店をしたいといった場合に、地元と対立をするといったような場合は数が多くないというふうには聞いておるわけなのですが、全体の割合から見ると、長く延びるのは多くないです。大部分は素直にすつと入っていつてつれていくというふうには聞いているんですけれども、今回のこれは届け出から通産大臣の命令までは、すべてがこの段階取りで運ばないといけないということになっているわけですか。

○坂本(吉)政府委員 三つの届け出から最終的な決着がつくまで、今おっしゃいました必要なら大臣の命令が出るということですが、それまでを一年以内に終えたい、こういうことでございます。

○柳田委員 例えば順調に進んだ、そういう場合でもこの手順だけはしっかり踏まなければいけないということですか。

○坂本(吉)政府委員 手続を定めたものでございますから、おっしゃるとおりでございます。

○柳田委員 この大店審、これが最終決定をする機関だ、その以前に決着しましたということがあってはならないわけですね。つまり、いろいろと御意見は賜りますが決定するのは大店審ですよということだと思ふのですが、そういう場合に商工会議所や商工会、いろいろと御意見を賜るというわけですが、すべてオーケー、よろしいということであれば素直に運ぶと思ふのですが、こじれた場合に、やはり賛成意見もあれば反対意見もあるというふうな意見が出るかと思ふのですが、そういう場合には、報告書の中身というのは反対も賛成も含めた両論の併記というふうにかえてよろしいのでしょうか。

○坂本(吉)政府委員 そのとおりに考えていたたいて結構だと思います。

○柳田委員 ちょっと話はあべこべになりましたけれども、うまくいく場合も大店審がいろいろなところの御意見を拝聴する、もしこじれた場合は当然のごとく御意見を賜るわけでありすけれども、例えばこの商工会議所または商工会の御意見を賜るという場合に、意見を出す期間、例えば大店審が御意見をまとめた後とてくさいと言つてから御意見がまとまるまでの期間というのは何か制限をつけているわけでしょうか。

○坂本(吉)政府委員 私どもがこれから実行したいと思つております運用案は、大店審の審議期間を八カ月以内で終わらせたい、こういうことでございます。ただいま委員御指摘の商工会議所からの意見というものをもちまして時期については特に定められておりません、全体として八カ月、審議会が八カ月以内におさるようには適当な期間を置いて商工会議所から意見をいただきたい、こんなふうな考えでござるところでございます。

○柳田委員 例えば商工会議所や商工会で意見が大分割れている、ついでは大店審に答申といふことが御意見を述べるのがまとまりませんということと非常に時間がかかった場合でも、もう八カ月切れますからここで決断を下してくださいというふうにするということでしょうか。

○坂本(吉)政府委員 御指摘のとおり、大店審から商工会議所に意見の整理と集約をお願いするわけでございます。その場合に、まとまらない場合には一定の時点で、先ほど委員御指摘のように、両論併記あるいは場合により三論併記という形で大店審に報告をしてほしい、こういうことをお願いすることになると思ひます。

○柳田委員 次は商店街のことについて御質問させていただきます。

地域地域の特徴でしようけれども、大型店舗とその地域の商店街が仲よくやっていってあるところもあり、逆の場合もある。例えば既存の商店街から離れたところに大店舗ができますと、

お客の足が変わってしまったて既存の商店街が寂れてしまふ。現にそういう商店街もいろいろあるわけでありすけれども、この寂れた商店街、自助努力で頑張らなさい、また助成もいたしますというところでありますけれども、だんだん傾きかけてきた商店街を復興するというのを考えると、現在の助成で大丈夫かなという気がしないでもないのです。このことについてはいかがお考えでしょうか。

○中尾國務大臣 近年の流通業を取り巻く環境変化を踏まえまして、昨年の六月の日本構造問題協議会そのものの最終報告に大店法にかかわる措置が盛り込まれたところでござりますが、その実施に当たりましては、中小小売業者等に影響を及ぼす場合も確かに予想されるところでございます。

このために、通産省としましては、意欲ある商店街や中小小売業者者に対しては、平成二年度補正予算及び平成三年度の予算における思い切った支援措置や関連の税制措置を講じていく考え方に立つてござります。これによりまして、商店街の活性化のための計画策定やコミュニティホールあるいはアーケードづくり等の商業基盤施設等の整備の助成を強化いたしまして、魅力のある商店街づくりあるいは商業集積づくりを推進していく考え方でござります。また、個々の商店の体質強化に思い切った対策を講ずるとともに、中小店と大型店との共存共栄の観点から高度な商業集積整備を支援する考え方であります。

そのような形の中で、寂れていくような商店街というものに歯止めをかけた、こう思っているわけでございます。

中小小売商業振興法の改正、特定商業集積法の制定等につきましては、これらの措置を体系的に総合的に実施していくことを目的としておりまして、これらの施策を通じて積極的な小売商業対策を展開していく所存でございます。

○柳田委員 勢いのあるといいますが、まだこれから発展しそうなところに対する助成であればプラスになるのでしょうか、マイナスという

か、だんだん寂れ始めている商店街に対する助成として、これで十分やっているとどういう御判断はお持ちでしょうか。

○高橋(達)政府委員 今後の商店街振興対策の基本についてはただいま大臣から御答弁申し上げましたが、委員御指摘のとおり、私どもが調査をいたしましたが、若干古い時点でございますけれども、アンケート調査の約八割の商店街の方々が停滞感を持っているという状況にあるわけでございます。ただいまの委員のお話にもございましたように、いろいろなケースがございまして、大型店を取り込んで既存の商店街を振興させようというケースもございまして、郊外に大型店が出たために寂れるというケースもございまして、また、郊外に大型店が出て一方において既存の商店街でこれに対抗して魅力ある商店街をつくらうじやないか、こういうケースもあるわけでございます。

私どもが最近いろいろと商店街の方々あるいは団体の方々とお話をさせていただいている中では、やはり基本的にこの流通業を取り巻く厳しい構造変化に前向きに対応して、大型店と共存共栄あるいは競争的協調によって商店街の魅力を取り戻していこうというふうなケースが非常にふえていっていると思つておりますので、寂れた商店街を取り戻すという意味で、商店街の競争力を彼らなりにつけていくという努力をされるのが一般的なケースではないかと思ひまして、私どもはそういうケースを強力に支援していくということで対応したいと思つております。

なお、やむを得ず廃業とか転業されるという場合については、またそれなりの対策も用意をしまして、新しい道を準備をさせていくお手伝いをさせていただこう、こういうふうにかえていくわけでございます。

○柳田委員 先ほどの参考人のお話の中で、後継者が不足しておるといふことがありました。後継者がいない、できない、いろいろな理由はあるかと思ふのですけれども、その助成策ということになるかと思ふのですけれども、この個人事業用資

産の後継者への贈与の際の納税猶予とか取引相場のない中小株式の評価方法に係る抜本的改正を柱とする中小企業税制、こういうものをつくってはどうかと思うのですけれども、いかがでございましょうか。

○高橋(達)政府委員 後継者問題というのは、確かに商店街の商店の方々にとって大変重要な問題であり、かつ頭の痛い問題でございます。結局は、先ほども申し上げましたように、商店街をいかに活性化して魅力を向上させるか、そういう中で後継者を育てていくことが対策の基本になると思うのでございます。また、同時に、後継者育成のためのいろいろな研修であるとか勉強会であるとか、そういうものも大事なことであろうかと思っております。私も最近の認識では、青年部であるとか婦人部であるとか、そういう方々がかなり力強くこの商店街を盛り上げていくという動きも出てきておるわけでございます。

ところで、お尋ねの事業承継税制の問題でございしますが、確かに中小企業の方から事業承継が円滑に行われるようにという希望はあるわけでございまして、この点については既に昭和五十八年度の税制改正あるいは昭和六十三年度の税制改正においてかなりの改正が行われているところでございます。しかしながら、御指摘のように要望はまだ続いておりまして、特に近年の土地価格の上昇によりまして、この事業承継についての関心が高まっているわけでございますが、今後行われます相続税あるいは贈与税の改正の検討に当たりましては、中小企業の事業承継の実態も踏まえつつ対処をしていきたいと考えておるところでございます。

○柳田委員 今度は商店の内部の問題でありますけれども、自分のところでお店をやっている、その売り上げだけで生活をしているというお店屋さんには非常に少なくなっているという聞いております。つまり、商売をして、それ以外の収入、これを当てにしている兼業商家と言ったのでしょうか、そういうのが大分ふえてきているというふうに聞いて

おるわけでありまして。

ちなみに、全国中小小売店調査、昨年の三月、日本経済新聞を見ておきますと、商業以外の収入が一年当たり年間五十万円を超える兼業商家が急増して全体の四四％に達している。総収入に占める商業外収入は二八％に達し、商業外収入の内訳は、不動産賃貸が約六二％、自己店舗以外からの給与収入が二五％、財テクが二〇％。特に従業員二人以下の零細規模の兼業率は五〇％をオーバーする。こういうふうなのが出ているわけであつて、商売をやっていく上で非常に厳しくなつてきているという実態であらうかと思うのですけれども、このことについてはどのようなお考えをお持ちでしょうか。

○高橋(達)政府委員 私どもの関係する団体の調査によりまして、確かに兼業形態が小売商店の場合に多くなつてきているということは事実でございまして、そのことについては私も承知しているところでございます。

特に、生業的な零細小売店におきましては、いろいろな社会的、経済的構造変化あるいは先ほど御指摘の後継者問題等々の要因によつて、そういう状態が出てきているというふうに認識をするわけでございます。私もどうしても、意欲ある事業者が本業に専念し得る状況を整えることは重要なことだというふうに考えております。そのためには、やはりまた基本に戻るわけでございまして、商店街の活性化、魅力ある商業集積づくりというのが大事になってくるだろうということでございます。これによりまして商店街の繁栄がもたらされ、同時に専業が可能になってくる、一般的にはそういうことが申せるのではないかと思うわけでございます。

そういう観点からも、今回予算でおつくりいただきました小売商業対策あるいは今御議論いただいております法案の成立を待ちまして、抜本的にこの小売商業の振興をしていくことが、こういった兼業問題にプラスになる問題になるのではないかと、このように認識をしております。

す。

○柳田委員 今、支援策のお話が出ましたけれども、この支援策、どちらかというと、商店街といえますか、まとまったところに対する支援というふうな受けとめられまして、例えば自分のうちの横に電気屋さんがある、八百屋さんがある、晩飯のおかずの品が足りないのでもちよつと行つて買つてこようとか、電球が切れたからちよつと買ひに行こうというお店が、各地域地域に点在しているわけですね。先ほど申しましたように、今回の助成というのは、大きなお店ができる、その周りにある商店街に対する支援についてはなるほどという気がするわけですが、住宅の近くに点在しておるお店に対する助成といえますか、この辺についてはどうでしょうか。

○高橋(達)政府委員 消費者の利便を向上させるために大型店の存在も必要でございしますが、御指摘のような個々の商店街あるいは商店街から離れた商店も消費者にとつて非常に重要な場合が多いわけでございまして。近くのお店で、いわゆる最寄り品ということで、豆腐一丁、ネギ一本を日常の中で買つてくるというのも消費者にとつて大きな利便になるわけでございまして。

したがしまして、私もどうしても、個店対策ということで大いに力を入れさせていただいているところでございまして、具体的には平成二年度の補正におきまして低利な融資制度を設けております。また、平成三年度の予算におきまして、設備近代化の貸し付けであるとかあるいは設備の貸与の制度の拡充、それから地域住民の生活の向上に資するような創造的な事業を支援するための特別貸付制度等を設けまして、個店対策に力を入れておるところでございます。

○柳田委員 やはり商売というのは自分で努力をして自分でもうける、これが基本であらうと思ひます。国から補助をもらつて悠々とするような商売であつては逆に消費者にとつてもよろしくないということ、そのバランスのとおり方が非常に難しいかというふうに思ふわけでありまして、この

法案にも書いてありますとおり、消費者の利便ということをお考えいただきまして、生活していく上で、また街づくりの上で一番いい形態はどの辺にあるのか、また各店舗がどうすればそれなりのお金を上げておいて、質問を終わらしていただきます。ありがとうございました。

○奥田委員長 次回は、来る二十二日曜日の午前十時五十分理事会、午前十一時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。
午後五時五十分散会